

議案第40号

瀬戸内市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

別紙のとおり、瀬戸内市過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

(案)

瀬戸内市過疎地域 持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

岡山県

瀬戸内市

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | |
| はじめに | 2 |
| Ⅰ 瀬戸内市の概況 | 3 |
| 1) 自然的条件 | 3 |
| 2) 歴史的条件 | 4 |
| 3) 社会的条件 | 4 |
| 4) 経済的条件 | 7 |
| 5) 牛窓地域における過疎の状況と今後の見通し | 16 |
| 6) 牛窓地域の社会経済的発展の方向の概要 | 16 |
| Ⅱ 人口及び産業の推移と動向 | 18 |
| 1) 人口の推移と動向 | 18 |
| 2) 産業の推移と動向 | 24 |
| Ⅲ 行財政の状況 | 28 |
| 1) 財政状況 | 28 |
| 2) 効率的な行政運営 | 29 |
| 3) 公共施設の統合整備 | 30 |
| 4) 住民参加のまちづくり | 31 |
| Ⅳ 過疎地域（牛窓地域）の持続的発展の基本方針 | 32 |
| 1) 基本的方向 | 32 |
| 2) 土地利用 | 34 |
| Ⅴ 過疎地域（牛窓地域）の持続的発展のための基本目標 | 35 |
| Ⅵ 計画の達成状況の評価に関する事項 | 35 |
| Ⅶ 計画期間 | 35 |
| Ⅷ 公共施設等総合管理計画との整合性 | 35 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| Ⅰ 定住促進 | 38 |
| Ⅱ 国際交流・都市間交流の推進 | 39 |
| 1) 国際交流の推進 | 39 |
| 2) 都市間交流の推進 | 39 |
| Ⅲ 他の市町との連携施策 | 40 |
| 3 産業の振興 | |
| Ⅰ 農業等の振興 | 43 |
| 1) 農業の振興 | 43 |
| 2) 畜産業の振興 | 44 |
| Ⅱ 水産業の振興 | 45 |
| Ⅲ 商業の振興 | 46 |
| Ⅳ 工業の振興 | 47 |
| Ⅴ 地場産業の振興 | 47 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| VI | 起業の促進 | 48 |
| VII | 企業誘致の推進 | 49 |
| VIII | 観光業の振興 | 49 |
| IX | 地域資源の利用と産業振興に向けた協力体制の整備 | 50 |
| X | 森林整備と緑化の推進 | 51 |
| XI | 港湾の整備 | 52 |
| XII | 産業振興促進事項 | 52 |
| 4 | 地域における情報化 | |
| I | DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 | 55 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| I | 交通ネットワークの整備 | 57 |
| II | 道路の整備・充実 | 57 |
| III | 交通安全対策の推進 | 58 |
| IV | 公共施設等総合管理計画との整合 | 59 |
| 6 | 生活環境の整備 | |
| I | 下水・生活排水処理施設の整備 | 62 |
| II | 環境との共生 | 62 |
| III | 水資源の確保 | 63 |
| IV | 消防・防災・防犯対策の推進 | 64 |
| V | 河川・海岸、土砂災害危険箇所の整備 | 66 |
| VI | 美しいまちづくり | 67 |
| VII | 市営住宅の整備 | 67 |
| VIII | 公共施設等総合管理計画との整合 | 68 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| I | 地域福祉の充実 | 71 |
| II | 社会福祉の充実 | 71 |
| 1) | 子育て支援 | 71 |
| 2) | ひとり親（母子・父子）家庭の支援 | 73 |
| 3) | 高齢者の支援 | 73 |
| 4) | 障がい者自立支援 | 74 |
| 5) | 生活困窮者自立支援 | 76 |
| III | 健康づくり | 77 |
| 8 | 医療の確保 | |
| I | 医療の充実 | 81 |
| II | 社会保障の充実 | 81 |
| 1) | 国民健康保険の適正運営 | 81 |
| 2) | 国民年金制度の周知 | 82 |
| 9 | 教育の振興 | |
| I | 学校教育の充実 | 84 |
| II | 家庭・地域社会の教育力の向上 | 85 |
| III | 生涯学習の推進 | 86 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| IV | スポーツ活動の推進 | 87 |
| 1 0 | 集落の整備 | |
| I | 地域内交流の場の創出と充実 | 92 |
| 1 1 | 地域文化の振興等 | |
| I | 文化の保護・保存・継承と新しい文化の創造 | 95 |
| 1 2 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| I | 地球温暖化防止対策 | 98 |
| II | 他の市町との連携施策 | 98 |

1 基本的な事項

はじめに

全国的な過疎問題は、これまで過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年）、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年）に基づき、国、都道府県、市町村が一体となって総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきた結果、公共施設などの整備は一定の成果を挙げています。

しかし、過疎地域においては、人口の減少（特に若者）や少子高齢化の進行等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、生活基盤整備にも大きな格差が残されているなど、現在もなお厳しい状況が続いています。

一方で、地球環境問題の深刻化による脱炭素社会への移行、情報通信技術の進展と Society5.0 の推進、田園回帰の潮流、SDGs 理念の広がり等、時代の潮流が大きく変化している中で、過疎地域は、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有しており、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えています。

市町村行政を取り巻く環境が大きく変化している中で、将来の地域社会を担う人材の育成と確保、少子高齢化への対応、快適な暮らしを送るための生活基盤・生活環境の整備、産業の振興、市民参加による継続的・持続的なまちづくりなど地域の特性に応じた施策を積極的かつ重点的に展開する必要があります。

令和 3 年に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の効力は令和 13 年 3 月末までとなっています。令和 6 年 4 月 1 日現在、過疎市町村は、885 団体で全国 1,719 市町村の約 51.5% を占めています。人口は 9.3% を占めるに過ぎませんが、その面積は日本国土の約 6 割を占めています。

岡山県でも 19 の市町村が過疎地域に指定されており、ほとんどが県北部から中部の地域で、県南部では備前市、浅口市旧寄島町地域、そして瀬戸内市牛窓地域（旧牛窓町）が指定されています。

旧牛窓町では、平成 12 年度から過疎地域自立促進計画に基づき各種事業を展開してきた結果、生活・産業関係の社会基盤整備は着実にその成果を挙げてきていますが、人口減少は鈍化することなく続いているため、新たに瀬戸内市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）を瀬戸内市総合計画に基づき策定し、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した活力あるまちづくりを目指すものです。

この計画によって過疎対策事業債や補助制度、さらに税制上の優遇措置等を受けて各種事業を進めていくこととし、特に、恵まれた自然条件や歴史・文化資源を最大限に活かした事業を展開することにより、公共交通網の維持、下水道事業等の生活環境整備、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上などに取り組み、若者を中心とした定住人口の減少、少子化に歯止めをかけることを目的としています。

I 瀬戸内市の概況

1) 自然的条件

瀬戸内市は、平成 16 年 11 月 1 日、邑久郡牛窓町、邑久町及び長船町の 3 町が合併し、市制施行により誕生しました。

岡山県の南東部に位置し、西部は岡山市、北部・東部は備前市に隣接しています。

総面積は 125.46 km²で、その半分以上を邑久地域（旧邑久町）が占めています。

地勢は、市西部を吉井川が流れ、平野部には市街地と田園地帯が広がり、東部地域や海岸部は丘陵地帯となっています。また、南部は瀬戸内海に面し、島しょ部や海岸等の自然景観に恵まれています。

瀬戸内式気候に属し、降水量が少なく、温暖で、降雪はまれであり、降霜期間も短く過ごしやすい気候となっています。

土地利用現況を概観すると、地域の西端を流れる吉井川及びその支流千町川、干田川の川沿いに平坦地が開け、市街地や水田地帯として利用されています。

邑久駅及び市役所周辺、長船駅及び市長船支所周辺では、近年の宅地開発により都市化が進展しています。

農地については、平坦地が主に水田として、丘陵地が畑として利用されており、全面積の約 3 割を占めています。

山林については、市を東西方向に横断する形で広がっており、山林・原野の面積は全面積の約 4 割を占めています。また、牛窓地域の前島などの島しょ部では良好な自然環境が広がっており、瀬戸内海国立公園に指定されています。

2) 歴史的条件

牛窓地域は、縄文時代から人々が居住し、集落を形成していたことが貝塚などから伺えます。神功皇后にまつわる数々の伝説が今もなお語り継がれているこの地は、「牛窓の浪のしおさみ島とよみ寄せし君に逢はすかもあらむ」と万葉集にも歌われているように古くから開けたまちです。

牛窓港は、瀬戸内海に面した良港であるため、古くから内海航路の要衝としてその役割を担い栄えてきました。中世には海外貿易や造船の港町としても発展しました。

近世に入ってから、物資の流通が沿岸航路によって進められるようになったことから、牛窓港も岡山藩の表玄関として大きく発展しました。この頃の牛窓港は、物資輸送の中心地であるばかりではなく、江戸幕府の参勤交代や朝鮮通信使の寄港地としても繁栄しました。

邑久地域は、邑久駅東側に門田貝塚があり、弥生時代前期（約 2,300 年前）から鎌倉時代に集落が形成され、人々が生活していた様子が伺えます。

また、大正ロマンの叙情的な画風で一世を風靡した竹久夢二や世界的に有名で見る人に深い感動を与える喜之助人形の製作者である竹田喜之助（本名：岡本隆郎）ら多くの文化人を輩出しています。

長船地域は、平安時代中期から吉井川の水運を利用して刀剣づくりで栄えてきました。「鍛冶屋千軒」とうたわれ、数々の名刀を生みだしています。

吉井川沿いで山陽道の要衝にあった備前福岡は、水陸の交通の便に恵まれ、全国から商人が集まり、備前福岡の市という中国地方随一の大都市として繁栄しました。

長船地域は刀剣に関する多くの史跡をはじめ、古墳、社寺など貴重な文化遺産が数多く残っています。

旧牛窓町は、昭和 29 年 10 月 1 日、牛窓町（明治 29 年町制施行）、鹿忍町（大正 13 年町制施行）、長浜村（明治 22 年村制施行）の 3 町村合併からスタートし、その翌年の昭和 30 年 3 月に旧大宮村の一部千手地区を編入しました。

旧邑久町は、昭和 27 年 4 月 1 日、邑久村、福田村、今城村、豊原村、本庄村、笠加村の 6 村合併からスタートし、昭和 29 年 1 月に玉津村、昭和 33 年 4 月に裳掛村の一部を編入しました。

旧長船町は、昭和 30 年 3 月 31 日、美和村、国府村、行幸村の 3 村が合併しました。

そして、平成 16 年 11 月 1 日、旧牛窓町、旧邑久町、旧長船町の 3 町が合併し、瀬戸内市が誕生しました。

3) 社会的条件

① 居住環境

(1) 交通

道路は、市を東西に走る岡山ブルーラインを中心に、県道の飯井宿線、備前牛窓線、西大寺備前線、岡山牛窓線、瀬西大寺線、さらには北端を走る国道 2 号線によって基幹が形成され、東西方向の広域基幹道路を南北方向の道路がはしご状に結ぶ道路網となっています。岡山ブルーラインについては、市の基幹道路として重要な役割を担っています。

公共交通機関では、JR 赤穂線が西端部を走り、岡山市や備前市、赤穂市と結ばれ、市内には大富駅、邑久駅、長船駅の 3 駅があります。バスは、民間 2 社による路線網が敷かれています。

また、牛窓地域の前島については、本土側の関町地区との間を結ぶフェリー航路が開設されています。

(2) 上下水道

上水道については、普及率 99.9%となっており、ほぼ全域において確保されています。今後も市民を支えるライフラインとして水の安定供給や安全性を高めるため、老朽化した設備の更新、耐震

化や施設整備を計画的に推進していく必要があります。

下水道については、公共用水域の水質保全や快適な生活環境を実現するため、これまでも下水道整備事業を推進してきましたが、瀬戸内市の下水道の普及率は、令和3年3月31日現在で43.4%となっています。

牛窓地域については、漁業集落環境整備事業による西脇・子父雁地区が平成11年度末に供用開始しており、その後、農業集落排水整備事業による千手地区が平成13年度末に供用開始しています。牛窓処理区については、平成15年度に特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成20年度に一部供用開始しています。

邑久地域については、特定環境保全公共下水道事業による邑久処理区が平成21年度に一部供用開始しており、農業集落排水整備事業による尻海処理区についても21年度末に供用開始しています。また、虫明処理区については、特定環境保全公共下水道事業による整備について検討を進めています。

長船地域については、特定環境保全公共下水道事業による長船処理区で供用開始しており、中央処理区についても、平成21年度末に一部供用開始しています。また、農業集落排水整備事業による東須恵地区は平成10年度に、西須恵地区は平成17年度に、磯上地区は平成19年度に、美和・牛文地区については平成21年度末に供用開始しています。

今後も、より効率的に下水道整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、市全域における下水・生活排水処理施設の整備を進めていく予定です。

(3) ごみ・し尿処理

現在、市内全域の可燃ごみは、クリーンセンターかもめで焼却処理を行っています。毎年、少なからず施設の修繕が発生していますが、今後、施設への負担を軽減するとともに長寿命化を図るため、ごみ減量化の推進が必須となっています。このため、市では、「ごみダイエット瀬戸内」を宣言し、市民との協働により、ごみ30%減量の取組を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、牛窓・邑久地域は神崎衛生施設組合で、長船地域は長船衛生センターで処理を行っています。

(4) 健康づくり・医療・介護・福祉

健康づくりについては、市民が生活習慣を点検・改善し、健やかな暮らしを継続できるよう、関係機関と連携するなど健康づくりのための体制を整え、母子保健、成人・老人保健、感染症予防、精神保健等の各種事業を展開しています。

牛窓地域には、一般診療所2カ所（特別養護老人ホームあじさいのおか牛窓を除く。）、歯科診療所1カ所、合計3カ所の医療施設があります。

邑久地域には、市民病院（訪問看護ステーションを含む）、裳掛診療所（内科、歯科）と一般診療所12カ所、歯科診療所9カ所、合計23カ所の医療施設があります。市民病院は、内科、外科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経外科、整形外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科、麻酔科の14科、入院病床数は110床を有しています。また、医師数は常勤8名のほか、岡山赤十字病院をはじめとした多く医療機関から診療にお越しいただいています。

長船地域には、病院1カ所、一般診療所7カ所、歯科診療所6カ所、合計14カ所の医療施設があります。

福祉活動については、社会福祉協議会等関係機関とも連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談事業等を実施するとともに、地域福祉ネットワークをつくることにより福祉ニーズの把握と総

合的な施策の推進を図っています。

高齢者に対しては、地域包括支援センターを中心に継続的・効果的な介護予防サービスを提供するとともに、高齢者の生きがい対策や地域ケアの推進等により、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を進めています。

子育て支援については、まちの未来を担う子どもたちがすくすくと育つために、子育てに関する悩みや不安を解消するとともに、共働き家庭の多様化する保育ニーズに対応するため、通常保育のほか延長保育や一時保育、障害児保育、病児保育など保育サービスの充実を図っています。

障がい者に対しては、ノーマライゼーションの理念のもと、自立した生活の確保と社会参加の促進を図っています。

また、生活に困窮する人に対しても、適正な福祉サービスの提供と自立支援プログラムに沿った支援を行うなど、自立の促進に努めています。

②教育

牛窓地域には、現在、学校教育施設として2幼稚園（うち1園は休園中）、3小学校、1中学校があります。確かな学力の定着を目指すとともに、学年を超えた交流や地域の人々との交流等も実施しながら、地域への愛着を深め、人権の尊重と心豊かでたくましく生きる力の育成に努めています。

児童生徒の数は昭和30年代をピークに減少しており、令和7年5月現在で、幼稚園園児8人、小学校児童148人、中学校生徒99人となっています。

社会教育については、牛窓町公民館を拠点として多くの自主グループが学習活動を行っています。公民館は牛窓町公民館のほか3つの分館があり、牛窓いきいき学級や子どもを対象にした体験事業など、公民館主催事業が活発に行われています。

邑久地域には、現在、学校教育施設として1幼稚園、3小学校、1中学校、1高等学校があります。確かな学力の定着と心の教育に取り組むとともに、中学校においては、総合的な学習の時間を利用して、ハンセン病療養所の訪問を通じて人権を尊重し、誠実に人生を生きぬく人を目指した教育を進めています。

社会教育では瀬戸内市の教育に基づき、中央公民館や邑久スポーツ公園等を拠点として多くの自主グループが学習活動を行っており、市民の生涯学習活動への参加促進に努めています。

長船地域には、現在、学校教育施設として3幼稚園（うち1園は休園中）、3小学校、1中学校があります。確かな学力の定着を目指すとともに、地域の歴史を活かした体験学習などを実施し、人材の育成に努めています。

社会教育では長船町公民館や長船スポーツ公園等を拠点として、各種講座教室を開催し、市民の学習機会の提供に努めています。

今後とも、学習ニーズに応じた生涯学習推進体制を整備しながら、市民、学校、民間、行政が一体となって生涯学習のまちづくりを推進していく必要があります。

③歴史・文化、伝統

牛窓地域は、かつて海上交通・交易の要衝として栄えた港町でした。江戸時代には朝鮮通信使の寄港地であったことなど、他地域にはない独特の文化を有しています。牛窓地域には、そうした当時の繁栄を伺わせる有形、無形の文化財が数多く残されています。

今後も文化財の保護、保存を進めるとともに、点在する歴史・文化資源に対する整備の具体的な方向性を示し、美術館や寒風陶芸会館等も利用しながら活用を進め、地域の活性化と地域文化の向上に努めていく必要があります。

邑久地域については、弥生時代の遺跡である国指定の史跡門田貝塚や奈良時代に創建された餘慶寺、

静円寺など、数多くの歴史資源が保存されているほか、岡山県指定郷土伝統的工芸品である虫明焼、大正ロマンの詩画人、竹久夢二の生家やアトリエを復元した少年山荘、喜之助人形劇フェスタなど、地域ゆかりの文化・芸術を全国に向け発信してきました。

また、市民図書館を核として、子どもから高齢者まですべての市民が、地域の豊かな歴史、文化、芸術を見つめ直し、身近に感じるとともに、これを活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

長船地域については、美しく豊かな自然環境の中に、先人によって創造された文化遺産が数多く残されており、須恵器、土師器、古墳をはじめ、全国的に有名な「長船の刀剣」は郷土の最も誇りとする文化遺産です。

長船地域でも、文化芸術団体の活動を支援することにより、各種の文化的行事・活動を活性化させ、市民の各種文化活動への参加促進を図っています。また、優れた芸術・文化に接する機会づくりと、創作活動を発表する機会の創出に努めています。

4) 経済的条件

① 農林水産業

牛窓地域の地形は、周囲の約半分が海に囲まれ、陸地一帯は小丘陵に覆われているため、田畑の多くは段々畑・棚田を形成しています。気候は、瀬戸内式気候であり温暖寡雨で風害もまれです。

牛窓地域は、昭和の中頃まで海上交通の拠点として栄え、農産物なども海上輸送により岡山・四国方面へ出荷されてきました。現在では、交通事情の変化により岡山ブルーラインや山陽自動車道、瀬戸中央自動車道などを利用したトラック輸送へと姿を変えています。

また、古くから傾斜面を利用した畑による野菜栽培が盛んで、冬季の気候が温暖で日照量も多いという自然条件を活用して、白菜、キャベツ、カボチャ、冬瓜など主に露地野菜が栽培され、関西を主として各方面へ出荷しています。市場においては、他産地の台頭や輸入野菜が増加し、それらに対応する販売競争を強いられています。

生産基盤については農道整備やほ場整備、集出荷施設などの整備が行われており、平成8年度には畑地かんがい事業が完了し、かん水作業の省力化が図られ、野菜の生産振興と経営の安定につながっています。

担い手については、社会情勢の変化により農業離れが進み、後継者不足と農業者の高齢化が顕著で、農地の耕作放棄や農道・水路など農村環境の荒廃が心配されています。

また、農業のもう一つの核として酪農を中心とした畜産業があります。昭和60年に3,600頭余りいた乳用牛も令和7年には約216頭にまで減少しており、乳価の低迷や飼料自給率の確保等の課題があげられています。

水産業については、小規模な沿岸漁業が基調となっています。昭和48年以降、漁家世帯数は減少しており、令和7年度においては41戸となっています。

また、魚種は種類も豊富で高級魚も多いため、釣り客もよく訪れています。近年は養殖業も順調に進んでいます。

邑久地域の農業については、千町平野を中心とした稲作、裳掛地区を中心とした果樹、野菜などがあり、生産、維持・増進に努めています。

また、農道、農業用水などの生産基盤や自然と調和した農村環境の整備、さらに意欲のある認定農業者、新規就農者の確保・育成を図っています。

水産業においては、カキ養殖を中心として順調に成長してきましたが、漁業環境の悪化、後継者不足など水産業を取り巻く環境は厳しいものがあり、家庭雑排水の浄化対策、虫明湾内の海底清掃を行

うなど良好な漁場環境の保全に努めるとともに、イベント、生鮮水産物直売所などの観光漁業、加工品の販売など漁業生産・販売の振興、さらに、漁村環境の整備等を促進しています。

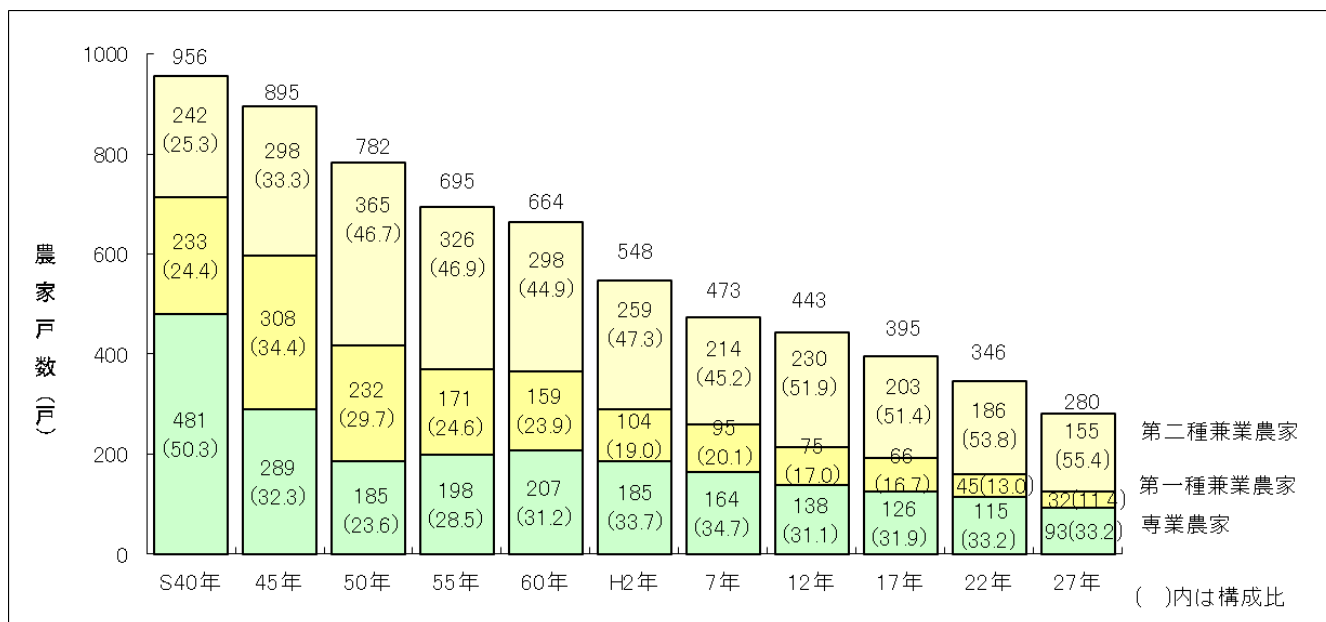
長船地域の農業は稲作が中心であり、現在では兼業化が進み、高齢者と女性労働への依存が高まっていますが、土地改良事業や農業生産基盤の整備、新技術の導入などを進めることにより、生産性の高い農業を目指しています。

また、転作地を利用して花づくり等を進め、特産物としての定着を図っています。

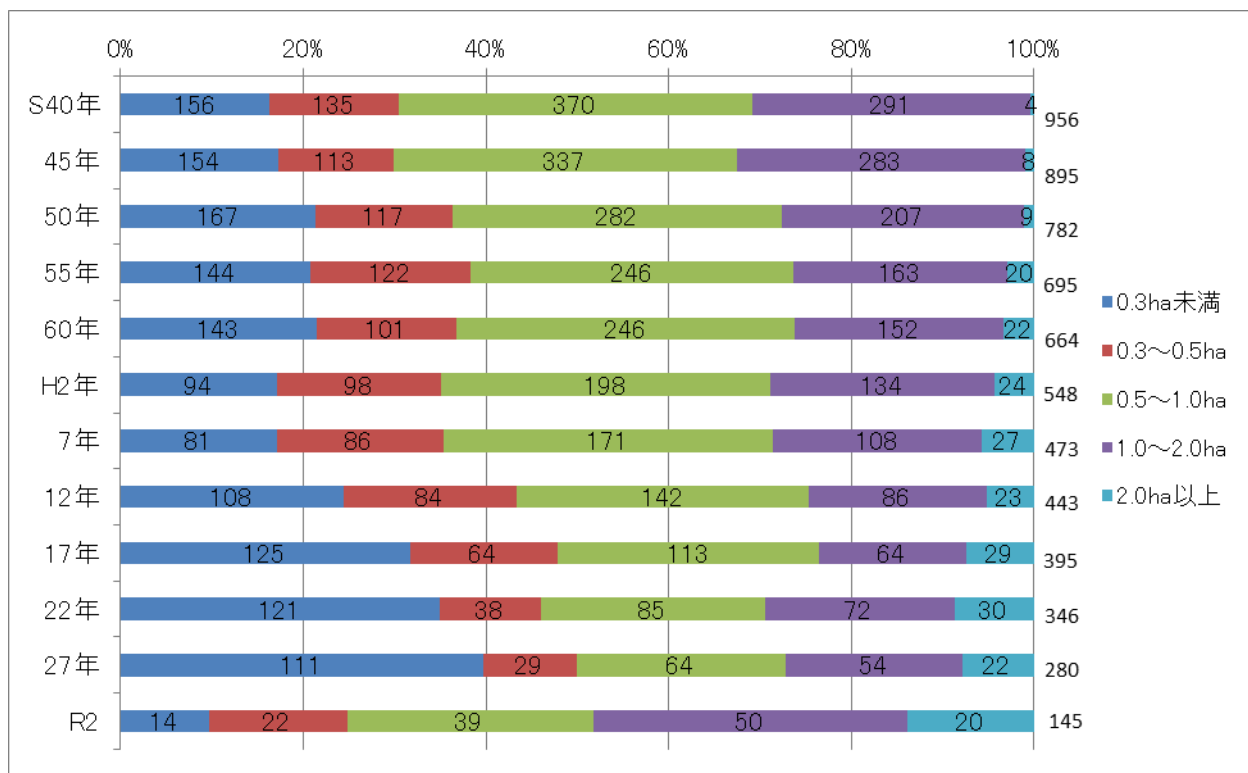
農業における牛窓地域と瀬戸内市、岡山県全体との比較（2020年農林業センサス）

| 項目 | 牛窓地域 | 瀬戸内市 | 岡山県 |
|-----------------------------|------|-------|--------|
| 農家戸数（戸） | 232 | 1,195 | 50,735 |
| 主業別 主業率（%） | 20.3 | 9.6 | 5.6 |
| 準主業率（%） | 3.4 | 5.9 | 6.7 |
| 農業経営規模 1戸当たり経営耕地面積（a） | 80 | 124 | 71 |
| 農産物販売金額300万円以上の農家率（%） | 39.6 | 15.6 | 5.9 |
| 農産物販売金額1,000万円以上の農家率（%） | 18.5 | 6.6 | 1.9 |
| 農業就業構造 30歳未満の農業就業人口比率（%） | 1.6 | 0.8 | 0.5 |
| 60歳以上の農業就業人口比率（%） | 79.4 | 84.6 | 89.8 |
| 農業就業人口に占める女子の比率（%） | 44.7 | 34.3 | 36.3 |

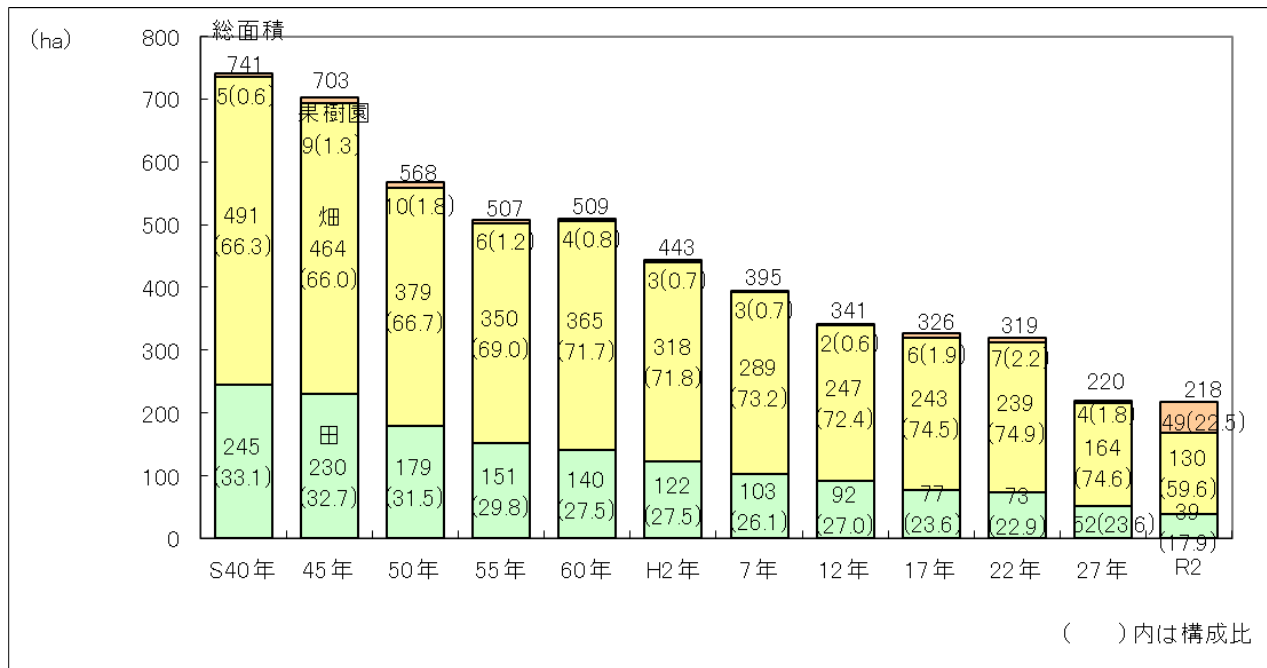
専兼業別農家数の推移（農林業センサス） 牛窓地域



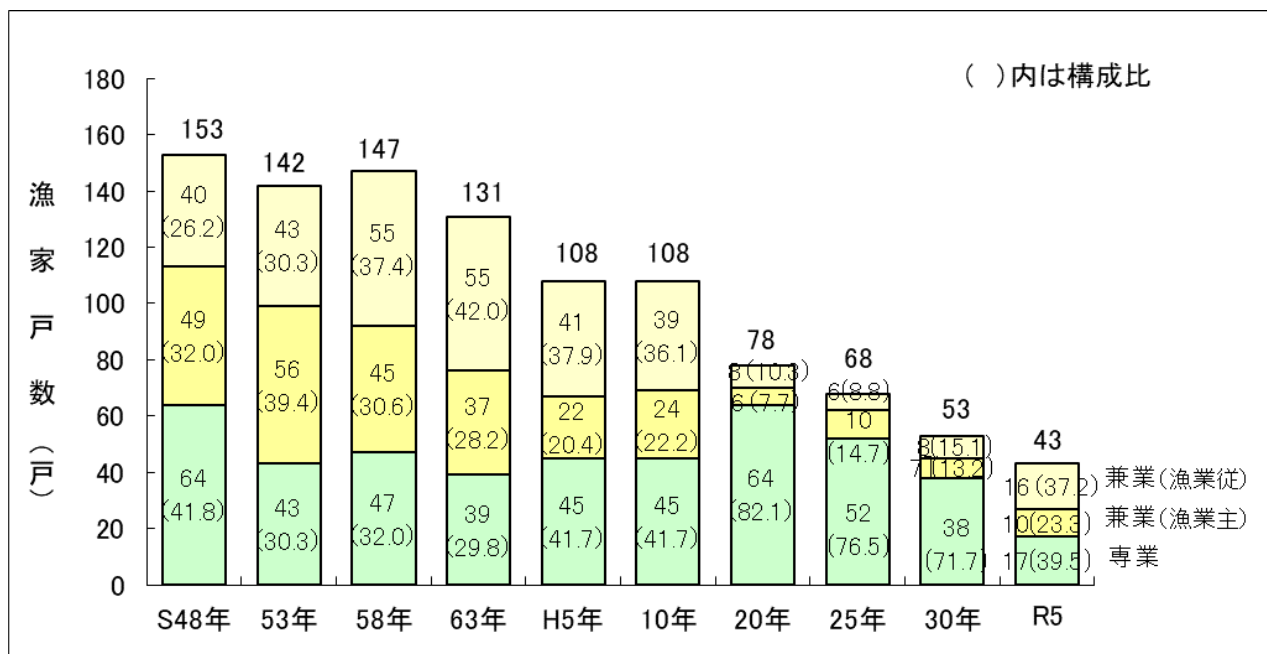
経営耕地面積規模別農家数の推移（農林業センサス） 牛窓地域

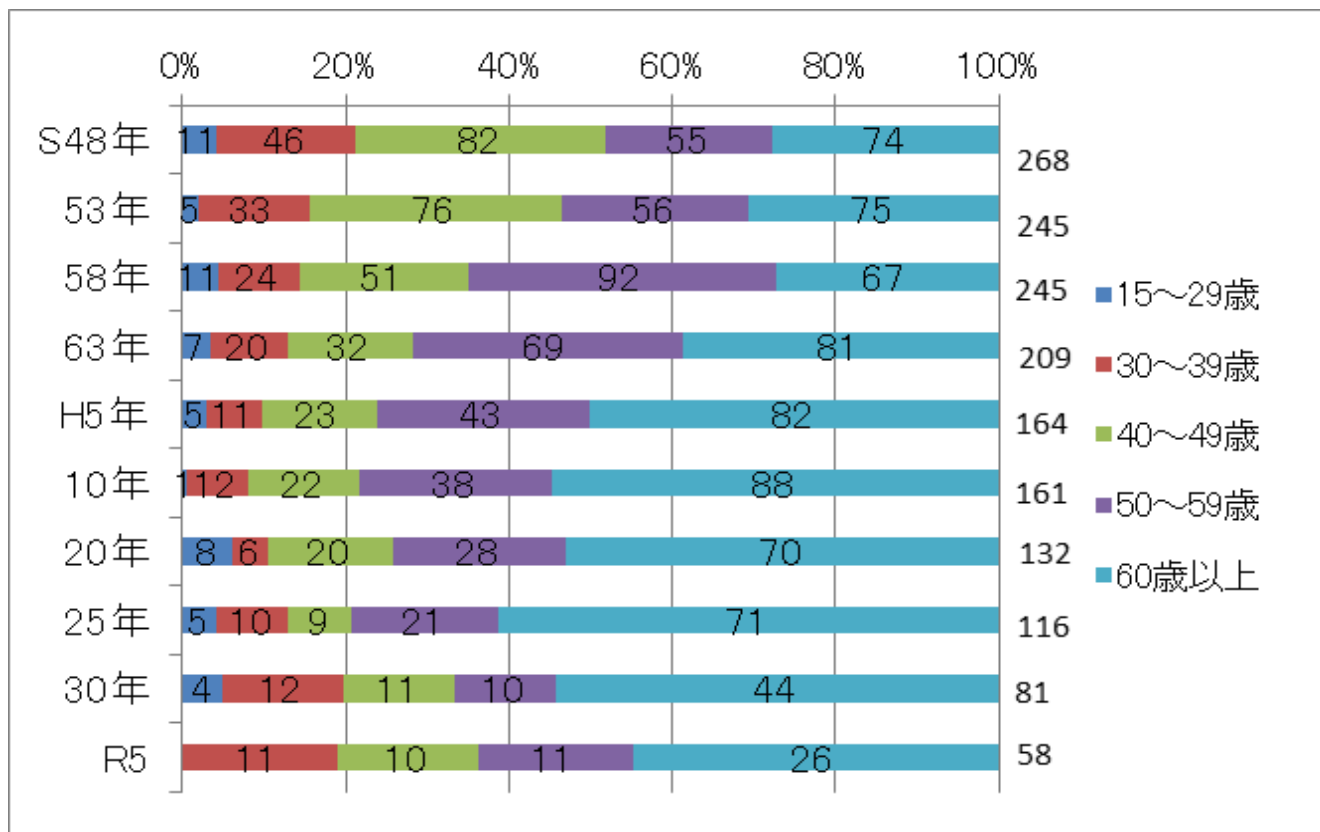


経営耕地面積の推移（農林業センサス） 牛窓地域



専兼業別漁家数（漁業センサス） 牛窓地域





②商工業

牛窓地域の商業は、小規模、零細企業が中心となっており、近隣の市町村と比較して商業力は低い状況にあります。

工業は、古くから栄えた造船業が産業構造の変化やFRPなど新素材の普及の中でその生産活動を縮小してきました。さらに、大規模企業の閉鎖もあり、事業所の数は、昭和50年から平成15年の間に65から17へと約4分の1に減少しています。従業者数も1,066人から346人へと約3分の1に減少しています。

また、昭和54年頃から寒風地区に陶芸の里づくりとして、陶芸家を誘致したことから、窯業・土石製品製造業が盛んになっています。しかし、従業者が30人以上の事業所は3事業所しかなく、その他の工業はいずれも零細、小規模企業となっています。1事業所あたりの製造品出荷額は岡山県全体の4分の1程度であり、従業者1人あたりの製造品出荷額では県全体の2分の1以下となっています。

邑久地域の商工業については、手作り特産品などの工房型店舗や、高齢者・女性向けサービスが充実した店づくりなどを進め、消費者の多様なニーズに応える商業振興を図っています。

また、企業誘致の推進、新地域産業の育成、雇用の創出を柱にまちの活性化を図っています。その他、カキなどを活かした特産品や加工品の開発にも力を入れています。

長船地域の商工業においては、印刷関連企業を誘致して工業の振興を図り、若者の定住や雇用促進、地域の活性化につなげてきました。

同時に、全国で唯一の刀剣を主に展示する「備前長船刀剣博物館」を中心とした「備前おさふね刀剣の里」での伝統工芸の伝承にも力を入れています。

商業における旧邑久郡3町及び岡山県全体との比較（平成14年商業統計調査）

| 区分 | 旧牛窓町 | 旧邑久町 | 旧長船町 | 岡山県全体 |
|-------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
| 総人口（人） | 7,691 | 19,501 | 11,430 | 1,950,828 |
| 商店数（店） | 119 | 198 | 115 | 26,243 |
| 従業者数（人） | 404 | 1,060 | 660 | 171,028 |
| 年間販売額（万円） | 510,651 | 3,643,034 | 1,238,810 | 551,894,373 |
| 人口1人当たり年間販売額（万円） | 66.4 | 186.8 | 108.4 | 282.9 |
| 1店当たり年間販売額（万円） | 4,291.2 | 18,399.2 | 10,772.3 | 21,030.2 |
| 1店当たり従業員数（人） | 3.4 | 5.4 | 5.7 | 6.5 |
| 従業員1人当たり年間販売額（万円） | 1,264.0 | 3,436.8 | 1,877.0 | 3,226.9 |

商業における瀬戸内市及び岡山県全体との比較（平成26年商業統計調査）

| 区分 | 瀬戸内市 | 岡山県全体 |
|-------------------|-----------|-------------|
| 総人口（人） | 36,975 | 1,921,525 |
| 商店数（店） | 250 | 16,533 |
| 従業者数（人） | 1,727 | 127,313 |
| 年間販売額（万円） | 3,755,600 | 457,962,800 |
| 人口1人当たり年間販売額（万円） | 101.6 | 238.3 |
| 1店当たり年間販売額（万円） | 15,022.4 | 27,699.9 |
| 1店当たり従業員数（人） | 6.9 | 7.7 |
| 従業員1人当たり年間販売額（万円） | 2,174.6 | 3,597.1 |

事業所数及び従業者数の推移 牛窓地域

（事業所・企業統計調査（平成21年数値は経済センサス基礎調査））

| 年 | 事業所総数 | 従業者数 | | | | |
|-------|-------|-----------|-------------|--------------|--------|-------|
| | | 総数 （人） | 個人業主 （人） | 家族従業者 （人） | 雇用者（人） | |
| | | | | | 総数 | 常雇 |
| 昭和 41 | 503 | 2,426 | 393 | 298 | 1,658 | 1,603 |
| 44 | 482 | 2,524 | 373 | 265 | 1,796 | 1,703 |
| 47 | 505 | 2,719 | 362 | 240 | 1,996 | 1,859 |
| 50 | 491 | 2,874 | 350 | 258 | 2,110 | 1,876 |
| 53 | 494 | 2,764 | 333 | 219 | 2,072 | 1,868 |
| 56 | 493 | 2,939 | 335 | 258 | 2,147 | 1,966 |
| 61 | 493 | 2,692 | 312 | 238 | 1,917 | 1,760 |
| 平成 3 | 465 | 3,126 | 282 | 124 | 2,417 | 2,053 |
| 8 | 426 | 3,003 | 239 | 64 | 2,345 | 2,136 |
| 13 | 391 | 2,707 | 211 | 78 | 2,136 | 2,015 |
| 16 | 342 | 2,211 | 196 | 42 | 1,708 | 1,522 |
| 18 | 390 | 2,691 | 204 | - | - | - |
| 21 | 374 | 2,628 | 174 | - | - | - |

商業の推移（商業統計調査） 牛窓地域

| 年 | 商店数（店） | 総従業者数（人） | 年間販売額（万円） |
|-------|--------|----------|-----------|
| 昭和 43 | 225 | 495 | 117,826 |
| 45 | 221 | 548 | 157,186 |
| 47 | 215 | 534 | 196,835 |
| 49 | 222 | 538 | 290,536 |
| 51 | 225 | 549 | 360,745 |
| 54 | 191 | 483 | 403,444 |
| 57 | 185 | 477 | 484,323 |
| 60 | 179 | 453 | 471,238 |
| 63 | 181 | 470 | 579,949 |
| 平成 3 | 171 | 480 | 682,451 |
| 6 | 152 | 444 | 677,216 |
| 9 | 140 | 437 | 633,918 |
| 14 | 119 | 404 | 510,651 |

工業における旧邑久郡 3 町及び岡山県全体との比較（平成 15 年 工業統計調査）

| 区分 | 旧牛窓町 | 旧邑久町 | 旧長船町 | 岡山県全体 |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-------------|
| 事業所数 | 17 | 44 | 35 | 4,729 |
| 従業者数（人） | 346 | 2,234 | 1,163 | 151,730 |
| 製造品出荷額等（万円） | 646,377 | 6,203,247 | 2,847,308 | 640,242,225 |
| 粗付加価値額（万円） | 362,174 | 3,164,535 | 1,437,896 | 215,186,323 |
| 1 事業所当たり従業者（人） | 20.4 | 50.8 | 33.2 | 32.1 |
| 1 事業所当たり製造品出荷額等（万円） | 38,022 | 140,983 | 81,352 | 135,386 |
| 従業者 1 人当たり製造品出荷額等（万円） | 1,868 | 2,777 | 2,448 | 4,220 |
| 従業者 1 人当たり粗付加価値額（万円） | 1,046 | 1,417 | 1,236 | 1,418 |

工業における瀬戸内市及び岡山県全体との比較（令和 2 年 工業統計調査）

| 区分 | 瀬戸内市 | 岡山県全体 |
|-----------------------|------------|-------------|
| 事業所数 | 96 | 3,147 |
| 従業者数（人） | 6,810 | 151,056 |
| 製造品出荷額等（万円） | 23,285,098 | 770,413,581 |
| 粗付加価値額（万円） | 9,322,726 | 201,801,132 |
| 1 事業所当たり従業者（人） | 70.9 | 48.0 |
| 1 事業所当たり製造品出荷額等（万円） | 242,553 | 244,809 |
| 従業者 1 人当たり製造品出荷額等（万円） | 3,419 | 5,100 |
| 従業者 1 人当たり粗付加価値額（万円） | 1,369 | 1,336 |

工業の推移（工業統計調査） 牛窓地域

| 年度 | 事業所数 | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|-------|------|---------|-------------|
| 昭和 40 | 43 | 787 | 115,440 |
| 45 | 58 | 990 | 263,302 |
| 47 | 65 | 991 | 331,382 |
| 50 | 65 | 1,066 | 667,261 |
| 53 | 57 | 955 | 1,272,358 |
| 55 | 51 | 987 | 1,667,460 |
| 58 | 48 | 836 | 1,563,276 |
| 60 | 39 | 747 | 1,822,009 |
| 63 | 45 | 778 | 1,460,161 |
| 平成 2 | 46 | 805 | 1,509,711 |
| 5 | 38 | 710 | 1,020,842 |
| 7 | 40 | 716 | 1,181,224 |
| 10 | 36 | 570 | 1,081,143 |
| 12 | 36 | 556 | 956,213 |
| 15 | 17 | 346 | 646,377 |

注：平成 12 年以前は全事業所、平成 15 年は従業者 4 人以上事業所数

③観光業

牛窓地域の令和 5 年度における年間観光客数は、約 19 万 5 千人で、その約半数を展望・ハイキングで占めています。

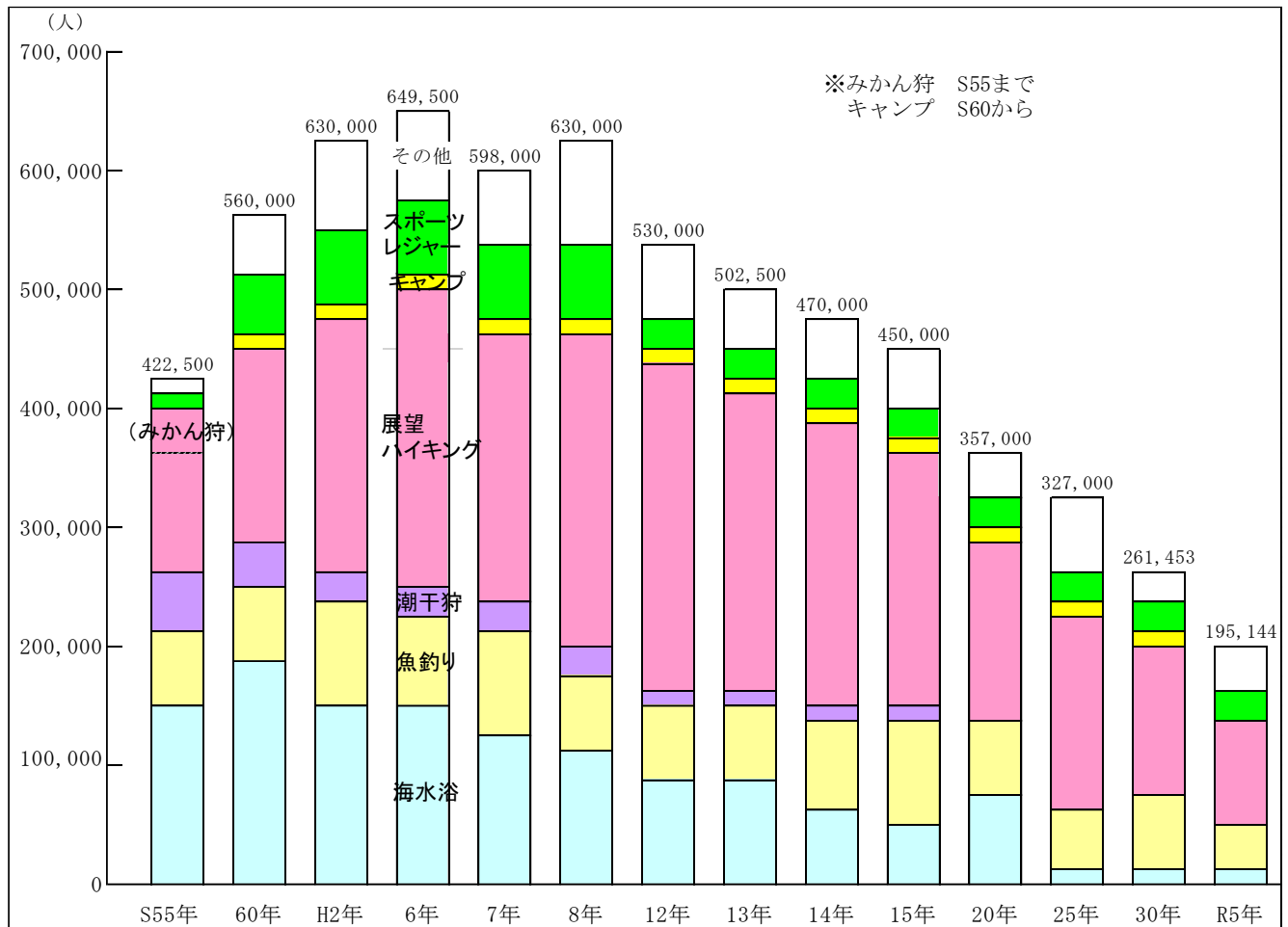
宿泊施設は、ペンション、民宿、旅館・ホテルがあります。観光客の約半分は大阪、兵庫などの近畿圏から訪れており、季節的には夏型観光で、ピークは 7 月から 8 月となっています。

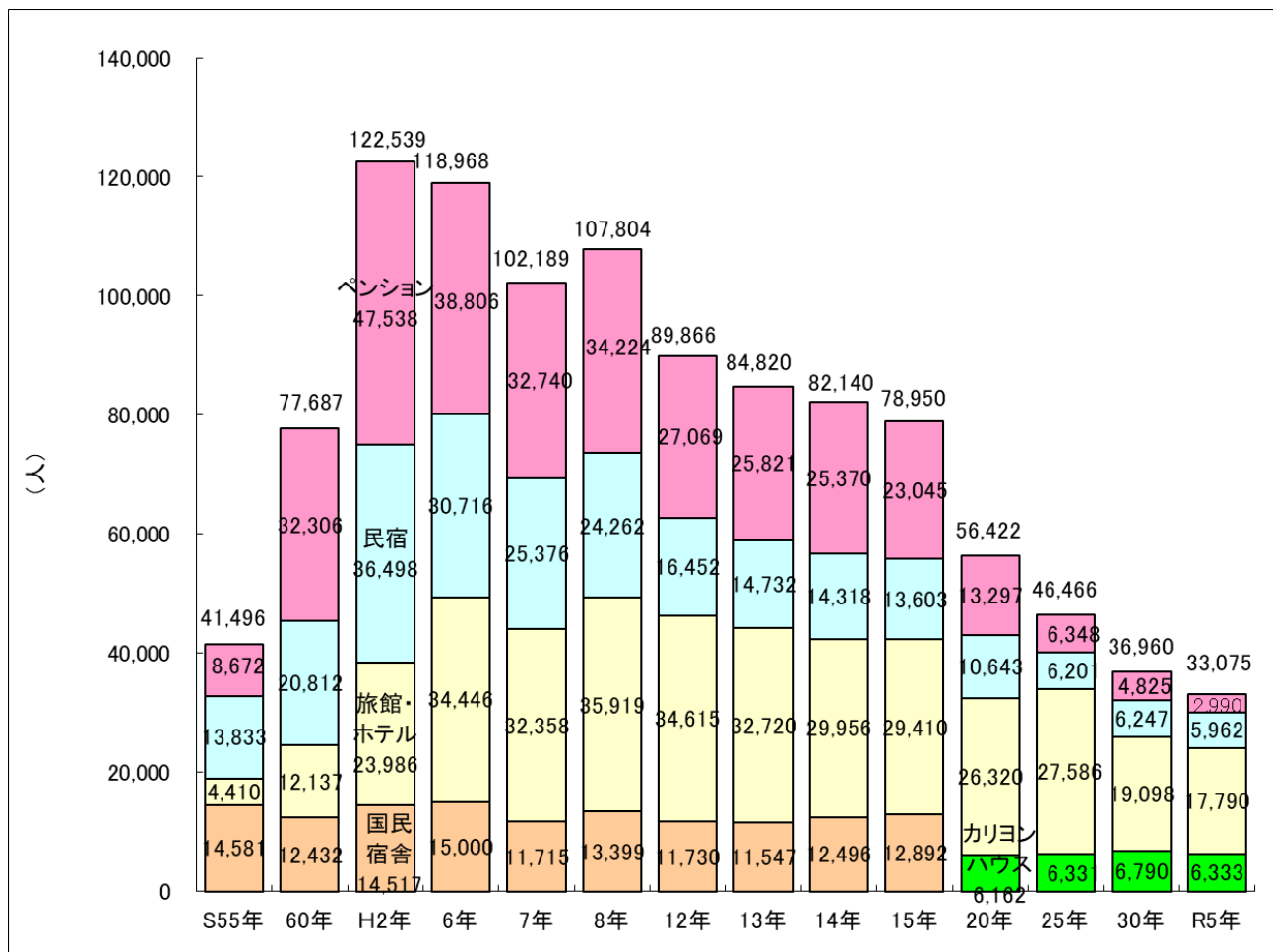
邑久地域については、宿泊施設が 1 施設しかありませんが、物産直売所や展望所のある岡山ブルーライン道の駅「黒井山グリーンパーク」、「一本松展望園」、世界的に有名で高い評価を得ている大正ロマンの詩人竹久夢二の生家などがあり、季節を問わず観光客が訪れています。

長船地域については、刀剣に関連した魅力ある観光資源を有しており、それらを有効利用した観光客の呼び込みや産業の活性化を進めています。今後も、「刀剣の里」としての長船を再認識し、伝統と自然、産業と市民が一体となった総合的な「観光資源」を創造し発信していく必要があります。

また、近隣市等と連携し一体的な整備・PRを行うことにより、それぞれの持つ魅力を高めることも重要です。さらに、情報化の時代にふさわしく、インターネット等あらゆるメディアを積極的に活用し、情報発信していく必要があります。

年間観光客数（文化観光課資料） 牛窓地域





5) 牛窓地域における過疎の状況と今後の見通し

近年の人口動態を見ると、社会減少だけでなく自然減少が大きくなっています。社会減少は若年層の流出に起因するものであり、平成以降の自然減少はそれ以前の著しい社会減少が起因しているものと推測できます。

牛窓地域の人口減少は、産業構造の変化に伴う就業形態の変化や、若者や働き盛りの世代が結婚して新居を探す、独立して家を建てたい等、住宅や宅地に対する需要は高いものの、地形的条件などから生活の利便性を追求するために若者を中心とした市民が牛窓地域外へ流出したことが主な原因と推測されます。

瀬戸内市全体においても、今後、人口が減少することが予測されていますが、特に牛窓地域並びに邑久地域玉津地区、裳掛地区では著しい人口減少が予測されています。

道路・公共交通網等の生活基盤の整備や防犯・防災対策を積極的に進めるとともに、子育てしやすい環境づくり、安心して医療、福祉・介護サービスを受けることができる体制づくり、ゆとりある生活を求める他地域からの定住希望者の受入れ体制の整備、働き場所の確保やコミュニティの活性化等を進めることにより、安全・安心に暮らせる住みよいまちづくりを進め、定住者の確保につなげていく必要があります。

6) 牛窓地域の社会経済的発展の方向の概要

岡山ブルーライン、瀬戸中央自動車道や山陽自動車道といった広域交通網と近年の高度情報化の推進

による地域経済の構造転換は、牛窓地域にも大きな影響をもたらし、あわせて、高速道路通行料金の割引制度によって、外部との交流はますます活発化しており、農業をはじめとした地域内生産物品の市場拡大が期待されています。

また、近年はこうした人的、物的交流の基盤が整備されていることに加え、人々が瞬時に同じ情報を共有できるなど情報化の進展が著しいものとなっています。

これら物流や情報の流れが場所や時間による制約を越える時代となり、牛窓地域が受けることのできる利益は確実に拡大しているものの、一方で、近年の産業構造の変化や個人のライフスタイルの多様化がこれら制約の緩和と連動し、人口流出というマイナス要素につながっていることも事実です。

これまで、農林漁業については港湾整備などの基盤整備をはじめ、新規就労対策を実施するなど、就労しやすく継続しやすい環境づくりに取り組んできました。

また、商工業についても、地場産業の経営体質の健全化を図り、迅速な物流や情報の流れも考慮した企業競争力の強化に対する支援を実施してきました。さらに、観光についても、新たな観光拠点となる観光センターの整備や観光施設を結ぶ幹線道の整備、せとうちフィルム・コミッションによる映画の誘致により知名度の向上に努めてきました。

今後とも、不足する後継者の確保をはじめ、産業構造の変化に対応した企業経営を支援し、あわせて道路、用地など産業基盤の整備等を進めるとともに、高齢化する就業者の支援についても取り組んでいく必要があります。

Ⅱ 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移と動向

牛窓地域における昭和 35 年から令和 2 年までの国勢調査人口は、60 年間に 5,866 人、50.9%の減少となっています。特に、昭和 30 年代後半から 40 年代半ばに人口減少が著しく、以降は次第に鈍化の傾向を示していたものの、平成に入ると再び 1 年間に約 100 人のペースで減少が続いています。

地区別の人口推移を見ると、昭和 45 年から平成 27 年までの 45 年の間に、牛窓地区は 46.8%、鹿忍地区は 25.9%、長浜地区は 13.8%減少しており、牛窓地域内で最も市街化が進んでいる牛窓地区の人口減少が著しい結果となっています。

年齢階層別人口を見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口と 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が大幅に減少し、65 歳以上の老年人口が増加しています。昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間で、年少人口は 86.2%、生産年齢人口は 64.3%減少しており、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間を見ても、年少人口は 29.6%、生産年齢人口は 28.3%減少しています。一方で、65 歳以上の老年人口は、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間で 152.6%、平成 22 年からの 10 年間でも 8.8%増加しています。

また、昭和 35 年の年少人口比率は 28.4%、生産年齢人口 62.6%、老年人口 9.0%であった人口の構成比率も、令和 2 年には年少人口 7.9%、生産年齢人口 45.5%、老年人口 46.3%となっており、過疎化の進行に加えて、少子高齢化が急速に進んでいるのがわかります。

瀬戸内市全体においても、今後、人口が減少することが予測されていますが、特に牛窓地域並びに邑久地域玉津地区、裳掛地区では著しい人口減少が予測されています。

人口の推移（国勢調査） 牛窓地域

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 11,529 | | 10,332 | △10.4 | 9,640 | △6.7 | 9,469 | △1.8 | 9,319 | △1.6 |
| 0～14歳 | 3,270 | | 2,359 | △27.9 | 1,973 | △16.4 | 1,934 | △2.0 | 1,845 | △4.6 |
| 15～64歳 | 7,221 | | 6,833 | △5.4 | 6,374 | △6.7 | 6,081 | △4.6 | 5,864 | △3.6 |
| うち15～29歳(a) | 2,471 | | 2,254 | △8.8 | 2,006 | △11.0 | 1,750 | △12.8 | 1,511 | △13.7 |
| 65歳以上(b) | 1,038 | | 1,140 | 9.8 | 1,293 | 13.4 | 1,454 | 12.5 | 1,610 | 10.7 |
| (a)/総数 | | | | | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 21.4 | | 21.8 | - | 20.8 | - | 18.5 | - | 16.2 | - |
| (b)/総数 | | | | | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 9.0 | | 11.0 | - | 13.4 | - | 15.4 | - | 17.3 | - |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 9,038 | △3.0 | 8,769 | △3.0 | 8,180 | △6.7 | 7,691 | △6.0 | 7,296 | △5.1 |
| 0～14歳 | 1,687 | △8.6 | 1,387 | △17.8 | 1,123 | △19.0 | 916 | △18.4 | 798 | △12.9 |
| 15～64歳 | 5,671 | △3.3 | 5,496 | △3.1 | 4,952 | △9.9 | 4,520 | △8.7 | 4,190 | △7.3 |
| うち15～29歳(a) | 1,413 | △6.5 | 1,446 | 2.3 | 1,311 | △9.3 | 1,165 | △11.1 | 899 | △22.8 |
| 65歳以上(b) | 1,680 | 4.3 | 1,886 | 12.3 | 2,105 | 11.6 | 2,255 | 7.1 | 2,304 | 2.2 |
| (a)/総数 | | | | | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 15.6 | - | 16.5 | - | 16.0 | - | 15.1 | - | 12.3 | - |
| (b)/総数 | | | | | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 18.6 | - | 21.5 | - | 25.7 | - | 29.3 | - | 31.6 | - |

| 区分 | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 6,644 | △8.9 | 6,161 | △7.3 | 5,663 | △8.1 |
| 0～14歳 | 639 | △19.9 | 513 | △19.7 | 450 | △12.3 |
| 15～64歳 | 3,595 | △14.2 | 3,014 | △16.2 | 2,577 | △14.5 |
| うち15～29歳(a) | 689 | △23.4 | 605 | △12.2 | 492 | △18.7 |
| 65歳以上(b) | 2,409 | 4.6 | 2,619 | 8.7 | 2,622 | 0.1 |
| (a)/総数 | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 10.4 | - | 9.8 | - | 8.7 | - |
| (b)/総数 | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 36.3 | - | 42.5 | - | 46.3 | - |

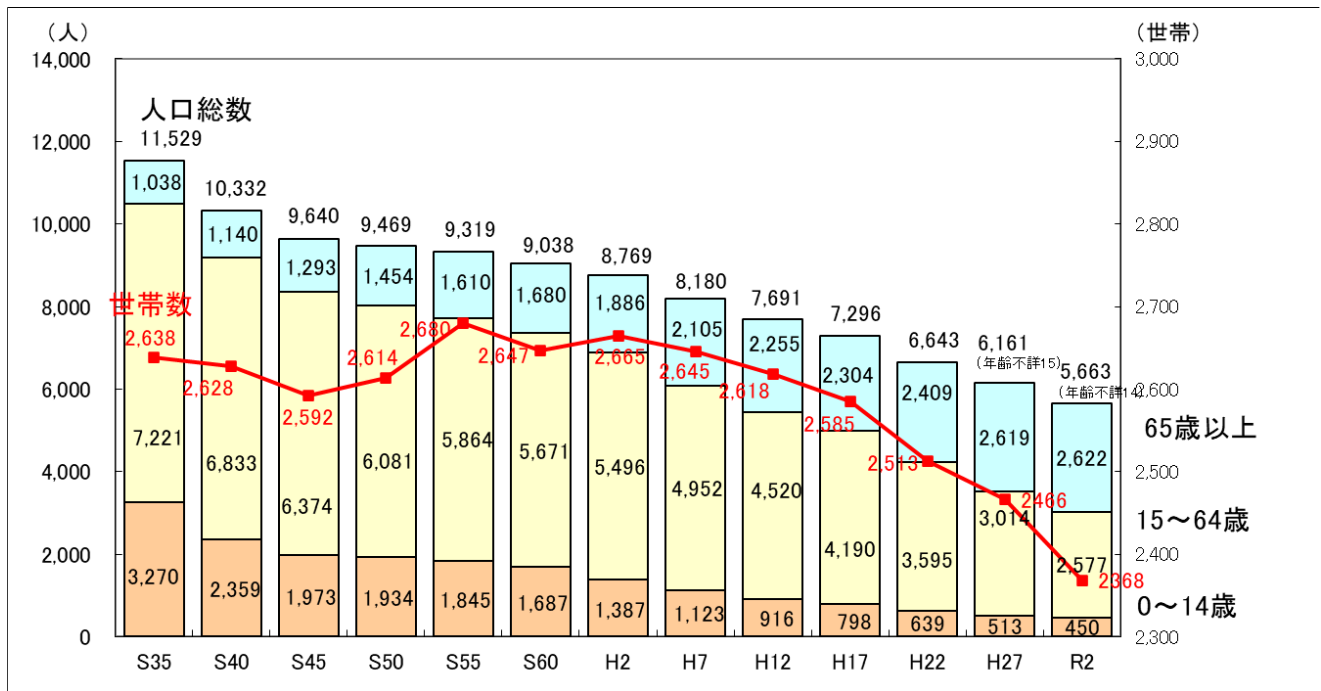
人口の推移（国勢調査） 瀬戸内市

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 38,789 | | 35,814 | △7.7 | 33,769 | △5.7 | 35,866 | 6.2 | 37,939 | 5.8 |
| 0～14歳 | 10,023 | | 7,552 | △24.7 | 6,368 | △15.7 | 6,986 | 9.7 | 7,678 | 9.9 |
| 15～64歳 | 25,287 | | 24,347 | △3.7 | 22,801 | △6.3 | 23,554 | 3.3 | 24,233 | 2.9 |
| うち15～29歳(a) | 8,562 | | 7,676 | △10.3 | 6,804 | △11.4 | 6,781 | △0.3 | 6,138 | 9.5 |
| 65歳以上(b) | 3,479 | | 3,915 | 12.5 | 4,600 | 17.5 | 5,326 | 15.8 | 6,028 | 13.2 |
| (a)/総数 | | | | | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 22.1 | | 21.4 | - | 20.1 | - | 18.9 | - | 16.2 | - |
| (b)/総数 | | | | | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 9.0 | | 10.9 | - | 13.6 | - | 14.8 | - | 15.9 | - |

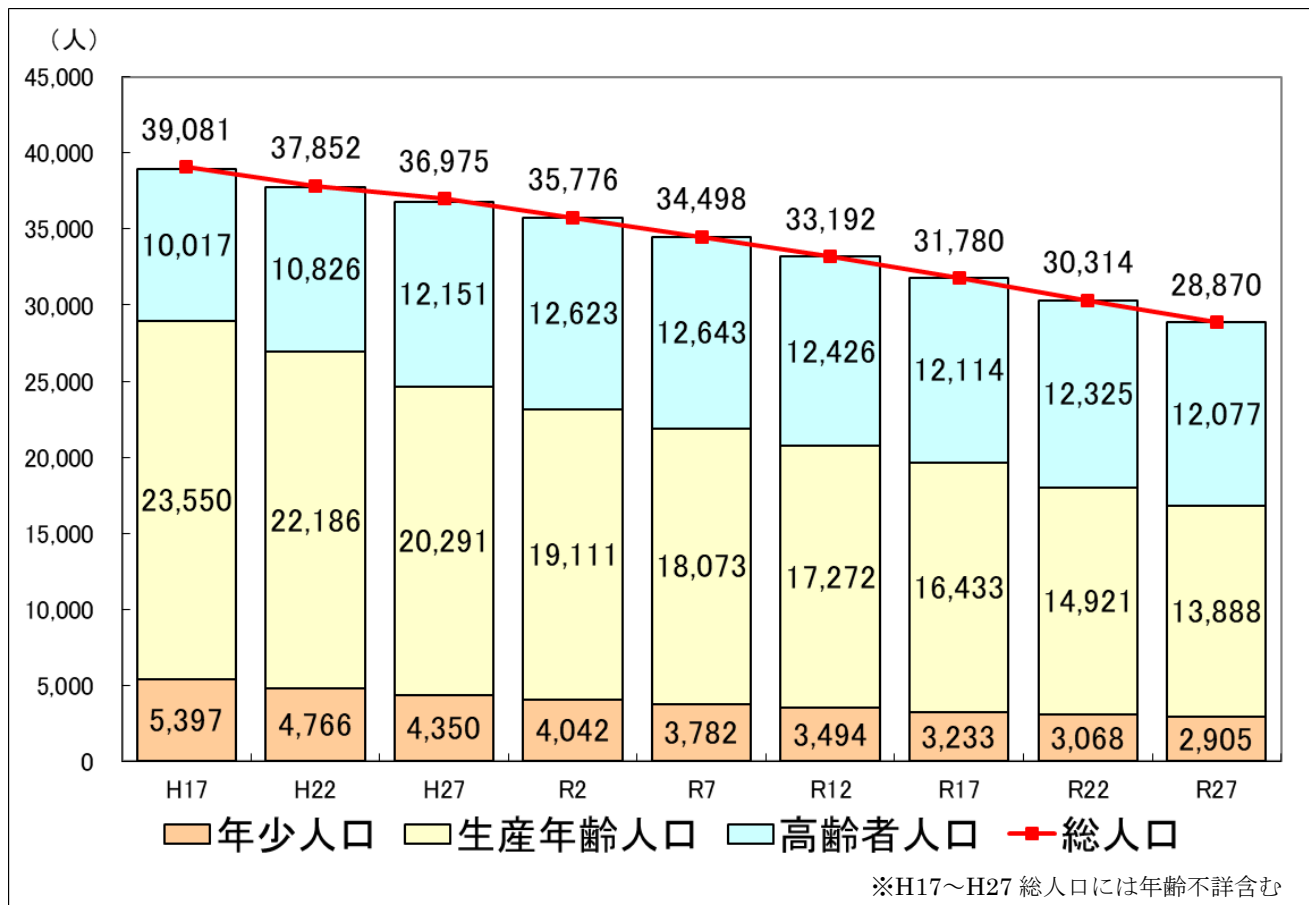
| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 38,838 | 2.4 | 38,928 | 0.2 | 39,228 | 0.8 | 39,403 | 0.4 | 39,081 | △0.8 |
| 0～14歳 | 7,517 | △2.1 | 6,545 | △12.9 | 5,958 | △9.0 | 5,710 | △4.2 | 5,397 | △5.5 |
| 15～64歳 | 24,749 | △2.1 | 24,863 | 0.4 | 24,734 | △0.5 | 24,268 | △1.9 | 23,550 | △3.0 |
| うち15～29歳(a) | 6,139 | 0.0 | 6,498 | 5.8 | 6,668 | 2.6 | 6,498 | △2.5 | 5,597 | △13.9 |
| 65歳以上(b) | 6,572 | 9.0 | 7,520 | 14.4 | 8,536 | 13.5 | 9,421 | 10.4 | 10,017 | 6.3 |
| (a)/総数 | | | | | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 15.8 | - | 16.7 | - | 17.0 | - | 16.5 | - | 14.3 | - |
| (b)/総数 | | | | | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 16.9 | - | 19.3 | - | 21.8 | - | 23.9 | - | 25.6 | - |

| 区分 | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) | 実数 (人) | 増減率 (%) |
| 総数 | 37,852 | △3.1 | 36,975 | △2.3 | 36,048 | △2.5 |
| 0～14歳 | 4,766 | △11.7 | 4,350 | △8.7 | 4,071 | △6.4 |
| 15～64歳 | 22,186 | △5.8 | 20,291 | △8.5 | 19,264 | △5.1 |
| うち15～29歳(a) | 4,984 | △11.0 | 4,635 | △7.0 | 4,397 | △5.1 |
| 65歳以上(b) | 10,826 | 8.1 | 12,151 | 12.2 | 12,422 | 2.2 |
| (a)/総数 | | | | | | |
| 若年者比率(%) | 13.2 | - | 12.5 | - | 12.2 | - |
| (b)/総数 | | | | | | |
| 高齢者比率(%) | 28.6 | - | 32.9 | - | 34.5 | - |

人口・世帯数の推移（国勢調査） 牛窓地域



| 年度 | 牛窓地区 | | 鹿忍地区 | | 長浜地区 | |
|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 人口（人） | 前回比（%） | 人口（人） | 前回比（%） | 人口（人） | 前回比（%） |
| S45 | 5,243 | - | 2,975 | - | 1,863 | - |
| 50 | 4,925 | △6.1 | 2,826 | △5.0 | 1,937 | 4.0 |
| 55 | 4,595 | △6.7 | 3,038 | 7.5 | 1,842 | △5.8 |
| 60 | 4,314 | △6.1 | 3,002 | △1.2 | 1,849 | 0.4 |
| H2 | 4,159 | △3.6 | 3,004 | 0.1 | 1,847 | △0.1 |
| 7 | 3,851 | △7.4 | 2,826 | △5.9 | 1,727 | △6.5 |
| 12 | 3,502 | △9.1 | 2,666 | △5.7 | 1,778 | 3.0 |
| 13 | 3,490 | △0.3 | 2,681 | 0.6 | 1,754 | △1.9 |
| 14 | 3,414 | △2.2 | 2,689 | 0.3 | 1,765 | 0.6 |
| 15 | 3,404 | △0.3 | 2,671 | △0.7 | 1,717 | △2.7 |
| 16 | 3,419 | 0.4 | 2,664 | △0.3 | 1,670 | △2.7 |
| 17 | 3,326 | △2.7 | 2,633 | △1.2 | 1,660 | △0.6 |
| 18 | 3,246 | △2.4 | 2,603 | △1.1 | 1,671 | 0.7 |
| 19 | 3,218 | △0.9 | 2,534 | △2.7 | 1,657 | △0.8 |
| 20 | 3,151 | △2.1 | 2,494 | △1.6 | 1,653 | △0.2 |
| 21 | 3,101 | △1.6 | 2,436 | △2.3 | 1,651 | △0.1 |
| 22 | 3,031 | △2.3 | 2,388 | △2.0 | 1,637 | △0.8 |
| 23 | 2,989 | △1.4 | 2,362 | △1.1 | 1,610 | △1.6 |
| 24 | 2,961 | △0.9 | 2,340 | △0.9 | 1,609 | △0.1 |
| 25 | 2,896 | △2.2 | 2,301 | △1.7 | 1,602 | △0.4 |
| 26 | 2,819 | △2.7 | 2,253 | △2.1 | 1,613 | 0.7 |
| 27 | 2,789 | △1.1 | 2,203 | △2.2 | 1,605 | △0.5 |
| 28 | 2,741 | △1.7 | 2,204 | 0.0 | 1,614 | 0.6 |
| 29 | 2,689 | △1.9 | 2,169 | △1.6 | 1,591 | △1.4 |
| 30 | 2,597 | △3.4 | 2,113 | △2.6 | 1,551 | △2.5 |
| 31 | 2,584 | △0.5 | 2,079 | △1.6 | 1,505 | △3.0 |
| R2 | 2,528 | △2.2 | 2,026 | △2.5 | 1,483 | △1.5 |
| 3 | 2,500 | △1.1 | 1,996 | △1.5 | 1,474 | △0.6 |
| 4 | 2,455 | △1.8 | 1,958 | △1.9 | 1,438 | △2.4 |
| 5 | 2,383 | △2.9 | 1,896 | △3.2 | 1,387 | △3.5 |
| 6 | 2,329 | △2.3 | 1,863 | △1.7 | 1,377 | △0.7 |
| 7 | 2,275 | △2.3 | 1,775 | △4.7 | 1,356 | △1.5 |



2) 産業の推移と動向

牛窓地域の産業別就業人口の推移を見ると、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間に、第一次産業は 2,610 人、85.5%、第二次産業は 693 人、53.6%、第三次産業は 50 人、3.1%減少しています。

第一次産業人口の減少は、産業構造の変化に伴う就業形態の変化や農漁業の後継者不足が要因となっていることが考えられます。また、第二次産業人口を見ると、製造業は増加傾向にあったものの、昭和 50 年代から減少しており、景気の低迷や主要企業の撤退が要因であると考えられます。一方、昭和 50 年代に入ると第三次産業人口が増加しており、特にサービス業の増加が目立ち、観光を主な産業とするまちの姿が伺える結果となっています。

このような変化の中で、今後は、農漁業者が市内で採った食材で特産品を開発・提供し、観光と融合することにより地域が活性化する仕組みをつくっていく必要があります。

また、瀬戸内市全域の産業別就業人口の推移を見ると、昭和 35 年から令和 2 年までの 60 年間に、第一次産業人口は 9,266 人、85.9%の減少となっており、牛窓地域同様、産業構造の変化に伴う就業形態の変化や農漁業の後継者不足が要因となっていることが考えられます。第二次産業については 1,807 人、57.3%増加しており、バブル経済等の影響もあり、昭和 50 年代から 60 年代にかけて製造業、建設業に従事する市民が増加したものの、その後の長引く景気の低迷もあり、現在は減少に転じています。さらに、第三次産業については 6,033 人、133.5%と急激に増加しており、特にサービス業の増加が目立っています。

産業別人口の動向（国勢調査） 牛窓地域

| 区分 | 昭和 35 年 | | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | |
|--------------------|------------|--|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 5,940 | | 人 5,395 | % △9.2 | 人 5,382 | % △0.2 | 人 4,923 | % △8.5 | 人 4,816 | % △2.2 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 51.4 | | 46.3 | - | 37.8 | - | 30.6 | - | 28.3 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 21.8 | | 23.7 | - | 29.3 | - | 32.8 | - | 32.1 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 26.8 | | 30.0 | - | 32.8 | - | 36.5 | - | 39.7 | - |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|--------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 4,554 | % △5.4 | 人 4,461 | % △2.0 | 人 4,243 | % △4.9 | 人 3,848 | % △9.3 | 人 3,650 | % △5.1 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 27.6 | - | 24.3 | - | 23.0 | - | 21.5 | - | 20.4 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 30.6 | - | 30.9 | - | 31.2 | - | 28.6 | - | 25.9 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 41.8 | - | 44.7 | - | 45.8 | - | 49.9 | - | 53.8 | - |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|--------------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 3,086 | % △15.5 | 人 2,943 | % △4.6 | 人 2,587 | % △12.1 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 17.8 | - | 16.2 | - | 17.1 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 22.9 | - | 23.4 | - | 23.2 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 59.3 | - | 60.3 | - | 59.6 | - |

産業別人口の動向（国勢調査） 瀬戸内市

| 区分 | 昭和 35 年 | | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | |
|--------------------|-------------|--|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 18,457 | | 人 18,432 | % △0.1 | 人 18,474 | % 0.2 | 人 17,850 | % △3.4 | 人 18,441 | % 3.3 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 58.4 | | 51.0 | - | 41.0 | - | 28.2 | - | 22.5 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 17.1 | | 20.1 | - | 26.2 | - | 33.6 | - | 35.3 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 24.5 | | 28.8 | - | 32.8 | - | 38.1 | - | 42.1 | - |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|--------------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 18,814 | % 2.0 | 人 18,826 | % 0.1 | 人 19,550 | % 3.8 | 人 19,123 | % △2.2 | 人 18,910 | % △1.1 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 20.6 | - | 16.8 | - | 15.2 | - | 13.4 | - | 13.1 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 35.5 | - | 36.6 | - | 35.7 | - | 33.6 | - | 31.2 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 43.9 | - | 46.6 | - | 49.0 | - | 52.9 | - | 55.5 | - |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|--------------------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 17,682 | % △6.5 | 人 17,705 | % 0.1 | 人 17,031 | % △3.8 |
| 第一次産業 就業人口比率(%) | 10.0 | - | 9.3 | - | 8.9 | - |
| 第二次産業 就業人口比率(%) | 27.9 | - | 28.5 | - | 29.1 | - |
| 第三次産業 就業人口比率(%) | 62.1 | - | 62.3 | - | 62.0 | - |

産業別人口の推移（国勢調査） 牛窓地域

| | 区分 | S35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | H2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 | R2年 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第一次 | 農業 | 2,706 | 2,226 | 1,805 | 1,297 | 1,158 | 1,059 | 919 | 840 | 705 | 637 | 477 | 415 | 384 |
| | 漁業 | 347 | 273 | 231 | 211 | 203 | 199 | 167 | 136 | 121 | 107 | 72 | 62 | 59 |
| | その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第二次 | 製造 | 956 | 1,048 | 1,352 | 1,343 | 1,201 | 1,116 | 1,106 | 1,018 | 832 | 712 | 553 | 529 | 472 |
| | 建設 | 337 | 219 | 222 | 265 | 340 | 268 | 262 | 295 | 265 | 232 | 154 | 161 | 128 |
| | その他 | 1 | 9 | 3 | 7 | 4 | 10 | 11 | 11 | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 第三次 | 卸小売 | 632 | 623 | 671 | 689 | 697 | 665 | 667 | 618 | 616 | 502 | 419 | 385 | 336 |
| | 運輸 | 256 | 286 | 313 | 317 | 313 | 290 | 267 | 237 | 229 | 197 | 176 | 175 | 161 |
| | サービス | 705 | 710 | 783 | 794 | 900 | 947 | 1,062 | 1,087 | 1,076 | 1,263 | 1,234 | 1,216 | 1,046 |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 5,940 | 5,395 | 5,382 | 4,923 | 4,816 | 4,554 | 4,461 | 4,243 | 3,848 | 3,650 | 3,086 | 2,943 | 2,587 |

産業別人口の推移（国勢調査） 瀬戸内市

| | 区分 | S35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | H2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 | R2年 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第一次 | 農業 | 10,190 | 8,775 | 6,995 | 4,538 | 3,646 | 3,359 | 2,698 | 2,569 | 2,192 | 2,165 | 1,530 | 1,412 | 1,283 |
| | 漁業 | 587 | 627 | 583 | 488 | 510 | 520 | 455 | 397 | 365 | 314 | 235 | 226 | 233 |
| | その他 | 5 | 7 | 1 | 0 | 1 | 3 | 4 | 2 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 第二次 | 製造 | 2,244 | 3,042 | 3,899 | 4,704 | 4,988 | 5,284 | 5,500 | 5,420 | 5,011 | 4,622 | 3,977 | 3,992 | 4,026 |
| | 建設 | 881 | 631 | 910 | 1,288 | 1,518 | 1,366 | 1,376 | 1,551 | 1,402 | 1,273 | 957 | 1,051 | 935 |
| | その他 | 31 | 35 | 22 | 13 | 7 | 21 | 11 | 15 | 18 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 第三次 | 卸小売 | 1,633 | 1,829 | 2,026 | 2,396 | 2,704 | 2,785 | 2,773 | 2,941 | 3,064 | 2,503 | 2,412 | 2,300 | 2,219 |
| | 運輸 | 582 | 771 | 860 | 900 | 998 | 1,068 | 1,123 | 1,180 | 1,397 | 1,197 | 1,087 | 1,155 | 1,118 |
| | サービス | 2,304 | 2,715 | 3,178 | 3,523 | 4,069 | 4,408 | 4,886 | 5,475 | 5,670 | 6,830 | 7,482 | 7,568 | 7,215 |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | 18,457 | 18,432 | 18,474 | 17,850 | 18,441 | 18,818 | 18,826 | 19,550 | 19,123 | 18,910 | 17,682 | 17,705 | 17,031 |

Ⅲ 行財政の状況

1) 財政状況

合併前の旧牛窓町においては、一般財源の著しい減少や、義務的経費の伸長など厳しい財政運営を迫られていました。その後、邑久郡3町が合併し、合併のメリットの一つである行財政基盤の強化により大きな財政効果を期待していたところですが、地方交付税の削減に加え、合併前の相次ぐ台風の襲来による大災害などの影響で、合併時における基金残高が予定外に乏しかったこと、また、本格化した三位一体改革によるさらなる地方交付税や国の補助金の大幅な削減などにより、合併前の財政見通しから大きく財政状況が悪化していました。

このような状況の中、合併当初には、財政調整基金が乏しく、多額の財源不足に対して特定目的基金から多額の借入を行わなければ予算編成ができないという綱渡りの財政運営が続いた時期もありましたが、さまざまな行財政改革を行い、現在では合併当初のような危機的事態は回避できている状況です。

しかしながら、少子高齢化の進展により、社会保障関係経費が今後ますます増加するとともに、近年の物価高や賃金、金利の上昇により経常的な経費が大きく増加していくことが見込まれています。さらに、人口減少が一層進むことで公共施設の利用需要が変化していくことが予想され、全ての施設を現状のまま維持、更新し続けることは困難となっています。一方で、歳入では、今後の人口減少により税収の減少が見込まれるとともに、合併後しばらくの間は、普通交付税や市債の発行において、合併後のさまざまな問題を解決するために有効な財源が多くありましたが、普通交付税の合併算定替えによる特例は令和元年度で終了となり、合併特例事業債の発行期限も令和6年度で終了しました。

このことから将来にわたり安定的で自立性の高い財政運営を行うためには、引き続き、財政健全化に向けた取組を進め、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図る必要があります。

| 財政の状況（地方財政状況調） | 旧牛窓町 | （単位：千円） | |
|-----------------|-----------|-----------|--|
| 区分 | 平成 12 年度 | 平成 15 年度 | |
| 歳入総額 A | 3,857,723 | 4,518,745 | |
| 一般財源 | 2,911,443 | 2,404,346 | |
| 国庫支出金 | 129,837 | 174,485 | |
| 都道府県支出金 | 178,267 | 314,814 | |
| 地方債 | 323,600 | 717,500 | |
| うち過疎債 | 13,700 | 202,400 | |
| その他 | 314,576 | 907,600 | |
| 歳出総額 B | 3,708,152 | 4,369,009 | |
| 義務的経費 | 1,376,841 | 1,459,029 | |
| 投資的経費 | 650,836 | 881,455 | |
| うち普通建設事業 | 650,836 | 877,158 | |
| その他 | 1,680,475 | 2,028,525 | |
| 過疎対策事業費 | 1,374,989 | 1,119,089 | |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 149,571 | 149,736 | |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 3,361 | 4,638 | |
| 実質収支 C-D | 146,210 | 145,098 | |
| 財政力指数 | 0.325 | 0.336 | |
| 公債費負担比率 | 15.3 | 14.9 | |
| 実質公債費比率 | - | - | |
| 起債制限比率 | 9.7 | 10.1 | |
| 経常収支比率 | 91.6 | 94.8 | |
| 将来負担比率 | - | - | |
| 地方債現在高 | 3,924,390 | 4,093,098 | |

財政の状況（地方財政状況調） 瀬戸内市 （単位：千円）

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 16,460,416 | 17,425,214 | 26,313,102 |
| 一般財源 | 11,215,932 | 12,360,965 | 14,734,338 |
| 国庫支出金 | 1,831,799 | 1,569,865 | 6,308,834 |
| 都道府県支出金 | 963,022 | 848,314 | 1,091,622 |
| 地方債 | 1,815,490 | 1,532,600 | 2,387,424 |
| うち過疎債 | 33,100 | 5,000 | 348,000 |
| その他 | 634,173 | 1,113,470 | 1,790,884 |
| 歳出総額 B | 15,981,949 | 16,406,092 | 25,239,994 |
| 義務的経費 | 7,012,879 | 7,081,534 | 8,958,835 |
| 投資的経費 | 2,356,758 | 1,570,342 | 3,725,772 |
| うち普通建設事業 | 2,342,880 | 1,547,002 | 3,725,772 |
| その他 | 6,612,312 | 7,754,216 | 12,555,387 |
| うち過疎対策事業費 | 33,285 | 5,810 | 21,400 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 478,467 | 1,019,122 | 1,073,108 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 114,974 | 192,086 | 176,141 |
| 実質収支 C-D | 363,493 | 827,036 | 896,967 |
| 財政力指数 | 0.535 | 0.521 | 0.575 |
| 公債費負担比率 | 15.5 | 12.2 | 15.8 |
| 実質公債費比率 | 16.5 | 11.0 | 8.6 |
| 起債制限比率 | 9.5 | 5.2 | 4.8 |
| 経常収支比率 | 79.4 | 82.7 | 82.0 |
| 将来負担比率 | 101.3 | 58.6 | 36.2 |
| 地方債現在高 | 16,459,489 | 15,932,519 | 17,278,596 |

2) 効率的な行政運営

これまで、総合計画の目標実現に向け、重点的・効果的に事業を実施するため、行政改革大綱を策定し、高度化・多様化した市民ニーズに対応できる人材の育成や適材適所の職員の配置、行政の透明性の確保など、効果的・効率的な行政運営に努めてきました。

今後も、職員の能力開発を体系的に行うとともに、行政評価を進めることにより、効率的な事業の進め方を模索し、見直しを進めることで、市民にとって重要な分野へ予算を集中させていく必要があります。また、広報せとうちやホームページ、SNS等を活用して市民への情報提供を進めることにより、情報と意識の共有化を図るとともに、タウンミーティング等の開催により、広く市民の意見を聴き、市政に反映していく必要があります。

さらには、公平な課税を行うとともに、市民の納税意識を高め、悪質な滞納者には毅然とした対応をとることで、市民の負担感を公平なものにします。

3) 公共施設の統合整備

高度成長期に建設された公共施設の老朽化への対応が急務となっている中、瀬戸内市で現在保有している公共施設をすべて維持し続けることは不可能であるとし、公共施設総量の縮減や既存施設の効率的な活用、効果的な管理運営を柱とした公共施設再編方針を策定し、平成 28 年度にはインフラ施設も含めた公共施設等総合管理計画を策定しています。

総量縮減を進めるにあたっては、将来のまちの姿を見据え、公共施設が果たす機能を可能な限り維持することで、地域住民の福祉に最大限配慮する必要があります。

また、維持し続ける施設については、公共施設の維持管理や更新にあたり民間の資金やノウハウを活用する官民連携を積極的に進め、ライフサイクルコストの低減を図ります。近い将来発生が予想されている大規模地震に対応できる避難所としての機能の充実を図る必要もあります。

主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調・一般廃棄物処理事業実態調査） 牛窓地域

| 区分 | 昭和 45 年度末 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市町村道 改良率(%) | 5.21 | 33.39 | 21.59 | 28.52 | - | - |
| 舗装率(%) | 17.59 | 58.22 | 77.01 | 80.94 | - | - |
| 農 道 延長(m) | - | - | - | - | - | - |
| 耕地 1ha 当たり農道延長(m) | 7.60 | 52.13 | 37.17 | 15.59 | - | - |
| 林 道 延長(m) | - | - | - | - | - | - |
| 林野 1ha 当たり林道延長(m) | 2.06 | 2.68 | 1.59 | 0 | - | - |
| 水道普及率(%) | 91.5 | 99.0 | 99.9 | 99.9 | - | - |
| 水洗化率(%) | - | 17.63 | 29.44 | 54.49 | - | - |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 12.66 | 8.72 | 9.21 | 10.31 | - | - |

主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調・一般廃棄物処理事業実態調査） 瀬戸内市

| 区分 | 昭和 45 年度末 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 |
|--------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市町村道 改良率(%) | - | - | - | 34.1 | 38.2 | 40.5 |
| 舗装率(%) | - | - | - | 70.0 | 78.1 | 84.3 |
| 農 道 延長(m) | - | - | - | - | 58,514 | 58,309 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長(m) | - | - | - | 2.30 | - | - |
| 林 道 延長(m) | - | - | - | - | 29,767 | 29,427 |
| 林野 1ha 当たり林道延長(m) | - | - | - | 5.06 | - | - |
| 水道普及率(%) | 89.9 | 97.7 | 99.8 | 99.8 | 99.8 | 67.3 |
| 水洗化率(%) | - | - | - | 52.23 | 68.3 | 65.4 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | - | - | 1.44 | 1.42 | 2.82 | 3.05 |

4) 住民参加のまちづくり

近年、個人の価値観や市民ニーズが多様化する中で、地域が抱えている課題への対応は、行政の取組だけでは十分とは言えません。市民、地域、市民団体、行政や企業等がお互いにその力を発揮し、みんなが知恵を出しあいながら課題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

そのためにも、市民と行政が情報や意識を共有する中で、互いに理解し合い、信頼と適切なパートナーシップを築いていくことが重要であるため、市民の主体的な活動を支援するとともに、協働によるまちづくりに向け、ともに意識を高めていくための啓発事業や市民団体のネットワークづくりを進めていく必要があります。

また、市民一人ひとりが自分たちにできる活動を積極的に進めるとともに、その拠点施設の整備についても進めていく必要があります。

IV 過疎地域（牛窓地域）の持続的発展の基本方針

1) 基本的方向

『安全・安心で、楽しく、豊かに暮らせる住みよいまち』

牛窓地域のまちづくりについては、以下の6項目を中心に施策を進め、市民にとって「生活の充実した」かつ「一体感がある」、「活力に満ちた」まちをつくることにより、自立を促進し、人口減少を抑制します。

① 健やかに暮らせるまち

いつまでも健康で明るく活動的に暮らせることはすべての市民共通の願いです。

しかし、過疎化が進む牛窓地域においては、同時に少子高齢化が進み、高齢者の増加とともに、健康に不安を抱える市民も増加しているものと考えられます。

健康で自立した生活を送れるよう市民の健康づくりを支援するとともに、医療が必要な場合には、いつでも安心して質の高い医療が受けられるまちづくりを進めます。

また、福祉・介護サービスが必要になった場合においても、市民の実情にあったサービスを適切に提供できる体制をつくります。

【基本的施策】

- ◆健康づくり活動の推進
- ◆医療の確保
- ◆介護・福祉サービスの充実

② 地域で支えあい、知恵を出しあうまち

少子高齢化の進展に伴う核家族化や一人世帯の増加等により、市民自らが地域の一員であるという意識が希薄化してきています。意識の希薄化は市民間の共通項をなくし、地域への帰属意識が薄まることとなります。

地域に住む人々が、楽しく暮らせ、互いにつながりを持ちながら、思いやりをもった地域づくりを進めるとともに、自分たちの地域のことは自分たち自らが考え、課題解決に取り組むことのできるまちをつくります。

また、子どもは地域の宝であるとの認識を持ち、地域みんなで子育てできる環境づくりを進めます。

【基本的施策】

- ◆子育て支援
- ◆コミュニティ、NPO等支援対策の推進

③ ゆとりあるライフスタイルが実践できるまち

長期にわたる景気の低迷や、経済活動のグローバル化によって、今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、循環型・省資源型のライフスタイルに移行しています。

そのような中、人々の価値観や生活様式も多様化しつつあり、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化してきており、田舎暮らしを求め、都市部から牛窓地域への定住希望者は増加してきています。

豊かな自然と歴史、人とのふれあいを大切にした地域の中で、市民が安心して暮らすことはもちろん、他地域からの定住希望者、いわゆるJターンやIターン希望者を積極的に受け入れ、都市部とは違った、環境にも配慮したゆとりあるライフスタイルが実践できる地域を目指します。

また、学習機会を充実させることによりゆとりある生活を送るとともに、地域が持つ自然、歴史・文化に誇りを持ち、積極的に他地域との交流を進めることにより、地域の良さを再確認できる取組を

進めます。

【基本的施策】

- ◆学校教育の充実
- ◆生涯学習、スポーツ活動の推進
- ◆交流活動の推進
- ◆歴史・文化資源の保護、保存及び継承活動の推進
- ◆定住対策の推進
- ◆自然環境、景観の保全
- ◆循環型社会の構築
- ◆地球環境問題への対応

④生活基盤・生活環境が整ったまち

現在、地域に住む人々の生活は、岡山市や市内他地域に依存する部分が多いことは否定できません。しかし、高齢者を中心に、他地域への往来に困難を伴う人々は多数存在しています。

買い物等の際に一定の利便性が確保された公共交通網をはじめ、上下水道、安全・安心に利用できる道路や便利な情報ネットワークをつくるなど生活基盤が整備され、地域の中で不自由なく暮らせるまちをつくることにより、日常生活における市民の幸福感や満足度を高め、地域の自立につなげます。

【基本的施策】

- ◆道路網の整備
- ◆公共交通網の整備
- ◆情報ネットワークの整備
- ◆上水道の整備
- ◆下水道の整備

⑤安全・安心に暮らせるまち

牛窓地域は、過去に台風や大雨による災害に見舞われており、平成16年の台風16号では、多くの家屋が高潮による被害を受けました。

河川改修や高潮対策、ライフラインの整備など災害に強いまちづくりを進めるとともに、いつ起こるかわからない地震災害や大型化する台風による災害等に対し、万が一の時には素早く安全に対応できるよう常に防災意識を持ち、行政と力を合わせて行動できる市民や組織の育成に努めます。

市民が犯罪のない地域の中で安心して生活できるよう、地域みんなで防犯に力を入れるまちをつくれます。

さらに、交通事故から子ども、高齢者等を守るため、交通安全意識をさらに高めます。

【基本的施策】

- ◆河川・海岸・港湾の整備
- ◆防災対策の推進
- ◆交通安全対策の推進
- ◆防犯対策の推進

⑥産業に活力があるまち

牛窓地域には、農漁業、観光関連業以外にも様々な産業が存在しています。それらは個々に古い歴史を有しているだけでなく、地域内で大きな役割を担っています。

何回でも行ってみたいと思えるにぎわいと活気のある観光のまちづくりをはじめ、地元産物のブランド化や独自性のある新しい産業を地域が一体となって支援するとともに、企業の経営体質の強化に

向けた支援を行うことにより地元産業の活性化を進めます。それにより、牛窓地域に豊かさが生まれ、雇用の拡大による働き場所の確保につながります。

【基本的施策】

- ◆農林水産業の振興
- ◆商工業の振興
- ◆雇用・労働対策の推進
- ◆観光業の振興

2) 土地利用

①現状と課題

牛窓地域は、総面積 27.53 km²のうち、その多くが丘陵地であり、平坦地が少なく、この地形的条件が土地利用についての制約となり、各種用地の確保を困難にしています。実際に、土地利用状況は、山林・原野などの自然的利用が40%弱を占め、宅地は全体の1割にも満たない状況となっています。

しかしながら、牛窓地域の美しい自然環境、程よい田舎感に魅せられ移住・定住を希望する者が、近年、増加傾向にあります。市有分譲地の販売、空き家バンク制度による住まいの情報提供により、1人でも多くの移住者を迎え入れるとともに、定住人口の減少を抑制していく必要があります。

また、公園など人々が安らぎを得るための公共施設、生活利便性を向上するための拠点施設を確保する必要があります。

しおまち唐琴通りなどの古い町並みが残る旧市街地は、住宅が密集しており、道路が狭く、特に防災面に不安があるものの、その町並みは歴史的、文化的遺産としての価値が高いことから、保全処置を講じていく必要があります。

牛窓地域の公共下水道事業及び農業集落排水整備事業等は、平成19年度に一部の工事が完了し、処理を開始しています。今後も整備を進めるとともに、適正な維持管理に努め、きれいな水を未来へ引き継いでいく必要があります。

幹線道路は、牛窓地域と邑久地域、岡山市とを結ぶ唯一の交通手段ですが、狭い箇所があるなど様々な問題が残されており、さらなる整備を進めていく必要があります。

生活道路は、幹線道路と一体となった役割が期待されていることから、安全面に配慮していく必要があります。

港湾は、レジャー施設としての役割と、生活の場としての役割とを合わせ持っています。プレジャーボートの無秩序な係留等が問題となっていますが、今後は、その役割を明確に切り分けた港湾の利用を促進していく必要があります。

森林は、自然環境及び地域固有の景観の保護の観点から、その保全を図る必要があります。

農地は、就業者の高齢化などの事情から荒廃化が進んでいる地区があり、また、建設残土を利用して農地整備を行っているケースも見受けられます。適正かつ有効な土地利用について誘導を進めていく必要があります。

商工業用地については、企業の集積化を図り、その役割を充実させていく必要があります。

さらに、急傾斜地対策、低地帯排水処理対策など、環境保全対策についても推進していく必要があります。

②基本方針

牛窓地域の土地利用の基本方針は、瀬戸内市国土利用計画の理念に基づき、農業・漁業を基盤とした地域産業の振興を図りながら、港町特有の歴史文化や景観を活かした調和の取れた生活・観光拠点の形成を目指します。地域の中心となる牛窓地区では、防災性の向上や空き家対策、生活利便施設の整備を進めることで住環境を改善するとともに、沿岸部の美しい景観を保全し、観光・交流拠点としての機能を強化します。農業・漁業集落においては、無秩序な開発を抑え、空き家や荒廃農地を活用した移住者や新規就農者の受け入れを促進し、自然と調和した集落環境を形成します。また、牛窓しおまち唐琴通りでは、防災性の向上と併せて歴史的建造物の保存と活用を進め、港町の風情あるまちなみの保全と活用を図ります。さらに、干拓地や丘陵畑地帯、沿岸部では、土地特性を活かした営農・漁業環境の充実と景観保全を進め、丘陵地帯の豊かな自然環境については、森林の適切な維持管理と保全を行い、レクリエーション空間としての活用を推進します。

V 過疎地域（牛窓地域）の持続的発展のための基本目標

1) 人口に関する目標（市全体）

瀬戸内市全体において、瀬戸内市人口ビジョン（令和2年3月改訂）において掲げる将来の目標人口である2040（令和22）年に31,000人程度、2060（令和42年）年に27,000人程度を維持することを目指します。

2) 住民の満足度に関する目標（市全体）

| 成果指標 | 基準値 | 目標値 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 瀬戸内市を誇りに思う市民の割合 | 52.9%（R2） | 63.6%（R8） |
| 瀬戸内市に愛着がある市民の割合 | 79.9%（R2） | 87.3%（R8） |
| 瀬戸内市を住みやすいと感じる市民の割合 | 78.7%（R2） | 83.7%（R8） |

VI 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と瀬戸内市総合計画及び瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略は相互に関連することから、一体的に進捗管理することとし、瀬戸内市太陽のまち創生有識者会議や行政評価により目標の達成状況の評価した上で、その結果を公表します。

VII 計画期間

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とします。

VIII 公共施設等総合管理計画との整合性

瀬戸内市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下のとおり規定しています。

（公共施設等の管理に関する基本的な考え方）

公共施設及びインフラ施設の管理については、各施設において個別に将来計画を検討した長寿命化計画等の個別施設計画との整合性を図りながら、以下の基本的な方針に基づき推進します。

① 点検・診断等の実施方針

公共施設、インフラ施設については、定期的な点検や調査を行うことで、老朽か所や損傷箇所の早

期把握に努めます。

② 維持管理・更新等の実施方針

公共施設のうち残すべき施設については、大規模改修や建替えの周期を長期化することにより更新費用の縮減に努めます。

また、インフラ施設についても、従来の事後保全による手法から予防保全に転換することにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、更新時期の集中を避け、事業費の平準化を図ります。

③ 安全確保の実施方針

安全確保の観点から、老朽化等により供用廃止された施設については、原則として利用を行わないとともに、付属設備等の更新を実施しないこととします。

④ 耐震化の実施方針

耐震性能を有しない公共施設について、現況を調査し、耐用年数や今後の施設利用を踏まえ、優先順位をつけながら耐震化を推進します。

⑤ 長寿命化の実施方針

日常的な点検・修繕のほか、必要と認められる施設・設備の改修等に取り組んでいきます。また、公共施設のうち残すべき施設については、適切な時期において、大規模改修の実施等を行い、建物の建替周期を伸ばして長寿命化を図ります。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設のうち残すべき施設については、誰もが利用しやすい施設にするよう、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

⑦ 脱炭素化の推進方針

公共施設、インフラ施設の維持・更新等を行う際には、LED機器の導入や設備の高効率化などの省エネルギー改修、太陽光発電設備や蓄電池などの再生可能エネルギーの導入、ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）化などの方策により、省エネ・脱炭素化を推進します。

⑧ 統合や廃止の推進方針

施設総量の縮減や効率的な施設運営のため、施設の廃止や転用をはじめ、他施設との統合、複合化、集約化などを推進します。また、具体的な公共施設、インフラ施設の統合や廃止などについては、各施設において個別に将来計画を検討した長寿命化計画等の個別施設計画及びインフラ施設に関する各種計画に基づき推進します。

⑨ 数値目標等

公共施設に関しては、限られた財源の中、全ての施設を維持更新し続けることは不可能と考えています。このため、施設総量の縮減を進めます。具体的な取り組みとして、施設の更新や将来計画を検討する際に、原則として新規建設を行わないこと、周辺自治体との広域連携、施設の集約化・複合化・統廃合、官民連携による施設整備、運営の推進、余剰施設の活用、転用及び処分など、より将来負担が縮減できる方法を選択することにより、40年間で延床面積40%の総量縮減を目指します。

施設総量の縮減を目標に掲げるとともに、財源の確保や維持管理費の縮減、効率的な行政運営に努め、ニーズに応じた行政サービスを将来にわたって提供できるよう、必要十分な、適量かつ効果的な施設の確保に努めます。

また、インフラ施設については、道路、橋梁、上下水道といった資産の削減は難しいことから、長寿命化計画等の推進により、インフラ施設の効率的な管理や更新を行い、将来要する費用の節減を行います。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

I 定住促進

若者を中心とした市民の定住を促すためには、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを着実に進めることが重要です。また、都市郊外の豊かな自然の残る地域で暮らしたいと考えるU J I ターン希望者が求める暮らしを可能な限り提供できるようニーズに応じて住宅を供給できる体制づくりが重要です。それにより、地域に住んでみたい、住み続けたいと思える地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域は、36の自治会からなり、第1次生活圏として、牛窓地区、鹿忍地区、長浜地区の3地区が設定されています。各自治会は、それぞれの集会所を拠点として、コミュニティ活動、ボランティア活動などの地域活動の中心的役割を担っており、その集落規模は、世帯数10戸から250戸、産業形態も農水産業から商工業、観光業と様々です。

第1次生活圏別で見ると、最も市街化の進んでいる牛窓地区の人口減少が著しく、少子高齢化が急速に進んでいます。鹿忍地区でも近年人口減少が著しく進んできています。3地区で一番減少率の低い長浜地区でも若年層の流出が著しくなっています。また、自治会別で見ても急速に少子高齢化、過疎化が進み、世代の構成が保たれなくなっている自治会もあります。

牛窓地域は、平坦地が極めて少なく、住宅地に適する土地が少ないことやバブル崩壊前のリゾート開発ブームにより地価が高騰したため、地域内に住宅を取得したいと考える若い世代が、価格的な条件から住宅を取得することができない状況に加え、民間企業の開発による宅地分譲等も少ない状況となっています。これら実質的な住宅供給不足に加えて、通勤条件や日常生活の利便性の問題から若者世代の流出が続いており、集落機能や地域活力の低下の要因となっています。

現在、牛窓地域の定住促進を目的に整備した市有分譲地のうち、未売売となっているのは1団地、計4区画ありますが、販売の状況は芳しくないため、販売を促進し、定住促進につなげていく必要があります。また、市外・県外から移住・定住に関する問い合わせが年間100件程度あるなど、田舎暮らしに興味を持っている都会暮らしの方が増加しています。しかしながら、市外・県外からの移住希望者の多くは空き家となっている物件の賃借を希望しているものの、賃貸を希望する所有者が少ないなど需要と供給に差があります。

今後、県外で高い知名度を持つ牛窓の良さを前面に出し、宅地販売を積極的に推進するほか、牛窓地域のI J U（移住）コンシェルジュなど官民の団体に構成する瀬戸内市移住交流促進協議会と協働して、利活用可能な空き家の更なる掘り起こしと情報提供の充実により、定住人口の増加や地域の活性化に結びつけていく必要があります。

② その対策

市有分譲地の販売や空き家の掘り起こしとその提供を促進するとともに、地域に暮らす市民が誇りをもって地域のPRができるような仕組みづくりを進めます。

(1) 分譲地の提供

① 民間不動産業者等との連携により、市有分譲地のPRを進め、販売を促進します。

(2) 空き家を活用した田舎暮らしの促進

① 都会からの移住希望者に人気の高い空き家の情報を提供できるよう、現行の空き家バンク登録制度とその支援制度を充実させ、空き家への居住を促進します。

② 移住・定住を促進する市民や団体にI J U（移住）コンシェルジュを委嘱し、現地の案内をはじめ、空き家情報やお試し住宅の提供など、官民協働で移住希望者をサポートする取組を進めます。

(3) 地域の魅力と情報発信

- ① 瀬戸内市移住交流促進協議会等と連携して、牛窓地域の魅力を地域に暮らす市民が体感及び再認識できる取組みを推進し、市民一人ひとりが誇りをもって牛窓地域の魅力や住みよさを市外に PR していく仕組みを作ります。
- ② 瀬戸内市移住交流促進協議会と連携して、移住・定住する上で重要となる住居・就業（起業）・地域環境に関して一体的に情報発信するほか、あらゆる相談に対してワンストップで対応します。

II 国際交流・都市間交流の推進

1) 国際交流の推進

異なった文化や価値観を尊重しながら、国際社会の一員としての自覚とボランティア精神、グローバルな考え方を身につけ、市民が自主的に交流活動や貢献活動に取り組む地域を目指します。

① 現況と問題点

令和6年度市民まちづくり意識調査の結果では、「外国人にとって暮らしやすい、国際性の豊かなまち」についての施策の重要度は31.3%と低い結果となっています。しかし、インターネットや交通網の発達により、地球規模での人と物の移動はますます活発になっており、市民（とりわけ青少年）においては、多様な文化や慣習などと接する機会が今後ますます増えていくものと予想されます。

瀬戸内市においても、国際社会と関わる機会が増えるものと予想されるため、より多くの市民に国際理解を深めるための学習機会を提供していく必要があります。

また、現在、市内に在住する外国人は市民の2%程度ですが、企業の雇用等で急激な外国人の増加があった場合には、外国人と市民が融和した住みやすいまちづくりが行えるよう、企業等と連携していく必要があります。

姉妹交流市との交流に関しては、厳しい財政状況の中で、より効果的に実施していくように検討しながら進めていく必要があります。

② その対策

姉妹交流市である大韓民国密陽市との市民同士の交流を中心に国際交流事業を展開して、グローバルな視点から瀬戸内市の良さを再認識するとともに、市場開拓の可能性のある国々との経済交流について検討を進めます。

(1) 大韓民国密陽市との交流

- ① 市国際交流推進協議会を中心に、市民レベルの交流や経済交流を進めます。
- (2) 経済交流の促進
 - ① 市場開拓の可能性のある国々との経済交流を促進するため、交流の主体となる民間団体との協働により検討を進めます。

2) 都市間交流の推進

青少年の健全育成やお互いを認め合う意識を醸成するとともに、都市間の交流を通じて、故郷としての誇りや愛着がもてる歴史や文化を大切にする地域を目指します。

① 現況と問題点

旧牛窓町と姉妹縁組を締結していた長崎県旧巖原町については、平成 18 年 11 月に新市瀬戸内市と対馬市として姉妹縁組を再締結し、朝鮮通信使の縁を通じた交流を進めています。

今後、行政主体の交流から市民交流へと転換し、その活動を支援していく必要があります。

②その対策

歴史・伝統・文化を大切にしながら地域の活性化を図るための取り組みを進めます。

(1) 長崎県対馬市との交流

- ① 人と人との交流を絶やさぬよう、対馬市との市民交流を支援するとともに、朝鮮通信使縁地連絡協議会等の歴史・文化に根ざした地域間交流を進めます。

Ⅲ 他の市町との連携施策

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日総行市第 200 号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関連する下記施策を実施しています。

(1) 圏域内への移住・定住の促進

- ① 移住相談会の共同実施、移住下見ツアーの共同実施、東京でのサテライト相談窓口の共同運営

(2) 圏域内市町の職員の育成

- ① 職員派遣の実施、職員研修による交流

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------------------|--------------------------------|--|------|-----|
| 1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住 | 定住促進事業 定住者を確保するため、市 有分譲地や空き家について の情報を発信する。また、市 有分譲宅地に住宅を建築し、 定住しようとする者に対し て助成措置を講じる。 | 市 | |
| | | 協働の空き家活用促進 事業 IJU コンシェルジュの支援 を受けて購入又は借受けた 空き家を改修しようとする 移住者に対して助成措置を 講じる。 | 市 | |
| | | 空き家活用事業所開設 支援事業 空き家を改修してサテラ イトオフィスや事業を開設 しようとする者に対して助 成措置を講じる。 | 市 | |
| | 地域間交流 | 空き家登録制度 | 市 | |
| | | 国際・国内交流事業 | 市 | |

3 産業の振興

I 農業等の振興

1) 農業の振興

地域が一体となって瀬戸内ブランドづくりを進めることにより、農業にやりがいを見出す地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域は、県下有数の白菜、キャベツ等の野菜産地で、農産物の粗生産額の約8割を野菜が占めています。新規就農者確保計画を策定し、普及指導センターやJAと連携して、毎年、2、3名程度の新規就農者を確保していますが、近年、優良農地が不足しており、農地の流動化体制を確立する必要があります。

地域の地産地消の取組が広がるにつれ、生産者と消費者の交流の場である農産物直売所を拠点として、消費者と顔の見える関係づくりを進める必要があります。

産地間競争が激化する中で、地域が一体となった地域ブランドの戦略的な構築や特産品開発の取組についても進める必要があります。

荒廃農地等の遊休農地が増加していることから、農地や就農に関する情報提供等を進め、担い手への農地の利用促進、市民等の参加による農地の保全や多面的利用を促進する必要があります。

消費者の食の安全・安心や環境意識の高まりに対応し、たい肥の利用や環境負荷軽減技術による環境にやさしい農業の面的拡大を進めるとともに、ため池等の農業用施設の適切な維持管理についても進めていく必要があります。

鳥獣被害防止対策については、野生鳥獣による農産物の被害が増加していることから、農産物等の被害防止対策の一層の推進が必要となっています。

②その対策

地域の伝統や生産技術の継承を積極的に行い、後継者の育成に努めるとともに、農業に就業しやすい環境づくりを進めます。

生産者と消費者の距離を近づけるとともに、消費者が地元の農産物や加工品に高い価値を見出すようブランド化を図り、全国展開できるよう積極的な情報発信やPR活動を行うなど、地域一体で特産品づくりを進めます。

遊休農地の解消と環境負荷軽減技術の導入を進め、田園環境を守るとともに、農業用施設等の適切な維持管理を進めます。

有害鳥獣等による農産物等の被害防止対策を行います。

(1) 瀬戸内ブランドの確立

① 地域の景観や自然、歴史・文化、風土、素材などを関連させ、地域独自の素材や技術等を活用した付加価値の高い商品・サービスを開発するとともに、積極的な情報発信を行います。

(2) 後継者・新規就農者の育成・確保

① 新規就農者に対する農地情報の提供と併せ、普及指導センターやJAと連携して初心者講習会や経営管理研修、個別重点指導を行い、早期の経営確立を支援します。

② 新規就農者に空き家についての情報発信や、生活や住宅の借上げについての支援を行うとともに、あわせて空き家提供者に対する支援を行います。

(3) 地産地消の推進

① 農産物や加工品等の品揃えを多様化し、品質を高めるとともに、生産者と消費者のふれあえる機

会を設定するなど、農産物直売所、道の駅など直売所の魅力を高めます。

② 備前福岡の市など地域の自主的な地産地消の取組が拡大するよう各種情報提供などの支援を行います。

(4) 遊休農地の解消

① 担い手への農地集積を更に進めるとともに、県、農協等と連携し、農地情報、就農や農業参入の制度などの情報提供や農業講習会等を開催します。

(5) 環境にやさしい農業の推進

① 環境にやさしい農業の面的拡大に向け、農業普及指導センターや農協と連携し、畜産農家と協力したたい肥の利用促進や、土壌分析結果に基づき県が開発した土壌施肥管理システムを利用した肥料の適正施用を行います。

(6) 農業に取り組みやすい環境づくり

① 農地、水路、ため池等の農業用施設の整備・維持管理を行うとともに、有害鳥獣等による農産物等の被害防止対策を行います。

2) 畜産業の振興

畜産農家の経営改善を図るとともに畜産物の安全・安心を確保し、畜産業にやりがいを見出す地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域の畜産は、酪農が中心となっていますが、国際化が進展する中で、配合飼料価格が高騰し、ますます畜産農家の経営が圧迫されています。

地形的制約から飼養方法、飼養場所を大きく変更することが難しいことから、個体能力の向上、自給飼料の生産拡大、コントラクターの活用、新しい技術の導入など、経営形態に合ったコスト低減を進める必要があります。

食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するためには、安全な畜産物の生産が重要であり、衛生管理水準の向上に努めるなど、家畜伝染病の発生予防やまん延防止を進める必要があります。

家畜排せつ物の適正管理と利活用による資源循環を進めるなど、環境に配慮した取り組みを進めることにより、地域の信頼を得ながら畜産業の発展を図る必要があります。

畜産の安定的な発展のため、労働環境の改善等により担い手を育成・確保する必要があります。

② その対策

生産性の向上と経営スタイルに合ったコスト削減を図るとともに、消費者へ安全な畜産物を提供できる体制をつくります。また、地域の信頼を得ながら畜産振興を行うため、環境に配慮した取組や家畜排せつ物の適正な管理と利用を促進するとともに、あわせて担い手の育成・確保を進めます。

(1) 経営改善の推進

① 1頭当たりの生乳生産力を高めるため、県農林水産総合センター畜産研究所が供給する超高能力牛雌雄判別卵の効率的な利用等を検討します。

(2) 畜産物の安全・安心の確保

① 家畜伝染病の発生の予防やまん延を防止するため、農場段階における飼養衛生管理基準の遵守や疾病予防に努めるとともに、家畜伝染病等対策本部設置要綱を定めるなどの対策を講じ、国、県及び関係機関との連携体制を強化します。

(3) 環境に配慮した取組の推進

① 悪臭の発生防止や水質悪化の低減など環境に配慮した取組を進めるとともに、家畜排せつ物のたい肥化による農地等への還元利用を促すため、畜産農家と水稻・野菜農家の連携を強めます。

(4) 担い手の育成・確保

① 酪農ヘルパー制度の活用や休日制度の導入などにより労働環境を改善するとともに、新規就農者に対する就業を支援し、担い手の育成・確保を進めます。

II 水産業の振興

地域が一体となって瀬戸内ブランドをつくとともに、新しい漁業への転換を図ることにより、水産業に活力が生まれる地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域の漁業は、小規模な沿岸漁業が中心です。

近年、漁業者の高齢化や後継者不足に伴い、漁家人口の減少が懸念されていることから、就業奨励に対する支援、施設整備等に必要な資金の円滑な運用を行うなど、水産業に取り組みやすい環境を形成する必要があります。

また、原油価格高騰によるコストの上昇、漁業環境の悪化、魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境がより一層厳しくなっていることから、地産地消を推進することにより、消費者との交流の機会を拡げ、地場水産物の消費拡大と販路の拡大を進める必要があります。

漁業資源を管理し守り育てるため、獲る漁業から育てる漁業への転換を促進する必要があります。

水産物やその加工品の認知度を高め、消費者にとって価値あるものを提供するために、戦略的に地域ブランドを確立し、商品開発と情報発信を地域が一体となって行う必要があります。

② その対策

新規就業者に対する支援を行うことにより、後継者を確保・育成します。

漁業者と消費者がふれあう場を提供することにより地産地消を進めるとともに、地域が一体となって特徴を活かしたブランドを確立することにより水産業の新たな魅力づくりを進めます。

漁業資源を管理し守り育てるため、獲る漁業から育てる漁業への転換を促進します。

漁業用施設等の整備や適切な維持管理を行うことにより水産業に取り組みやすい環境を形成します。

(1) 瀬戸内ブランドの確立

① 地域の景観や自然、歴史・文化、風土、素材などを関連させ、地域独自の素材や技術等を活用した付加価値の高い商品・サービスを開発するとともに、積極的な情報発信を行います。

(2) 後継者の確保・育成

① 県、漁協等と連携し、後継者の確保・育成や新規就業者に対する支援を進めます。

(3) 地産地消の推進

① 漁協等と連携し、道の駅などの直売所で漁業者と消費者がふれあえる機会を設定し、その魅力を高めるとともに、水産物や加工品等の品揃えを多様化するだけでなく、品質も高めることで消費拡大を進めます。

② 備前福岡の市などの地域の自主的な地産地消の取り組みが拡大するよう各種情報提供等を行うとともに、販路拡大に向けたPRを行います。

(4) 育てる漁業への転換

- ① 漁業資源を管理し、守り育てるため、県農林水産総合センター水産研究所や漁協と連携し、各種魚類の種苗の放流や新規養殖種の導入を進めます。
- (5) 水産業に取り組みやすい環境づくり
 - ① 運搬施設等の設置を支援するなど、漁港の利便性を向上します。
 - ② 漁業用施設等の整備や適切な維持管理を行うとともに、漁業者の経営改善に必要な資金貸付に対する利子補給等の支援を行います。
 - ③ 水産業に親しみを持ってもらえるよう漁協が実施する地引網等の漁業体験活動を支援します。

Ⅲ 商業の振興

商業の経営の安定化や活性化に取り組み、にぎわいあふれる個性的な商業地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域の商業は、小規模零細な商店が多く商業集積が不十分であることから、周辺地域からの顧客吸引力が低い一方で、市内中心部や隣接する岡山市などへの依存度が高くなっており、他地域への消費者の流出により地域商業機能が低下しています。

このため、商工会等と一体となって、設備投資等に必要な各種融資制度等の円滑な運営や、関係機関からの情報の収集・発信を行うなど、積極的に企業の経営支援を行う必要があります。

消費者にとって魅力や個性が感じられる商品やサービスのある店舗づくりを促進するとともに、生活密着型の商品・サービスの開発、各店舗の連携による共同事業に取り組むなど、魅力ある買い物環境をつくり、購買力の流出を防止することが必要となっています。また、農林水産業や観光との連携を強化し、農産物等のブランド化や観光客を対象とした商業的サービス需要を創出するなど、魅力的な商業活動に取り組む必要があります。

② その対策

商工会などの関係機関と連携し、経営の安定化と活性化に取り組む企業を支援します。また、個々の店舗のレベルアップや連携により、魅力ある買い物環境をつくり、地元はもとより、周辺地域からの顧客吸引力を高め、にぎわいあふれる個性的な商業地域を目指すとともに、農林水産業や観光との連携強化により魅力ある商業活動を促進します。

(1) 経営の安定化や活性化に取り組む企業への支援

- ① 経営の安定化を促進するため、設備の近代化・高度化、商業の活性化に必要な資金の融資に対する各種利子補給等の支援を行います。
- ② 地元ならではの地域に密着したサービスの展開など、企業自らが経営の活性化に取り組む姿勢を育てるため、商工会等と連携し、研修や相談の機会を設定します。

(2) 魅力ある買い物環境の創出

- ① 消費者にとって魅力ある買い物環境をつくるため、商工会等と連携し、生活密着型のサービスなど消費者にとって魅力があり個性が感じられる商品やサービスのある店舗づくりを進めるとともに、各店舗の連携による地域の魅力向上や活性化につながる共同事業の仕組みを形成します。

(3) 新たな商業的サービス需要の創出

- ① 主要産業である農林水産業や観光との連携を強化し、瀬戸内ブランドの確立や新たな商品の開発を行うとともに、観光客等をターゲットとした瀬戸内ブランド等のPRや販売を行う仕組みを形成

します。

IV 工業の振興

新たな企業進出を促す環境づくりと、経営体質の強化のための支援を行うことで、工業が進出しやすく経営が安定する地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域の工業は、小規模、零細な企業が多く、主要産業であった木造造船業は産業構造の変化やFRPなどの新素材の普及により不振に陥り、地域経済は低迷しています。特に、地域最大の企業であった人造黒鉛電極製造企業の岡山工場牛窓の操業停止や大手造船所本社の移転による地域経済への影響は大きなものとなっています。

昨今、中小企業を取り巻く状況は厳しいことから、企業が積極的に事業革新や新商品の開発を進められるよう融資制度を円滑に運営するとともに、関連機関からの情報収集と迅速かつ適確な情報発信、商工会等が行う経営支援活動を支援する必要があります。

企業の育成や新技術の開発については、地元企業間や他地域の企業等との連携・情報交換が活発に行われるよう、連携意識が希薄な状況を改善し、企業間の交流を促進する必要があります。

②その対策

商工会などの関係機関と一体となって、企業への指導・支援を行い、中小企業の活性化と経営体質を強化します。

企業間の連携を図り、新製品の開発や人材育成を進め、地元産業を活性化します。

(1) 経営体質の強化に取り組む企業への支援

① 中小企業を活性化し経営体質を強化するため、中小企業者の経営の安定化や設備の近代化・高度化に必要な資金の融資に対する利子補給等の支援を行います。

② 中小企業団体が行う中小企業者に対する経営や技術の改善・発達に向けた事業等を実施する場合の支援を行います。

(2) 企業間の相互連携の強化

① 企業間の連携による産業の活性化を図るため、企業が相互に情報交換や交流できる機会をつくります。

V 地場産業の振興

異なる業種・分野の企業が協調し、各々が得意とする分野で技術や人材を供出し、また、企業が保有する資源を提供しあう異業種交流を進め、新規市場の創造や発見に取り組む地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域は、古くから木造造船業が栄えてきましたが、大手造船所本社の移転と相まって、産業構造の変革やFRPなどの新素材が普及したことから、現在では生産が縮小されています。また、陶芸家の誘致などにより陶芸の里づくりを進め、窯業・土石製品製造業が発展しましたが、事業所規模が小さく零細経営となっていることから、新たな市場の創出や発見、新商品や独自製品の開発、国内市

場のみならず、海外市場を見据えた積極的なマーケティングの展開が必要です。

②その対策

地元企業と他地域の異業種企業、大学等の試験研究機関との交流機会を設定し、多様な企業間等ネットワークを形成することで、地場産業を活性化します。

また、企業の体質強化への支援を行います。

(1) 異業種との交流の促進

① 他地域の異業種企業や大学等の試験研究機関との連携により、産業の活性化を図るため、情報交換や相互連携できる機会を設定します。

(2) 経営体質の強化に取り組む企業への支援

① 中小企業者の経営の安定化や設備の近代化・高度化に必要な資金の融資に対する利子補給等の支援を行います。

② 中小企業団体が行う中小企業者に対する経営や技術の改善・発達に向けた事業等を実施する場合の支援を行います。

VI 起業の促進

起業を志す有望な人材や創業間もないベンチャー企業が、自らの技術やアイデアを活かした新たなビジネスに挑戦できる地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域においては、地域経済をリードしてきた大手製造企業の撤退、主要産業であった木造船業の不振や長引く景気の低迷などの影響により、長期にわたり地域経済の停滞が続いています。新規企業の開業は低迷を続け、産業活力が低下していることから、地域の中小企業やベンチャー企業が時代の変化に柔軟に対応して新事業を展開し、新たな市場や雇用の創出に繋げていく必要があります。そのためにも、新事業等の創業者の育成・支援が喫緊の課題となっています。

②その対策

商工会等の関係機関と一体となって、若者、女性や早期退職者などの人材の起業意識を醸成し、起業を志す人への支援、地域密着型の事業への支援、創業環境等の情報発信を行うなど、新たなビジネスに挑戦できる環境を整備します。

(1) 起業を志す人への支援

① 商工会等と連携し、起業を志す人や創業間もないベンチャー企業を対象としたセミナーや相談会を開催するとともに、開業資金や開業にあたっての事業計画作成のアドバイスなど、段階に応じた支援を行います。

② 起業を志す人の初期費用の軽減やニーズに対応するため、起業にあたっての補助制度等による支援を行います。

(2) 地域密着のコミュニティビジネスへの支援

① 地域の活力を高めるため、NPO等による地域課題やニーズに対応した地域密着型事業の創出に向けた取組を支援します。

(3) 積極的な情報発信

① 起業を志す人や創業間もないベンチャー企業が新たなビジネスチャンスを求めて集まれるよう、

創業環境等について積極的に情報発信を進めます。

VII 企業誘致の推進

新たな企業進出を促す環境づくりを進め、企業が進出しやすい地域を目指します。

①現況と問題点

経済のグローバル化の進展や企業の生産拠点の海外へのシフト、さらに景気低迷の影響を大きく受け、牛窓地域においても大手製造企業の工場跡地を抱えているにもかかわらず、遊休地等への企業誘致は厳しい状況となっています。企業に立地の決断を促すためには、牛窓地域への進出について企業に検討してもらうことが重要であることから、企業のニーズや進出動向を迅速かつ適確に把握し、戦略的に誘致活動を展開する必要があります。

②その対策

企業ニーズや企業進出の動向を迅速かつ適確に把握し、企業への徹底的な情報提供とPR、進出企業への優遇措置の見直しなど、戦略的に企業誘致活動を展開します。

(1) 徹底した情報提供とPR

- ① 市のPRパンフレットやインターネットにより、工業用地や周辺地域の生活環境等の情報を提供するとともに、県等と連携したターゲット業種・企業のリストアップ、市内外の企業への積極的な訪問による売り込みを行い、あわせて企業のニーズや進出動向を把握し、企業誘致懇談会等のトップセールス活動を積極的に行うなど、あらゆる機会を通じて牛窓地域のPRを行います。
- ② 立地済み企業のフォローアップを行うことにより、本市の評価を高めます。

(2) 進出企業への優遇措置

- ① 進出企業の初期負担の軽減や企業ニーズに対応するため、企業立地にあたっての補助制度や税制等の優遇措置の見直しを検討します。

VIII 観光業の振興

自然や景観、歴史・文化を大切にしながら、誰でも気軽に訪れ、また何回でも行ってみたいと思えるにぎわいと活気のある観光地域を目指します。

①現況と問題点

令和5年度において牛窓地域を訪れた観光客数は、約19万5千人です。観光客数は、ここ数年横ばいですが、感染症の拡大により令和2年度以降は減少しています。

近年の旅行スタイルが目的を持った形態へと変化している中で、旅行者の多様化する価値観やニーズを適確に捉えたサービス展開、近隣地域と連携したお勧め観光コースや地域資源を活用した周遊モデルコースの設定などの必要性が増しています。

地域の目玉となる料理や特産品の開発についても積極的に進める必要があります。

近年、観光客の情報収集はインターネットによるものが主となっていることから、ホームページやSNSの活用等による効果的な情報発信も必要です。

観光ガイド活動を地域全体の取組に拡大し、接客技術や観光地の歴史等の学習機会を提供するとともに、おもてなしの心と観光に関する豊富な知識を兼ね備えた観光ガイドを養成する必要があります。

②その対策

観光施設等のサービス向上、お勧め観光コースや広域連携による観光コースの設定、魅力あふれる特産品の開発等を進めるとともに、観光資源を積極的に情報発信します。さらに、地域をよく知る市民一人ひとりが思いやりとおもてなしの心を持って観光客に接することで、リピーターを増やします。

(1) 観光施設等のサービス向上と魅力あるお勧め観光コースの設定

- ① 観光センター等において特産品等の品揃えを充実するとともに、観光ガイドを配置するなどサービスを高めます。
- ② 他地域との広域連携によるモデルコース、地域の歴史・文化、工芸・美術、自然環境、農・漁村体験などのテーマに沿った観光モデルコースを設定します。
- ③ 民間事業者などが行う観光客の受入環境整備の促進を図ります。

(2) 新たな特産料理の開発

- ① 地元産の食材や器などの伝統工芸品を組み合わせたオリジナリティのある料理「せとうち飯（仮称）」を開発します。

(3) 観光情報の効果的な発信

- ① ホームページやSNS、せとうちフィルム・コミッション活動を通じた情報発信を行うなど、観光情報を効果的にわかりやすく発信します。
- ② 観光や定住、企業誘致向けのPR映像を作成し、あわせてトップセールスを行うことで、観光客や定住者、企業の誘致を促進します。
- ③ 市内の主要箇所に観光看板を設置します。

(4) 観光ガイドマイスターやサポーターの育成

- ① 観光協会、商工会等と連携し、おもてなしの心と観光に関する豊富な知識を兼ね備えた観光ガイドのマイスターやサポーターを養成します。

(5) 観光施設の整備や管理運営の充実

- ① 魅力ある観光地づくりと観光客の利便性の向上を図るため、観光施設の整備・改修を進めるとともに、展示等内容の充実や適切な管理運営を行います。
- ② 海水浴場の安全対策として、サメよけネットを設置します。

IX 地域資源の利用と産業振興に向けた協力体制の整備

農林水産物、観光資源、産地技術などの地域資源を活用し、新たな商品の開発やサービス提供を行うなど、新たなビジネスへ展開することにより、産業に活力が生まれる地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域は、温暖な気候を活かした白菜、キャベツ、カボチャ、冬瓜など露地野菜の県を代表する産地です。また、日本のエーゲ海と呼ばれる自然景観や、歴史・伝統・文化に培われた数多くの有形無形の特徴ある観光資源が点在しており、地域外への市場開拓や需要拡大にとって重要な資源や素材となる農林水産物や観光資源を数多く有しています。

しかし、多様化する市場・消費者のニーズや価値観に対応できておらず、その強みを十分に活かしかれていない状況にあることから、これら地域資源の強みを活用した創意ある取組を進め、付加価値を高めることにより地域経済を活性化させることが必要となっています。

②その対策

地域資源を活かした取組を推進するための協力体制の整備と人材の育成・確保を行うとともに、特徴ある地域資源の発掘・把握、6次産業化や農商工等連携による商品の開発、販路開拓・確保に向けたマーケティングを実施し、ブランド化を確立します。

(1) 地域資源を活用した取り組みの推進に向けた体制整備及び人材の確保・育成

① 関係団体、地域企業、市民、行政などが一体となって組織体制を整備し、中心となる人材を育成・確保し、それを支えるサポート体制を確立します。

(2) 6次産業化や農商工等連携の推進

① 地域の農林水産物や地域産業の技術を活かした新商品を開発するため、農林水産業の6次産業化の推進や農業サイドと食品産業をはじめとする関連産業との連携を進めるとともに、販路開拓に向けて外部専門家による適切なマーケティングを行います。

(3) 瀬戸内ブランドの確立

① 地域資源を活かした新商品については、他地域の商品との差別化を図り、認知度を高めるため、瀬戸内ブランドの確立を図ります。

X 森林整備と緑化の推進

森林が果たす水源のかん養、山地災害防止、生活環境保全などの様々な公益的機能の維持向上を図り、安全・安心で豊かに暮らせる地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域の森林は、その多くが保安林となっており、自然環境・生活環境の保全、さらには農業用水や水源の安定のための役割を果たしています。

しかし、森林の手入れ不足、松くい虫の被害、台風災害や開発などにより自然環境が変化し、荒廃が著しく進んでいることから、適正な森林管理により森林の持つ多面的機能の充実を図る必要があります。

②その対策

森林の手入れ不足や松くい虫被害などにより森林の持つ多面的機能が低下した森林については、造林事業に取り組むなどの適正な森林整備や緑化事業を促進します。

(1) 造林と緑化推進

① 保水機能など森林が果たす諸機能を回復するため、造林事業を推進します。

② 開発による環境悪化が予測されるため、緑化事業を推進します。

③ 公共施設の緑化を進めます。

(2) 管理体制の充実

① 自然環境の大切さについて広報等を通じた普及啓発を行うほか、開発による環境悪化に対する管理強化を図ります。

(3) 環境保全事業の推進

① 台風などの災害により荒廃が進む山林において、治山事業を促進します。また、治水事業を実施し、災害の減災に努めます。

XI 港湾の整備

船舶の大型化や水産業、海洋性レクリエーションの振興などに対応するため、港湾機能の充実を図ることにより、港湾を利用して地域の活性化が図られる地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域は、西日本最大級のヨットハーバーを有するなど、海洋性レクリエーション拠点や漁業生産拠点としての整備が進められてきました。牛窓地域の東部においては、歴史的な町並みが広がり、文化を育む地域が形成されており、港湾は、こうした地域の持つ特性の中で、地域づくりに重要な役割を果たしているだけでなく、個性的な港町づくりが求められています。そこで、航行船舶の安全性の向上と円滑な運航を確保するため、航路の拡幅・増深やプレジャーボートなどの放置艇対策を促進していくとともに、地域の活性化につながる物流、観光、海洋性レクリエーション等に対応した港湾整備を進め、産業振興、地域文化の創造の場、交流の場として振興を図っていく必要があります。

② その対策

船舶の航行の安全性を確保し、円滑に運行ができる港づくりを進めるとともに、物流や海洋性レクリエーションの場として地域の活性化が図れる取組を進めます。

(1) 港湾の整備と航行の安全性の確保

① 防波堤や護岸などの港湾施設は維持管理計画を策定し、維持補修や高潮対策を計画的に進めるとともに、泊地や航路の浚渫を実施し、船舶の航行の安全性を確保します。

(2) 海洋性レクリエーションの振興

① 係留保管施設整備によるプレジャーボート対策など水域利用の適正化を進めます。

XII 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|----|
| 旧牛窓町の全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等 販売所、旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和12年3月31日 | |

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 I ～ XI のとおり。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|---------------|---------------------------------|---|------|-----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農業 | 水路改良事業 | 市 | |
| | | 畑作等促進整備事業 | 県 | |
| | (2) 漁港施設 | 漁港整備事業 朝日漁港、西脇漁港 | 県 | |
| | | 水産業施設整備支援事業 | 市 | |
| | (4) 地場産業の振興 加工施設 | 水産業施設整備支援事業 ノリ加工・保管施設等 | 市 | |
| | (9) 観光又はレク リエーション | 観光施設整備事業 牛窓海遊文化館、寒風陶 芸会館、公衆トイレ等施 設・設備改修等 | 市 | |
| | (10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業 | 水産業振興事業 漁業に親しみを持ってもら うため、漁業協同組合が行う地 引網などの漁業体験活動に対 し補助金を交付することで、新 規就業者を増加させる。 | 市 | |
| | 商工業・6次産業化 | 創業支援事業 | 市 | |
| | 観光 | 観光施設管理運営事業 牛窓海遊文化館、寒風陶芸会 館、観光センター、公衆トイレ、 海水浴場等の管理運営の充実 | 市 | |
| | | 観光客おもてなし促進事業 民間事業者や各種団体が実 施する観光客の受入環境整備 に対する支援 | 市 | |
| | | 観光振興推進事業 観光PR、観光案内看板作成 等 | 市 | |
| (11) その他 | 港湾整備事業 牛窓港 | 県 | | |

4 地域における情報化

I DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、情報の受発信が身近なものとなった現代社会の中で、牛窓地域に住む市民はもとより、学校や会社など地域内で生活する人にとって、便利な情報ネットワークがある地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域においては、令和4年に全ての地域で光ブロードバンドによるインターネットサービスが利用可能となっています。

行政情報化については、市の施設や主な防災施設、介護施設を光ファイバーで接続し、岡山情報ハイウェイに接続することで行政情報ネットワークを完成させていますが、整備から相当の年数が経過していることから老朽化が課題です。また、令和3年度に総合情報システムを導入し、市民が自宅に居ながら行政手続きが可能になるオンライン申請サービス基盤を構築しました。サービスを維持するためにも、天災や不正アクセスなどのリスクに対応できるシステムを拡充していく必要があります。

②その対策

市民が家にいながら行政手続きを行うことができる環境をつくります。

(1) 行DX推進と安全なシステム環境の実現

① 市民サービスの向上、情報公開、行政事務の効率化等のため、さらなる庁内DXを推進するとともに、情報セキュリティ対策の推進や環境構築を行います。今後は、オンライン申請で完結する行政手続きを拡大し、天災やセキュリティに強い安全なシステム環境の実現に努めます。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|----------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | デジタル技術活用 | 市 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

I 交通ネットワークの整備

だれもが不自由なく外出し、行きたいところへ自由に行き来できる地域を目指します。

① 現況と問題点

市内にはJR赤穂線の大富駅、邑久駅及び長船駅の3駅があるものの、牛窓地域は鉄道の不通地帯となっています。現在、岡山市東区西大寺と牛窓地域を結ぶ路線を中心とした路線バスや前島に住む市民の足として緑の村公社が運航するフェリーが就航しています。また市営バスや前島バス（前島地域内交通）を運行していますが、公共交通機関の空白地域や路線バスの運行本数が大変少ない地域もあり、公共交通機関が市民の足として十分に整っているとは言い難い状況にあります。地域住民のニーズ等を把握するための十分な事前調査を行った上で、持続可能な公共交通網を整備することが求められています。

② その対策

市では、瀬戸内市地域公共交通会議と連携し、令和7年度に「第2次瀬戸内市地域公共交通計画」を策定しました。計画では、「公共交通が支える 人が集うまち せとうち」を基本方針として、交通不便地域に限らず、市全域を対象とし、まちづくりや観光振興等と一体となった公共交通の実現について示されています。これを受け、地域ごとのニーズにあった公共交通手段を効率的に導入し、経費の負担を抑制しつつ、利用者の利便性を高める取組を進めます。

(1) 市民の生活を支える「使いやすい」公共交通の促進

- ① 市内の移動を支える公共交通サービスの更なる利便性向上を図ります。
- ② 岡山都市圏、近隣市町への移動需要を支え、交流人口の増加に向けた取組を進めます。

(2) 誰もが利用でき「まちににぎわいをもたらす」公共交通の促進

- ① 移動困難者であっても外出機会を確保できるような公共交通サービスを提供します。
- ② 観光客や来訪者にとっても利用しやすい公共交通サービスを提供します。
- ③ 豊富な地域資源を活かし、公共交通によるにぎわい創出に取り組みます。

(3) 将来にわたり「ずっと存続する」公共交通の促進

- ① 市内交通事業者と課題を共有し、持続性向上に向けて関係者間で協働・連携に取り組むことで、持続可能な「使いやすく」「まちににぎわいをもたらす」公共交通サービスを検討します。
- ② 公共交通が地域にもたらしている効果を認識し、将来にわたって利用し続け、守り続けるための機運を醸成します。

II 道路の整備・充実

地域住民が安心・安全に利用できる道路環境を整備することにより、あらゆる世代の人が暮らしやすく、過ごしやすい便利で快適な道路が通った地域を目指します。

また、農村地域である牛窓地域の道路網を有機的かつ合理的に整備することにより、農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図るとともに、市民の生活環境の改善を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域は、地形的特性から道路用地の確保が困難な状況であり、幹線道路においても狭い幅員の道路が数多くあります。鉄道の不通地域であることから、幹線道路の整備は特に重要であり、

交通混雑が発生しやすい観光シーズン等に、市民生活に悪影響を与えないよう対策を講じていく必要があります。

市道の幹線道路については、県道を補完し、交通の円滑化を図る役割が大きいことから、道路網の体系化を図りながら、今後とも改良を含めた整備を行っていく必要があります。また、生活道路である集落内の道路は狭い道路が多く、通過交通と生活交通の混在が見られる上、歩道、ガードレールなどの交通安全施設が充分でなく、危険性の高い道路が多くなっています。歩道・自転車道の整備や道路拡幅などについての整備が遅れており、安全性の確保が課題となっているものであり、今後はこの対策に積極的に取り組む必要があります。

さらに、牛窓地域の農業は丘陵地帯の畑作が中心であり、農道は狭い急勾配のものが多く、行き止まりの路線も多いのが現状であり、大型車の通行、対向にも支障をきたしています。

県道についても狭い幅員のところが数多くあり、安全性を確保するため拡幅改良について要請していく必要があります。また、交通量の少ない拡幅が困難な県道については、周辺の市道、農道の整備を行い、道路網を整備する必要があります。

② その対策

幹線道の整備はもとより、市民生活に関わりの深い市道、農道の整備を進め、地域の交通体系の一本化を図るとともに、地域をつなぐ交流道路の整備を進めます。

また、高齢者・障がい者はもとより、通勤、通学時の安全性を確保した道路整備を進めます。

農業生産に密着した道路整備を進めるとともに、災害時の避難路等として活用できる道路整備を進めます。

(1) 生活に密着した道路の整備

① 市民の要望に応えられる道路環境をつくるため、市内道路の新設・改良を進めます。

(2) 安全の確保

① 高齢者や子ども、障がい者といった交通弱者を含め、全ての人の安全を確保するため、交通安全施設を整備するとともに、歩行空間の確保や通学路の整備などを進めます。

(3) 地域をつなぐ交流道路の整備

① 地域間連携道路や企業地・観光地へのアクセス道路など、まちの活性化を図るための道路整備を進めます。

(4) 幹線道路の整備

① 県道の拡幅改良について要請します。

(5) 農道の整備

① 道路幅員や勾配等の見直しを行い、農業生産に密着した整備を進めます。

② 農業振興の役割のほか、災害時の迂回路や避難路としての活用を考慮しながら整備を進めます。

III 交通安全対策の推進

すべての市民の願いである安全で安心できる暮らしを実現するため、交通事故がない地域を目指します。

① 現況と問題点

市内で発生した人身事故件数は、令和5年51件、令和6年46件、令和7年59件と、毎年多数発生

しています。また、全国的には高齢者や子どもが被害者となる事故も発生していることから、幼児や小・中学生、高齢者等の交通弱者を中心に交通安全意識をさらに高めていく必要があります。

②その対策

交通安全思想を普及徹底し、市民の交通安全意識を高めます。

(1) 交通安全思想の普及

- ① 広報紙やホームページを通じて広報活動を展開し、交通安全意識の向上に努めます。
- ② 関係機関と協力して交通安全運動を展開します。
- ③ 交通安全意識を普及するため、学校・幼稚園・保育園や交通安全母の会等の諸団体での交通安全教室を計画的に開催します。

(2) 交通安全施設の整備

- ① 幹線道路や地域内の生活道路での交通事故を減らすため、交差点改良や歩道整備を推進します。

IV 公共施設等総合管理計画との整合

瀬戸内市公共施設等総合管理計画においてインフラ施設の整備については「従来の事後保全による手法から予防保全に転換することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る」との方針を示しており、具体的な取組として、瀬戸内市橋梁の長寿命化計画等において整備方針を示しています。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------|-------------------------------|--|------|-----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市 町 村 道 道 路 | 道路新設改良事業 尾台網代崎線（改良） L=350m、W=4.0m 尾台線（改良） L=30m、W=4.0m | 市 | |
| | | 道路維持管理事業 | 市 | |
| | そ の 他 | 交通安全施設整備事業 | 市 | |
| | (2) 農 道 | 農道改良舗装事業 | 市 | |
| | (6) 自動車等 自動車 | 公共交通車両整備事業 地域公共交通共同購入 車両、前島地区地域内交通 車両等 | 市 | |
| | (9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 | 生活交通路線維持対策事業 地域住民の生活の足である バス路線維持のため、民間バス 事業者に対し、補助金を交付す る。 | 市 | |
| | | 市営バス運行业務 公共交通網の維持確保のため、 市営バスを運行する。 | 市 | |
| | | タクシー活用補助金 公共交通不便地域解消のため、 当該地域の条件を満たす市民 にタクシー券を交付する | 市 | |
| | | 前島地区地域内交通運行事業 前島に住んでいる市民等の 足となる新しい交通機関の導 入を図る。 | 市 | |
| | | 緑の村公社フェリー運営 補助事業 | 市 | |
| (10) そ の 他 | 道路新設改良事業 | 県 | | |

6 生活環境の整備

I 下水・生活排水処理施設の整備

風光明媚な瀬戸内海や緑豊かな山々など、恵まれた自然環境を次世代に残し、市民が安心して生活できるよう、きれいな水を未来へ渡せる地域を目指します。

①現況と問題点

公共用水域の水質保全や快適な生活環境を実現するため、これまで下水道整備事業を推進しており、牛窓地域においては、一部地域で平成 11 年度より漁業集落排水施設を、平成 13 年度より農業集落排水施設を供用開始しています。さらに、公共下水道については平成 15 年度に事業認可を受け、平成 20 年度に一部供用開始となり地域の水質改善を図ってきています。

しかし、汚水処理人口普及率は、令和 7 年 3 月 31 日現在で 80.6%であり、全国的に見て低い水準であり、牛窓地域に限定すると、さらに低い水準となっています。

今後も、より効率的に下水道整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進し、地域全域における下水・生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

②その対策

下水・生活排水処理施設の整備を進め、令和 12 年度末までに牛窓地域を含めた瀬戸内市の汚水処理人口普及率 96.1%を目指します。

(1) 公共下水道の整備

① 公共下水道牛窓処理区については、平成 20 年に一部完成した終末処理場において効率的な水処理を行うため、事業認可区域内の汚水管渠を計画的に整備します。

(2) 合併処理浄化槽設置の促進

① 集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 農業集落排水施設の整備

① 平成 13 年度より供用開始している農業集落排水施設について、機器の老朽化に伴い、更新工事を実施します。

II 環境との共生

地域が誇れる豊かな自然や美しい風景を守るため、環境に配慮した美しい地域を目指します。

①現況と問題点

平成 21 年度から取り組んできた「ごみ 30%減量作戦」は、令和 4 年度で 15.6%、令和 5 年度で 16.1%、令和 6 年度で 17.2%と減量化は停滞状態であり、30%の減量には、まだほど遠い状況です。

平成 26 年度からは、ごみの減量とリサイクルを推進するため、ごみの分別品目を統一し、新たに「その他プラスチック」、「ペットボトル」の回収を始め、令和 8 年度からは「プラスチック製容器包装」と「プラスチック製品」を同時に「プラスチック資源」として回収を始めます。

ごみの減量化と資源化については、相互関係が大きく、一体として取り組むことが最も効率的であると考えられます。今後は、資源化物回収ルートの確立、資源化物回収団体への支援を強化するなど、市民が取り組みやすい環境を整備していく必要があります。また、取り組みの進捗状況を常に把握・検証しながら、分別収集対象品目の拡大についても検討していく必要があります。

また、市営墓地についても整備を検討する必要があります。さらに、老朽化してきたクリーンセンターかもめの今後の整備について検討するとともに、他の生活環境関係施設についても適正に集約化と維持管理を進める必要があります。

不法投棄については、警察など関係機関と連携し、見回り、監視活動を行っていますが、今後も不法投棄をしない、させないまちをつくっていく必要があります。

ペットの不適正な飼育による生活環境への影響が見られることから、正しい飼い方を周知し、生活環境の美化を進める必要があります。

②その対策

市民、事業者と行政との協働により、資源化物を除き、牛窓地域を含む市内で排出される一般廃棄物の量を30%減量するとともに、環境負荷の少ない循環型社会をつくります。

また、周辺環境に配慮しながら、市営墓地の整備について検討し、老朽化してきたクリーンセンターかもめの改修を検討します。

さらに、不法投棄を防止するとともに、ペットの正しい飼い方についての啓発を行うなど、環境美化を進めます。

(1) ごみ減量化の推進

- ① 生ごみを家庭で処理できるよう生ごみ処理機の普及促進を図ります。
- ② 事業ごみの減量化を進めるため、事業者に対して啓発、広報を行い、多量排出者に対しては個別に指導を行います。
- ③ ごみ減量化に対する理解を深め率先した行動へと発展するよう、環境教育や出前講座を行います。

(2) 循環型社会の構築

- ① 資源化物の集団回収量を増やすため、地域の団体に集団回収の実施を働きかけ、活動を支援します。
- ② 資源化物回収ルートを構築し、市民や事業者が取り組みやすい環境を整備します。

(3) 生活環境関係施設の整備

- ① 市営墓地の整備について検討を進めます。
- ② クリーンセンターかもめへ改修を進めます。

(4) 協働による環境美化の推進

- ① 不法投棄をさせないため、環境美化推進巡視員、環境衛生協議会、警察などの関係機関と連携し、取り締まりやパトロールを行います。
- ② ペットによるふん害を防止するため、適正な飼育管理方法を啓発、広報し、問題のある飼い主に対しては適切な指導を行います。

III 水資源の確保

地域に暮らす市民を支えるライフラインとして、安全で良質な水を安定的に供給できる地域を目指します。

①現況と問題点

牛窓地域の上水道は、市直営及び岡山県広域水道企業団により給水を受けています。主な水源は一級河川吉井川で、令和2年度末の牛窓地域における給水件数は2,669件であり、普及率は99.9%とな

っています。年間使用水量は 622, 770 m³で 1 件あたりの平均使用量は 233. 3 m³/年となっています。

今後は、施設の長寿命化対策として、管路の漏水調査やポンプ設備の適正な維持管理が必要となっています。また、大規模地震の災害時に備え、配水施設の耐震化を進めるとともに、老朽管の更新等により有収率の向上を図る必要があります。

さらに、今後、厳しい経営状況が見込まれる中で、財源の確保を図りながら、施設の統廃合を含めた計画的な施設整備によって、施設の更新費用や管理運営費等の経費削減を図り、経営の健全化に取り組む必要があります。

②その対策

老朽化した施設や管路の更新等を行い、災害に強い水道をつくとともに、基幹施設である浄水施設や配水池の機能強化等により、安全・安心で良質な水の安定供給を進めます。

また、水道事業の経営安定化を図るため、効率的な施設整備や経営の健全化に取り組みます。

(1) 安全で良質な水の供給

- ① 浄水施設の高度浄水処理機能を持続するため、適正な維持管理に取り組みます。
- ② 水源から蛇口（給水栓）に至るまでの水質検査を計画的に実施するなど水質監視体制の強化に取り組みます。

(2) 安定的な水の供給

- ① 老朽化した耐震性のない配水施設について、更新による耐震化を実施するとともに、基幹配水池の長寿命化対策を行います。
- ② 主要な配水池には、緊急水量の確保等のため、緊急遮断弁を設置します。
- ③ 漏水箇所の多い配水管をはじめ、老朽管について布設替えを行います。

(3) 健全で効率的な施設運営

- ① 施設の統廃合を実施するとともに、更新施設の施設規模の見直しを行い、施設の更新費用や維持管理費の削減に取り組みます。

IV 消防・防災・防犯対策の推進

日頃から災害に備え、いざという時に素早く行動できる防災意識の高い地域を目指します。あわせて、災害時に孤立する可能性のある集落や離島等に対する対策を強化します。

また、市民が犯罪のない地域の中で安心して生活できるよう、地域みんなで防犯に力を入れる地域を目指します。

①現況と問題点

古い町並みを形成し住家が密集している牛窓地区東部や、道路状況が悪く消防車が進入できない地域においては、大規模な延焼火災が発生する危険性が高く、火災予防の推進が必要となっています。

現在、消防組織として牛窓分駐所は、総員 6 名と市消防団 390 名の内、牛窓 3 分団 152 名により市民の安全・安心の確保に努めています。しかし、社会環境の急速な変化に伴い、団員の地域外勤務者は年々増加し、若者の定住が見込められず団員確保にも苦慮しているため、特に昼間の災害に即応できにくくなっており、婦人防火クラブ等の自主防災組織の普及確立と地域の人々が火災等の災害に対し常に危機管理意識をもってもらえるよう、各地区での防火防災指導や訓練等の実施による防災意識の高揚を図る必要があります。

救急においては、令和7年中の出動件数が市全体2,247件に対し、牛窓地域は349件で、全体の15.5%を占めています。地域特性からは、急病に対する搬送が247件と全体の70.8%、高齢者の搬送割合が276件79.1%を占めていることが分かり、高齢者の救急搬送率の抑制を図るため「予防救急」の普及啓発により家庭内事故の未然防止の推進が必要となっています。また、市民が安心して生活できるよう安全な生活環境を確保するため、医療機関との連携を強化し、救命士の養成、救急隊員の資質の向上、救急資器材の整備・充実を図るとともに、救命率を上げるため市民の救命処置技術の習得が必要となっています。

牛窓地域においては、過去、平成2年の豪雨災害、平成16年の高潮災害では、家屋の浸水等の災害に見舞われ、近年特に地球温暖化の影響か沿岸部の高潮による浸水被害が頻繁しています。牛窓地域の町並みは、瀬戸内海に面し、山を背に人家が密集しているため、大雨や高潮時、浸水、がけ崩れ等の危険が増します。また発生が想定されている南海トラフ地震では、最大震度6弱、最大津波高2.8mが想定され、家屋倒壊や津波による危険が非常に高くなります。そのため、災害に対する市民の関心は身近なこととして一段と高まっており、今後、防災備蓄や供給、情報伝達、救護などの防災体制の整備を進めていく必要があります。特に、災害時の孤立を防ぐため、市との連絡窓口整備や通信手段の多重化、公的備蓄に加えた集落・家庭単位での備蓄促進が必要です。さらに、島しょ部や離島など条件不利地域への防災対策強化が求められます。

また、犯罪、事故等を抑止するため、市民の防犯意識を高めていく必要があります。

②その対策

火災をはじめとする災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防体制の整備・強化に努めるとともに、防災知識、対策の普及をはかり、万が一の時のために要配慮者対策を確立します。

また、犯罪被害に遭いにくい地域をつくるため、地域安全活動を進めます。

(1) 消防体制の確立

- ① 複雑多様化する災害に対し、警防・予防体制を強化するため、消防施設・設備の整備・改修を行います。
- ② 災害発生時に、地域内で活動できる婦人防火クラブ等の自主防災組織の育成・強化に努めます。
- ③ 消防団の車両及び資器材の充実整備を図るとともに、団機庫を整備再編して防災拠点の強化及び女性の登用と若者が集まりやすく活動しやすい環境をつくり、能力を活かせる魅力ある消防団をつくります。
- ④ 医療機関と連携を強化し質の高い救急処置ができるよう、専門知識や処置技能を習得した救命士や救急隊員の育成に努めます。
- ⑤ 高度な救命処置ができるよう、高規格救急車及び救急資器材を整備します。

(2) 災害予防対策

- ① ハザードマップ等を活用し危険区域の把握に努め、災害の予防と被害の軽減を図ります。
- ② 災害発生時の的確な情報の収集、伝達を行うため、防災行政無線の活用を行うとともに、緊急情報連絡体制の整備拡充に努めます。

(3) 避難行動要支援者対策

- ① 災害時において、適切な避難行動が困難で特に被害を受けやすい高齢者・障がい者などの避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要配慮者の安全確保及び避難行動を円滑かつ迅速に支援できる体制を確立します。

(4) 防災知識の普及

- ① 広報紙やパンフレットなどによるPRのほか、講習会、机上訓練による防災教育を通じ、広く防

災意識の高揚と防災知識の普及に努めます。

(5) 孤立集落対策

- ① 災害時に孤立する可能性のある集落等について、市との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図ります。
- ② 公的避難所及び届出避難所への公的備蓄の配備を進めます。あわせて自助、共助の取り組みを進め、家庭や地域での備蓄の啓発を推進します。
- ③ 交通ネットワークの強化を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件に応じて自立分散型システムの導入を測ります。

(6) 地域安全活動の推進

- ① 警察や地域企業、関係機関・団体等との連携を図りながら防犯意識の普及・啓発を進め、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ② 子どもの犯罪被害を防ぐため、学校防犯活動を展開します。
- ③ 不審者の早期発見、早期対応を進めます。
- ④ 青少年の健全育成と非行防止活動を進めます。
- ⑤ 夜間の安全を確保するため、防犯灯の整備を進めます。
- ⑥ 管理が不十分な空き家について対策を行います。

(6) 未利用施設の適切な処分

- ① 老朽化等により供用が廃止され、今後利活用の見込みのない公共施設について、解体撤去などの対策を行い、防災・防犯面からも倒壊事故の発生などを防止するとともに、安全性の確保と施設の適正配置に努め、安全・安心を実感できる快適なまちづくりを進めます。

V 河川・海岸、土砂災害危険箇所の整備

市民が安心して暮らせるよう、河川や海岸、急傾斜地等の整備を進めることにより、台風や地震等による災害に強い地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域の河川は小規模であるものの、丘陵部から一気に平野部を経て海に流れ出る地形的な影響や潮位との関係により、平野部に密集した住宅の冠水被害がこれまでも頻繁に発生しています。

また、台風の度に、予想を超えた高潮により高潮被害を受けたため、市民が安心して日常生活が営めるよう河川・海岸、そして土砂災害防止対策等を進めていく必要があります。

② その対策

災害に強いまちづくりを進めるため、河川・海岸の整備を行うとともに、土石流、地すべり、がけ崩れ等を防止するため、土砂災害危険箇所の対策を進めます。

(1) 河川の整備

- ① 流下能力の向上、氾濫防止対策に努めます。

(2) 海岸の整備

- ① 高潮の被害を軽減するため、景観にも配慮しながら海岸施設の整備を計画的に実施します。

(3) 土砂災害危険箇所の対策の推進

- ① 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の周辺住民に対し、警戒避難に必要な情報を周知します。
- ② がけ崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊防止に向けた取組を進めます。

VI 美しいまちづくり

瀬戸内海国立公園に指定された自然海岸や多島美、「しおまち唐琴通り」などの町並みは、牛窓地域が誇れるものの一つであり、これらの自然景観・町並みを後世に残せる地域を目指します。

① 現況と問題点

牛窓地域は、国立公園に指定されている大小の島々からなる多島美や緑豊かな丘陵など、自然と人々の営みにより豊かな景観が形成されており、市民のみならず多くの人々を魅了しています。しかし近年、生活様式・経済社会活動の変化により、古くからの港町の中に新しい現代風の家が点在するようになってきました。また、人口減少に伴う空き家も増えており、町並みの保存や景観に悪影響を及ぼしていることから、今後、次の世代にこの美しい自然景観や町並みを継承していくため、市民や事業者の理解と協力のもと、積極的に保存活動を進めていくことが必要となっています。

② その対策

ふるさとの原風景や自然景観を保存するため、自然公園等の環境整備や景観保全活動を進めます。また、市街地景観の形成に関する啓発活動を進めるとともに、周辺と調和のとれた美しい町並みの創出・改善に努めます。

(1) 自然景観の保全

- ① 市民、関係団体との協働により、自然景観の保全につながる海岸清掃等の事業を実施します。

(2) 調和のとれた美しいまちなみの創出・改善

- ① 「しおまち唐琴通り」など、牛窓らしい町並みの保存・活用に努めます。
- ② 市民や事業者に対し、良好な市街地景観の形成に関する啓発活動を進めます。
- ③ 市民や事業者、金融機関等と連携して、空き家等を活用して民間まちづくり事業を行う起業家等を支援し、都市機能と町並みの維持を一体的に進めます。
- ④ 新たな建築物・工作物等を設置する場合には、周辺と調和のとれた統一感のある美しい市街地の形成を促進するため、景観条例に基づく協議を進めます。

VII 市営住宅の整備

市営住宅を有効利用し、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる自立支援の住まい、あるいは、若者の定住を促進する住まいのある地域を目指します。

① 現況と課題

牛窓地域内の市営住宅は、現在、6団地48戸が整備されており、その中には、老朽化が進んでいるものが多数あります。しかし、今後の財政状況の見通しを踏まえ、建替は困難であることから、既存ストックの有効活用を進める必要があります。

②その対策

牛窓地域の賃貸住宅の供給不足を補うため、耐用年数の到来まで、社会情勢の変化や地域の実情に対応できる市営住宅の提供を行います。

(1) 市営住宅ストックの改善

- ① 市営住宅の適正かつ継続的な維持管理に努めるとともに、入居者の利便性向上のため、設備の改善を進めます。

VIII 公共施設等総合管理計画との整合

瀬戸内市公共施設等総合管理計画において市営住宅を含む建物について「残すべき施設については、大規模改修や建替えの周期を長期化すること」との方針を示しており、具体的な取組として、瀬戸内市公営住宅長寿命化計画において整備方針を示しています。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 | |
|---------------|---------------------------------|---|-----------------|-----|--|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設 公共下水道 | 特定環境保全公共下水道事業 汚水管渠布設 L=5km 雨水ポンプ場建設 (汚水) 計画区域 161ha 計画人口 3,560人 計画汚水量 2,200 m ³ /日 計画目標年次 令和17年 一部供用開始 平成20年 (雨水) 排水ポンプ施設の建設 | 市 | | |
| | | 農村集落排水施設 | 農業・漁業集落排水施設改修事業 | 市 | |
| | | その他 | 合併処理浄化槽設置助成事業 | 市 | |
| | | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | ごみ処理施設改修事業 | 市 | |
| | (4) 火葬場 | 火葬場施設改修事業 | 市 | | |
| | (5) 消防施設 | 消防車両整備事業 | 市 | | |
| | | 消防団車両整備事業 可搬消防ポンプ積載車 | 市 | | |
| | | 消防施設整備事業 防火水槽等 | 市 | | |
| | | 消防団施設整備事業 消防団機庫施設・設備改修等 | 市 | | |
| | (6) 公営住宅 | 市営住宅管理運営事業 住宅長寿命化・修繕等 | 市 | | |
| | (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 危険施設撤去 | 未利用施設解体撤去事業 公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画と整合を図りながら、老朽化が著しい公共施設の解体撤去を行う。 | 市 | | |
| (8) その他 | 防犯灯整備事業 | 市 | | | |
| | 海岸保全事業 高潮対策等 | 県 | | | |

7 子育て環境の確保

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

I 地域福祉の充実

地域に住む人々が、互いにつながりを持ち、思いやりを持った、地域ぐるみで支え合う地域を目指します。

①現況と問題点

少子高齢化、核家族化の進行、地域社会の変容や市民意識の多様化など、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の求める福祉ニーズも多種・多様化してきています。

牛窓地域においては、令和2年の65歳以上の人口が46.3%を占め、この5年間で、約4ポイント上昇しています。

急激な高齢化が進む状況の中で、地域における福祉の向上を目的とし、社会福祉協議会牛窓出張所が中心となって地域ぐるみのネットワーク活動等を実施する「地区社協小地域活動」が、牛窓地域内3地区で形成されており、各種のボランティア活動を推進し、地域における福祉の満足度を高めるための取り組みを実施しています。

しかし、地域福祉の担い手は、まさに各地域に住んでいる市民であり、高齢化と過疎化の進行は担い手の不足と高齢化にもつながっており、今後は、高齢者の方が参加しやすい場所等を選定するなど各地域における各種の福祉活動を充実させることが必要となっています。

②その対策

多様化する福祉ニーズに対応するため、民間福祉団体やボランティアによる活動と行政施策が一体となった総合的な地域ぐるみの福祉を推進します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 地域や福祉施設の連携により在宅福祉施策の充実を図ります。

(2) コミュニティによるケアの推進

① 福祉活動に対して、熱意のある方に対して学習の場、集会の場を提供し、高齢者、障がい者などの社会的弱者に対するボランティア活動への積極的な参加を促します。

(3) 福祉推進体制の確立

① 社会福祉協議会牛窓出張所を支援し、各地区の福祉団体の連携強化に努めます。

II 社会福祉の充実

1) 子育て支援

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の瀬戸内市はもとより社会が発展していくために欠かせないものです。市民が安心して子どもを出産し、まちの未来を創生する子どもたちがすくすくと育つために、安心して笑顔で子育てできるまちをつくります。

子どもたちの感性を豊かに育てる保育サービスを展開することで、働きながらも安心して子育てができるまちをつくります。

①現況と問題点

次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画、その後継計画としてこども計画を策定し、一時預かり事業や放課後児童健全育成事業など子育てに関する支援を進めてきましたが、令和5年の合計特殊出生率は1.35となっており、岡山県平均の1.32より若干高い値となっています。

子育て家庭に対しては、広報紙等を活用した情報提供をはじめ、乳幼児健診や育児相談、子ども悩み相談などの相談事業を実施してきました。また、総合相談窓口となるこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談支援を実施してきました。今後も引き続き、広報紙等の活用による情報提供を拡充するとともに、悩みや不安を抱えた家庭の孤立防止や子どもの健全育成のための世代間や地域交流を進めていく必要があります。

さらに、幼稚園での預かり保育、病気や就労等で一時的に養育が困難な家庭への支援など、子どもの年齢や家庭の事情に配慮した多様なサービスを提供していく必要があります。

また、働き方も多様化していることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を進めるとともに、女性が技術等の習得により就労しやすい環境をつくるなど、子育てと仕事の両立に向けた環境整備を進めることにより社会全体で子育て支援を支える仕組みづくりに努めていく必要があります。

②その対策

社会資源とニーズのコーディネート体制を整備するとともに、悩みや不安を抱えた家庭の孤立を防止するため、親同士や世代間、地域交流を行い、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進めます。

また、多様な保育サービス、子育て支援サービスを提供するとともに、健全育成に向けた経済的支援を行います。

さらに、健康で元気な子どもを育てるため、安心して外出できる環境をつくります。

(1) 子育て家庭への情報提供・相談体制の強化

- ① 子育て応援サイトなどのHPや広報紙などの印刷物を通じて、子育てに役立つ情報を提供します。

(2) 地域ぐるみで子どもを育てるための世代間や地域交流の推進

- ① 悩みや不安を抱えた家庭の孤立を防止し、地域全体で子育てできるよう、子どもや親子が地域の大人と交流できる体験講座を開催します。
- ② ボランティア等の協力・連携のもと、保育所内外で地域交流を進め、中・高生を中心に園児とふれあう機会をつくります。
- ③ 他地域からの保育園や放課後児童クラブ等の利用者を増やし、地域間交流を促進します。
- ④ 放課後児童クラブ等で地域のボランティアが持つスキル（能力）を活かした活動を支援します。

(3) 保護者のニーズにあった保育サービスの提供

- ① 多様な保護者のニーズにあった保育サービスを提供します。
- ② 特色ある保育の実践や魅力ある保育園づくりに取り組みます。
- ③ 保育園の利便性を向上するために送迎バスを運行します。

(4) 子育て家庭を支援する多様なサービスの提供

- ① 病気や就労等で一時的に養育が困難な家庭に対し、関係機関と連携し短期入所生活援助を実施します。
- ② 放課後児童クラブの指導員を育て、資質の向上を図るとともに、利用者の増加に伴う定員数の増加や施設の増設を行います。

(5) 多様な働き方を実現し、子育てと仕事の両立できる環境づくり

- ① ワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しについて、広報紙等を活用して意識啓発を行います。

(6) 子どもの健全育成のための経済的支援を行います

- ① 児童の健全育成を進めるため、児童手当や児童扶養手当等を支給し経済的な支援を行います。

(7) 子育てを支援する生活環境の整備

- ① 安心して外出できる環境づくりを進めるため、子どもや親子連れの利用が多い公共施設や商業施設等を中心に、ベビーベッドやチェア、授乳室等の設置を促進します。
- ② 子どもたちが安心して安全に遊べる公園等の環境を整備します。

2) ひとり親（母子・父子）家庭の支援

ひとり親家庭の事情にあった支援を行い、ひとり親家庭が自立できる地域を目指します。

① 現況と問題点

ひとり親家庭は、仕事と育児によるストレスを抱えながら、地域で孤立しがちになっています。また、ひとり親家庭の正規雇用率は低く、安定した経済基盤が確保できるような支援が必要になっています。

② その対策

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、自立の促進及び安定した経済基盤の確保のための支援を行います。

(1) 精神的負担の軽減及び孤立防止

- ① ひとり親家庭の抱える悩みや不安等の精神的負担を軽減するため、専門職や支援員による相談対応や子育てに関する情報提供を行います。

(2) 安定した経済基盤確保のための支援

- ① 各種助成や支援制度、貸付制度等を周知します。
- ② 自立支援計画を作成し、関係機関と連携しながら自立を促進します。

3) 高齢者の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち、笑顔で長生きできるまちを目指します。

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの構築を目指します。さらに、地域に住む人々が、互いにつながりを持ち、思いやりをもった、地域ぐるみで支えあう地域を目指します。

① 現況と問題点

高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を生かしながら地域でいきいきと活躍し、活力ある地域社会の実現を目指し、シルバー人材センターの運営を支援しています。今後も、生きがいをもって活躍できる場として、新規受注事業を拡大していく必要があります。

牛窓地域には、令和7年4月現在、23の単位老人クラブがあり、各種スポーツ大会などの健康増進活動や公園、神社、道路の清掃奉仕活動、寝たきり高齢者等への友愛訪問活動を展開しています。しかし、高齢者数が増加しているにもかかわらず、会員数は年々減少していることから、活動の維持を図っていく必要があります。

高齢化の進展とともに、介護等が必要な高齢者が増加しており、適切且つ必要な介護サービスが提供できる体制づくりを進める必要があります。

核家族化の進展による家族の支え合い機能が低下する中、地域活動にも疎遠になりがちになる高齢者を地域から孤立させることのないよう支援を行うとともに、今後、地域の見守り活動などの役割を担ってもらう必要があります。

②その対策

高齢者が健康で明るく活動的に暮らせるよう、社会参加を促進し、生きがい対策を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう適切な医療・保健・福祉サービスの提供と地域ぐるみの自立支援対策を進めます。

(1) 社会参加の促進

① 自らの能力を活かし、生涯現役で活躍できる場を確保します。

(2) 生きがい対策の推進

① 活力に満ちた長寿社会が実感できるよう、老人クラブによる社会奉仕、健康増進等の活動を進めます。

② 生きがいをもって暮らせるよう、長寿者に対する市民の敬老精神を高めます。

③ 元気な高齢者の皆様には、支えられる側から支える側へ見守りなどの役割分担を進めます。

(3) ニーズにあった介護・福祉サービスの提供

① 介護保険サービスの基盤・環境整備の推進や適性・円滑な制度運営に努めます。

② 要介護や要支援の状態になるおそれの高い高齢者を対象に、介護予防事業を進めます。

③ 閉じこもりや認知症を予防するため、相談や指導を行います。

④ 健康な高齢者に対しては、生活機能の低下を防ぎます。

⑤ 安心して在宅生活を送るための環境整備を行います。

⑥ 生活支援を必要とする高齢者に対して、必要な家事援助サービス等を提供します。

⑦ 寝たきり高齢者等を介護している家族の経済的・精神的負担を軽減するとともに、介護や福祉に関する知識、健康づくりや介護技術等を修得する機会をつくります。

(4) 地域ぐるみの高齢者自立支援

① 一人暮らし高齢者等に対し、緊急時の適切な対応ができるよう緊急通報装置等の設置による見守り体制を整えます。

② 孤立感を解消すると同時に、健康状態の確認や安否確認ができるよう見守り体制整備を行います。

4) 障がい者自立支援

障がいの有無にかかわらずすべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加できる地域共生社会の実現を目指し、住み慣れた地域でこれからも暮らしていけるような地域を目指します。そのために、自立した生活が営むことができるよう必要な障害福祉サービスを提供するなど自立支援対策を進めます。

施設のバリアフリー化を進め、外出の支援を行うとともに、就労場所や地域活動の場を確保するなど社会参加を促進します。

住み慣れた地域で障がい者とその家族がともに安心して暮らせるよう、身近なところで気軽に相談できる場をつくり、家族の負担を軽減する支援を行うとともに、障がい者が自立できる居住場所を確保します。

①現況と問題点

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障がい児・者に加え、新たに難病患者も加えられ、障害福祉サービス等の対象者になりました。対象者の多様化に対応した、個々の状況に応じたサ

サービスの提供が求められています。

令和3年度には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、事業者による障がい者への合理的配慮が義務づけられました。

市内の事業所が増加したこともあり、日中活動系サービスの「就労継続支援」については、利用者は年々増加傾向にあります。

障がい児の通所支援サービスについては、現在市内には11カ所の事業所がありますが、利用者は年々増加傾向にあります。

バリアフリー社会を実現するため啓発活動を実施し、施設の新設・増改築時にはバリアフリー施設への転換について働きかけ、普及を進めていく必要があります。

福祉就労および一般就労の充実を図るとともに、ハローワーク等と連携し、障がい者本人の能力を活かす場の確保や地域活動に関する外出支援を進める必要があります。

現在、障がい者とその家族に向けた相談窓口の設置や家族介護者に向けた経済的支援を行っていますが、今後は、多様化するニーズを的確につかみながら、地域生活支援センタースマイルをはじめ、市内相談支援事業所や関係機関との連携やネットワークによる相談支援の場を確保するとともに、障がい者の暮らしを支える家族介護者の支援を進めていく必要があります。

令和7年5月時点で、現在市内に3カ所の障がい者グループホームがあり、今後重度障がいへ対応した事業所や地域移行を進める上での、地域との連携体制が求められています。一方でホームへの潜在的な入居希望者もいることから、安心して生活するための居住場所を確保する必要があります。

②その対策

必要な障害福祉サービスを提供し、障がい者の自立を促進します。

また、ユニバーサルデザインの視点も取り入れたバリアフリー社会の実現を目指した取り組みを進めます。

さらに、就労と社会参加の促進、身近なところで気軽に相談できる体制づくり、家族介護者支援を進めるとともに、障がい者の居住場所を確保します。

(1) 権利擁護の推進

① ライフステージのあらゆる場面において、障がいを理由に不当な扱いを受けることなく安心して地域で暮らすことができるよう支援します。

② 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現にむけて働きかけます。

(2) 障がい者の自立支援

① 一人ひとりのニーズを把握し、必要とされる障害福祉サービス等を提供します。

(3) バリアフリー社会の実現

① 生活関連施設のバリアフリー化を働きかけます。

(4) 就労と社会参加の促進

① 障がい者一人ひとりが持つ能力を発揮できる雇用場所の確保のため、地域生活支援センタースマイル、ジョブスポットせとうちと連携し、個々の個性に合わせた就労を支援します。

② 地域活動の場を提供し自立した生活を送れるよう、外出を円滑にするための支援を行います。

③ 意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、市役所に手話通訳者を配置します。

(5) 相談場所の確保

① 身近なところで相談できる体制を整えます。

② 障がいに対する理解が進むよう市民に対する意識啓発を進めます。

(6) 家族介護者の支援

① 障がい者とその家族がともに安心して暮らせるよう、また、家庭での介護が円滑になるよう家族介護者を支援します。

② 重症心身障がい児・者の介護を行う家族の負担軽減のため、医療型等の短期入所サービスの拡大促進事業を実施します。

(7) 居住場所の確保

① 自立した生活ができるよう、グループホームなどの居住場所の確保を進めます。

(8) 障がい児の支援

① 発達障がいのある児に対し、継続した切れ目のない支援体制を構築します。

② 障がい児支援体制の強化に向け、児童発達支援センター等市内の事業所と連携し充実を図ります。

5) 生活困窮者自立支援

経済状況の悪化による離職、突然の家族の病気や事故などにより、生活が苦しくなった人に就労支援等を行うことで、生活困窮者が自立できる地域を目指します。また、将来生活困窮に陥る可能性のあるひきこもり状態の人に対応するため、ひきこもりサポートセンターを設置し、相談支援の充実、居場所づくり等社会参加の機会を提供します。

① 現況と問題点

令和7年9月末現在、牛窓地域で生活保護を受給中の家庭は15世帯、15人です。

この内、世帯に働いている者がいない世帯は12世帯で、世帯類型別にみると、高齢者世帯67%、母子世帯0%、障がい者世帯26%、傷病者世帯7%、その他世帯0%となっています。

65歳以上の稼働年齢を超える高齢者世帯は10世帯であり、若年層に比べ、60歳前後の人に対する求人は極端に少なく、就労支援は困難を極めることから、今後も長い期間の生活保護とならざるを得ない状況となっています。

生活困窮者の増加と景気の低迷は比例します。生活が困窮する要因を明らかにした上で、早い段階から助言や指導を行い、生活再建に結びつくよう支援を行っていく必要があります。

② その対策

日本国民として最低限の生活を営む権利が憲法により保障されていることから、生活困窮者に対し、必要な助言、指導及び援助を行い、生活再建を支援します。

定期的な収入が得られ、あるいは何らかの資格が取れるよう就労を支援します。

(1) 自立支援

① 民生委員、保健所、医療機関、生活相談支援センター等と連携し、生活が困窮する要因の解消や軽減に向け、必要な助言や指導及び支援を行います。

② 入院中の者に対しては、療養や退院後の自立に向けた支援を行います。

③ 多重債務等の金銭的な問題を抱える者に対しては、金銭管理の徹底と債務整理などを行うなど自立支援を行います。

(2) 就労支援

① 働ける状態でありながら就労していない人や自らの能力が十分に活かしきれていない人に対し、世帯の自立を促進するため、就労支援員がジョブスポットせとうち等と連携し、就労について適切な助言及び支援を行います。

(3) ひきこもり状態の人への支援

- ① 医療、福祉、保健、教育等の関係機関とひきこもりサポートセンターと連携し、概ね15歳以上のひきこもり状態の人に対し、必要な相談支援、居場所づくりの場等を提供し、社会参加の一步となる支援を行います。

Ⅲ 健康づくり

自分たちが生まれ育ったまちで暮らし、家庭や地域住民との結びつきを大切にしながら、自分らしく豊かな生活を送ることができ健やかに暮らせる地域を目指します。

① 現況と問題点

健康づくり事業を進めていく上で、愛育委員協議会・栄養改善協議会等の組織は重要な役割を担っています。高齢化が進む地域において、委員は任期中の研修参加等により自身の健康意識を向上させ、健康づくりは地域ぐるみで行うという重要性を理解し活動を続けています。

少ない出生数の中、子育ての孤立化や児童虐待を予防するため、乳児全戸訪問・健診・相談等を開催し、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいます。支援を必要とする親子は増加していることから、関係機関と連携した対応ができるシステムづくりが必要となっています。

検診により、がんの早期発見、早期治療を行うとともに、生活習慣病を予防し、心臓病や脳血管疾患等の予防に取り組んでいます。医療機関に限られるため、検診車で回る集団検診だけではなく、かかりつけ医で受診できる個別検診の機会を拡充しています。

ストレスの多い時代背景により、精神疾患患者の増加が見られ、福祉施策の実施と合わせて、予防や地域住民の理解を深める活動が必要になっています。

感染症については、予防接種率の維持により爆発的感染は防いでいますが、免疫のない新しい感染症に関しては、その素早い対応が求められます。

核家族化、多忙な環境、そして生活の夜型化等が、孤食の増加や朝食の欠食、野菜摂取不足の要因となっています。体づくりの基本となる食育の推進には、地産地消の活動や子どもの教育現場との連携等多くの組織や団体との協働が必要です。

② その対策

地域の健康づくり組織と協働し、健康づくりに対する理解と意識啓発を進めるとともに、母子保健事業や働き盛りの方に対する健康づくりを進めます。

心の健康づくりに対する理解を深め、その予防に努めます。

また、感染症予防と新しい感染症に対する素早い対応に努めます。

さらに、体づくりの基本となる食育を推進します。

(1) 健康づくり活動への理解と意識啓発

- ① 健康づくり推進協議会を主体として、愛育委員・栄養委員の活動を支援するとともに、地域の組織と協働して健康づくりへの理解と意識啓発を進めます。

(2) 健全な子どもの成長と保護者の育児不安の解消

- ① 健康診査や家庭訪問等を実施することにより、健やかな子どもの成長を支援するとともに、発達相談、親子教室の開催等により育児不安の解消を図るなど、妊娠期から子どもが就学するまでの一貫した支援を行います。

(3) 働き盛りの年齢の健康づくり

- ① 健康診査（がん検診）や健康相談、健康教育、特定健診、特定保健指導、人間ドック等を実施することにより、働き盛りの市民の健康づくりを支援します。

(4) 心の健康づくり

- ① こころの健康相談や精神保健相談、地域活動支援センターや就労継続支援事業所への支援を行うことにより、心の健康づくりを支援します。

(5) 感染症予防対策の推進

- ① 結核検診、定期予防接種や臨時接種等を実施するとともに、新たな感染症に対しては素早い対応に努めます。

(6) 食育の推進

- ① 離乳食講習会、栄養相談、店頭食育、高齢者料理教室等の食育推進事業を実施することにより、健康な体づくりの基本となる食育を推進します。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|---|-------------------------------|-------------------------------|------|-----|
| 6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進 | (3) 高齢者福祉施設 老人ホーム | 特別養護老人ホーム施設整備事業 施設・設備改修助成等 | 市 | |
| | (8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉 | 広域的保育所等利用事業 送迎バス運行業務 | 市 | |

8 医療の確保

I 医療の充実

市民に安らぎと幸せを届ける病院を目指します。そのために、地域で必要とされる医療を安全・安心に提供します。

①現況と課題

市民病院については、平成 20 年度に本院（旧邑久病院）と旧牛窓病院を統合し、旧牛窓病院については、外来のみの附属診療所として診療を行ってきましたが、医師、看護師等の医療従事者の確保が困難なこと、施設・設備が老朽化し、特に電気設備の老朽化は著しく運営に支障をきたしていることから、平成 28 年 3 月末をもって閉院しました。

同年 10 月に新病院が完成し、地域の拠点病院として運営を開始しました。その後、地域医療構想や医師の働き方改革、新型コロナウイルス感染症など地域医療に大きく影響を及ぼす事態が発生しました。拠点病院として地域医療を支えるために外部環境の急激な変化にも即応できるよう地域完結型の医療・介護・保健・福祉が一体的に提供できる体制の構築が求められています。

②その対策

医療・介護・保健・福祉施設等と連携し、市民とともに地域包括医療・ケアを進めます。また、地域の拠点病院として医療の質向上に努め、市民に必要とされる医療人を育成します。

(1) 医療提供体制の整備及び地域包括医療の実現

- ① 地域において、継続的な治療や健康保持に必要な医療を提供するため、市民病院を基幹病院として疾病予防を強化し、感染症拡大への備えを講じます。
- ② 市内の医療機関をはじめ、近隣の高度医療機関や各種の専門病院との機能連携を強化し、体系的な医療サービスが提供できる医療施設間のネットワークづくりを進めます。
- ③ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括医療・ケア実現のため、医療・介護・保健・福祉施設等と連携を密にし、各種相談支援を強化します。

(2) 医師等医療人材の確保

- ① 安心して医療を受けることができるよう、医師、看護師等必要な医療従事者の確保に努めます。
- ② 令和 6 年から適用の時間外労働の上限規制を中心とした医師の働き方改革に対応します。

II 社会保障の充実

1) 国民健康保険の適正運営

国民健康保険制度の適正運営に努め、住み慣れた地域でいくつになっても安心して暮らせる地域を目指します。

①現況と問題点

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として、今日重要な役割を担っていますが、高齢化の進行や社会情勢の悪化等により、低所得者層が増加し、運営が厳しい状況にあります。

市民が医療サービスを受けるにあたっては、各自の治療状況に応じた費用を負担することが適当であり、市民の負担ができるだけ公平なものとなるよう配慮していく必要があります。また、平成 30 年度から県も新たに保険者に加わり、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など事業運営の中心的な役割を担っています。

このような状況の中で、市民が安心して健康な生活を送るため、さらなる国民健康保険制度の適正運用に努めていく必要があります。

②その対策

国民健康保険制度の財政運営の健全化に努め、保険給付の充実を図ります。

(1) 国民健康保険制度の適正運営

- ① 過誤請求、重複請求等を点検するなど、医療費の適正化に努めます。
- ② 国民健康保険の主な財源である国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上に努めます。

2) 国民年金制度の周知

国民年金制度について理解を深めることにより、住み慣れた地域でいくつになっても安心して暮らせる地域を目指します。

①現況と問題点

平成 22 年 1 月から「日本年金機構」が国の委任・委託を受けて公的年金に係る一連の運営業務を担っています。組織替えはあっても年金未加入者や保険料未納者が存在することは制度の趣旨を損なうこととなります。

今後、人口の高齢化に伴い国民年金の果たす役割は重要性を増していくことが予想されることから、市民が制度の趣旨を十分理解できるよう周知を進めるとともに、年金未加入者の解消に向けた取り組みについても進めていく必要があります。

②その対策

国民年金制度の周知徹底と、未加入者解消対策並びに保険料収納対策を積極的に推進します。

(1) 国民年金制度の周知

- ① 国民年金制度の趣旨を周知徹底し、無年金者の発生を抑制するとともに、年金に対する意識の向上を図ります。
- ② 日本年金機構と連携し相談体制を充実させるとともに、国民年金制度に係る広報活動を強化します。

(2) 国民年金未加入者解消対策と保険料の収納対策の推進

- ① 適用対象者を的確に把握し、年金機構との連携・協力により未加入者の解消に努めます。
- ② 保険料の未納による無年金者を防止するため、免除制度（学生納付特例など）の有効な活用、収納方法の改善に努めます。

9 教育の振興

I 学校教育の充実

学校・幼稚園と保護者・地域の人々が連携することにより、一人ひとりの子どもを伸ばし、夢をもって自らの進路を切り開いていくことのできる、子どもが楽しく学び成長を実感できる地域を目指します。

① 現況と問題点

就学前教育については、令和7年5月現在で牛窓地域の幼稚園数が2園（うち1園が休園中）で園児数8人となっており、発達段階に応じて集団の中で子どもを成長させたいと考えるなど、多様化する保護者のニーズに十分応えることが困難な状況になってきています。そのため、集団生活を行うための園児数の確保をはじめ、子どもたちが様々な活動を体験できるよう保育所や小学校との交流保育の充実など、教育内容の見直しを進める必要があります。

義務教育については、令和7年5月現在で牛窓地域の小学校は3校で児童数148人、中学校は1校で生徒数99人となっています。

現在、「全国、岡山県、瀬戸内市独自の学力・学習状況調査」を活用して学力の把握に努めてきましたが、さらに、継続的に学力・学習状況の調査・分析を行い、効果的な学習活動を展開し、全ての子どもの学力を高めていく必要があります。

小中学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実践が求められていることから、教職員の専門性を高め、指導體制と指導内容を充実させるよう努めています。

また、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入して、地域と学校が一体となった学校づくりを目指しています。

施設の整備においては、老朽化が進んでいる校舎等の計画的な大規模改修及び改築を推進するとともに、学習環境の整備、学習機器の充実を図っていく必要があります。

学校給食については、栄養のバランスを優先した給食を提供していますが、地場産物を多く取り入れた給食の提供や、「知」「徳」「体」の基本をなす食育を充実する必要があります。

子どもの減少に対応して、今後も社会性を養う集団生活ができるよう、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」等を基に学校・園の適正規模についての研究を進めていく必要があります。

不登校問題については、学校とこどもみらいサポートセンターが連携し、未然防止と早期対応に努めていますが、さらに指導體制を整備し、不登校状態の子どもが学校や社会に適応していけるよう支援していくことが必要となっています。

② その対策

集団生活の中で「人」を育む基盤として就学前教育を進めるとともに、「豊かな心」が育つよう道徳教育を進めます。あわせて一人ひとりに「確かな学力」を身につけます。

安全・安心な環境の中で学習に取り組めるよう学校・園の施設整備を進め、学習環境を改善します。また、子どもたちが健やかに成長できるよう栄養バランスのとれた学校給食を提供し、食育の充実を図ります。

学校規模の適正化の研究は、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、また、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、様々な機能を併せ持っていることも配慮し、保護者や地域の意見を尊重し、研究を進めます。

不登校等の問題を抱える子どもたちへの早期の対応を通して、子どもたちが主体的に学校復帰や社会的自立に向かうよう支援や働きかけをします。

- (1) 就学前教育の充実
 - ① 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた共通カリキュラムを実施し、こども園、保育園、幼稚園と小学校との連携を図ります。
 - ② 園児が様々な活動を体験できるよう他園やこども園、保育園及び小学校との交流保育を充実します。
- (2) 道徳教育の推進と学力の向上
 - ① 児童生徒一人ひとりに「豊かな心」が育つよう学校・幼稚園における道徳教育を進めます。
 - ② 児童生徒一人ひとりに「確かな学力」が身につくよう学校・幼稚園において学力向上に向けた教育活動を進めます。
- (3) 施設整備と学習環境の改善
 - ① 教育施設の長寿命化計画を策定するなど、計画的に改修・改築工事を進めるとともに、子どもたちが学びやすい環境づくりに努めます。
 - ② きめ細かな教育活動を展開するため、国・県の施策も利用し、35人以下の少人数学級や特別支援学級を設置・拡充します。
 - ③ ICT機器の整備や教職員の研修を充実させ、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現します。
- (4) 食育の充実
 - ① 関係機関と連携し、「知」「徳」「体」の基本をなす食育を充実します。
 - ② 「健やかな体」の子どもを育成するため、栄養バランスのとれた給食を提供するとともに地場産物を多く取り入れるよう努めます。
- (5) 学校・幼稚園の適正規模の検討
 - ① 児童生徒の教育条件の改善の観点を中心とし、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、様々な機能を併せ持っていることも配慮し、保護者や地域の意見を尊重し、研究を進めます。
 - ② 小規模校を存続する場合は、デメリットを最小化にし、メリットを最大化にする方策を研究します。
- (6) 不登校問題の解決への取組
 - ① 学校、こどもみらいサポートセンターや関係機関等との連携により、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒への早期対応を進め、学校復帰や主体的な社会的自立を促進します。

II 家庭・地域社会の教育力の向上

未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、地域、家庭、学校等が一体となって子どもの成長を見守る地域を目指します。

① 現況と問題点

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や社会性など人間形成の基本となる教育です。これまで、家庭教育の支援のため、家庭教育学級や青少年健全育成推進大会等を通して保護者等の学習の場、交流の場を提供してきました。また、各小中学校区を単位に地域教育協議会を設置し、地域の教育力の向上を促進することで、子どもの健やかな成長を地域ぐるみで応援し、子どもは

地域で育てるという意識を育成してきました。さらに、地域学校協働活動を実施することで、学校を中心に家庭、地域が連携した教育が可能となってきました。

しかしながら、家庭教育支援や地域の教育力の向上も十分な状態でないため、保護者等の学びの場づくりや交流の場づくり、学校や家庭に対する地域の支援の充実が必要となっています。

②その対策

子育てに関する情報提供や家庭教育に関する学習機会、集いの場の提供など、家庭の教育力を高めるための支援を行います。また、地域の方々の学習機会を通して、子どもと地域社会の関わり等について啓発するとともに、家庭、学校、地域の連携についての理解を促し、地域の教育力を高めるとともに、安心して安全で子どもの健やかな成長に寄与する地域づくりを行います。

(1) 家庭教育に関する支援

- ① 子育て環境の整備や家庭の教育力を高めるため、啓発冊子「ほがらか家族」を作成し、子育てに関する情報を提供するとともに、保護者同士が親睦を深め、子育てに関する情報交換や交流ができる機会を提供します。
- ② 幼稚園単位で保護者が家庭教育学級を組織し、子育てに関する体験や研修を行い家庭教育の質を高めます。
- ③ 青少年健全育成推進大会や小・中学校PTAの取り組みを支援することにより、学習機会を提供します。

(2) 地域の教育力向上に関する支援

- ① 各学校区に設置している「地域教育協議会」により、学校・地域・家庭と連携し、地域の教育力の向上を目指します。
- ② 地域の人材育成のための研修会や交流会を実施し、安心して安全な地域社会の実現を目指します。

(3) 学校に関する支援

- ① 地域学校協働活動の実施により、学校を中心に地域と家庭が連携して子どもを育てる体制を充実させ、学校を中心とした青少年の健全な育成を目指します。
- ② 学校行事の中で地域とのつながりを深めるプログラムの実施を目指します。

(4) 家庭、学校、地域の連携の促進

- ① 家庭、学校、地域で青少年の健全育成に関する「思い」を共有することにより、子どもの健やかな成長を目指します。
- ② 各地域の実情に即した自然体験、奉仕活動、スポーツ活動、文化活動など、様々な体験活動の場を通じて家庭、学校、地域の連携を高めます。

Ⅲ 生涯学習の推進

学習活動を通してあらゆる世代がつながり、支えあいながら、地域社会の教育力を高めるため、互いに学びあい、教えあい、人がつながる地域を目指します。

①現況と問題点

地域社会は、そこに暮らす人々の規範意識や相互扶助によってその基盤を成しています。現代社会の課題解決に共通することは、課題のそれぞれが世代内や特定の集団内のみで解決できる内容ではなく、世代・立場・活動内容を超えたつながりの視点から物事を捉え解決していく必要があります。個

人や組織が単独では解決できない課題を解決するためには、個人と個人、個人と組織、組織と組織が相互に対等な関係を築きながら有機的につながりあい、協力することが必要です。そのためには、市民が地域のなかで主体的に学び、その成果を新たなまちづくりに生かすことが求められています。

しかし、多くの市民が学習意欲を持ちながらも学習活動に参加できていない、あるいは学習の成果を活かすことができていないなどの課題も多く存在しています。

市民が生涯にわたって学ぶ機会を得ることができ、その成果を新たなまちづくりに生かすためには、学習の機会の充実や地域の学習機会の拠点となる公民館や図書館の充実が必要となります。さらには、学習の成果をまちづくりに活かすための仕組みづくりが必要です。

②その対策

文化・芸術活動、スポーツ活動、奉仕活動などの核となる公民館、図書館、スポーツ施設等を充実させることにより、学習活動の場所と機会を提供します。また、学習の機会を得るために、様々な団体の設立・育成を支援し、情報を提供することにより学習の機会や成果の還元を支援します。

(1) 学習情報の提供

- ① 広報紙やホームページ、公民館だより等で学習情報の提供を行います。また、市内の社会教育施設などの学習情報についても提供できるよう情報の収集を行います。
- ② 公民館や図書館の窓口で学習相談を受け付け、学習情報の提供をはじめ、学習成果の還元などの循環が図れるよう指導・助言及び支援を行います。

(2) 学習の場所と機会の提供

- ① 安全・安心に学習活動が行えるよう、また多様な学習要求に応えることができるよう拠点となる公民館、図書館等の整備や充実、運営管理などを行います。
- ② 体育館、グラウンドなどのスポーツ施設等を充実させることにより、スポーツ活動の日常化を促進します。
- ③ 市民による自主活動を支援し、様々な団体を育成することにより、学習活動の機会を創設します。

(3) 学習の成果を還元できる仕組みづくり

- ① 市民相互が学びあい、教えあう仕組みづくりを促進し、学習の循環が図られるようにします。
- ② 地域の特性を活かした行事・イベントを支援し、伝統や文化の継承に合わせて学習の成果を活かす仕組みづくりを行います。

IV スポーツ活動の推進

市民が生涯にわたって体力や年齢、技術、目的に応じてスポーツに親しむために、スポーツ環境の整備や指導者・ボランティアを育成することにより、スポーツを通じて健やかに暮らせる地域を目指します。

①現況と問題点

スポーツの振興については、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団を中心に各種大会・教室等を実施していますが、定期的・継続的にスポーツ活動に参加し、日常生活の中にスポーツが位置付けられている人は少ないのが現状です。市民の健康の維持増進のためには、スポーツ活動の日常化を促進する必要があります。

また、スポーツ活動における場の提供については、既存施設を計画的に改修し、学校開放事業と併

せてスポーツ活動の場を広げていますが、体育館やグラウンドなどの施設がそれぞれ分散して設置されているため、大きな大会・イベント等には対応できません。このため施設整備においても充実を図る必要があります。

市民の充実したスポーツ活動のためには、指導者等の育成によるサポート体制の充実も必要となります。スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団、その他スポーツ団体の指導者等を対象に研修会を実施していますが、さらに専門的な研修の実施が必要です。

さらに、市民にスポーツへの関心を高めてもらうために、国際大会や全国大会などに出場する選手・指導者に激励金を交付し、ホームページ等で公開しています。

また、少子化の進行に伴い、中学校における生徒数も減少傾向にあります。このため、各学校単位での部活動の実施が困難になるなど、複数の中学校が合同で活動を実施している部活動も存在します。

今後、生徒数の減少により部活動の選択肢が限られることが懸念されることから、生徒の多様なニーズに応じた「部活動の地域展開」を進めていく必要があります。

②その対策

スポーツの日常化においては、スポーツ協会主催のイベント等により、スポーツ活動へのきっかけづくりを行い、教育委員会においては団体育成の援助を行います。

また、スポーツ活動の場の提供においては、施設を計画的に整備することにより、安心・安全に活動できるように配慮します。

指導者等の育成に関しては、スポーツ実践者の体力や年齢、技術、技能に合った指導が行えるよう、指導者等研修会の実施により、運動の特性や指導方法を学習していただき、レベルアップを図ります。

(1) スポーツの場と機会の提供

① 場の提供

スポーツ施設の効率的な整備を図り、併せて学校開放事業を実施することにより、スポーツ活動の場を提供します。

② 機会の提供

スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団等の開催する各種大会、教室を支援し、少年団体等交流研修会やその他のイベントを開催することにより、スポーツの機会の提供を行います。

また、中学校の部活動を地域に展開することにより、中学生のスポーツ活動の場所と機会を確保し、中学生が多様な選択肢の中から主体的に選択し活動を実施できる環境を整備します。

(2) スポーツ活動の支援

① 指導者等の派遣

スポーツ推進委員、B & G指導者会の指導者等を派遣し、出張指導を行うことにより、各種団体等のスポーツ活動を支援します。

② 地域の特性を生かしたスポーツ振興

海洋性スポーツを振興することにより、地域の特性を生かしたスポーツ活動を支援します。

(3) スポーツ団体・指導者の育成

① スポーツ団体の育成・支援

各種スポーツ団体の運営方法等の指導助言を行い、スポーツ団体の育成に努めます。

② 指導者の育成・支援

市民それぞれに合ったスポーツ活動の指導等を行うため、スポーツ推進委員の研修会への派遣や各種指導者等研修会の開催により、スポーツ指導者の養成、育成を行います。

(4) トップレベルで活躍する選手への支援

国際大会や全国大会等に出場する市民を応援するため、激励金を交付します。また、激励金を交付した方の中から特に優秀な成績の方に表彰を行います。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|---------------|-----------------------|---|------|-----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 小中学校・幼稚園施設整備事業 校舎環境整備、下水道 接続、施設・設備改修等 | 市 | |
| | 屋内運動場 | 小中学校施設整備事業 体育館環境整備、施 設・設備改修等 | 市 | |
| | 屋外運動場 | 小中学校・幼稚園施設整備事業 運動場等環境整備、施 設・整備改修等 | 市 | |
| | 給食施設 | 給食調理場施設整備事 業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 公民館 | 牛窓町公民館施設整備 事業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | 集会施設 | 牛窓町公民館分館等施 設整備事業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | 体育施設 | 牛窓グラウンド施設整 備事業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | 図書館 | 図書館施設整備事業 施設・設備改修等 | 市 | |

10 集落の整備

I 地域内交流の場の創出と充実

集落が共同体として維持・発展していくためには、自治会やコミュニティ活動といった地縁組織の活動を基本に、自分たちのまちのことは、自分たち自らが意思決定し、自らの責任において地域の課題解決に取り組むことが求められます。そうした活動を通じて、人それぞれが尊重され、誰もが活躍し、安全に安心して暮らせるみんなが知恵を出しあい助けあう地域を目指します。

① 現況と問題点

近年、個人の価値観や市民ニーズが多様化・複雑化する中で、地域が抱えている課題への対応は、行政だけ、市民だけの取組では十分とは言えません。市民、地域、市民団体、行政や企業等が互いに信頼し、認め合い、能力を発揮するためには、協働のルールを整備し、それぞれの役割を分かりやすくする必要があります。

これからは、人口減少に伴う少子高齢化の進行により、高齢者単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、生活形態が多様化するため、本来の地域コミュニティの機能が失われ、存続が難しくなることが予想されます。そのため、市民自らが地域の一員としてまちづくりに携わっていくために、地域コミュニティの意義や本来の機能を今一度見直し、地域活動を活性化するための仕組みづくりを進める必要があります。

また、地域活動の拠点であるコミュニティセンター等については、現在ある介護予防拠点施設、地域交流サロン、公民館分館等、本来の設置の目的は様々ですが、地域の市民活動の拠点施設として位置づけ、自治会を超えた広範囲の市民同士の交流や活動の場として有効活用されるよう、施設管理者をはじめ、施設のあり方について整理する必要があります。

② その対策

協働によるまちづくりについてのルールを整備し、市民の主体的な活動を支援します。

また、地域活動を活性化するための仕組みづくり及びその拠点施設の再編・整備を進めます。

(1) 協働によるまちづくりについてのルール整備

① 協働によるまちづくりに向け、市民と行政の相互理解と信頼を深めるため、協働のまちづくり指針等のルールを整備することにより、それぞれの役割を明確にします。

(2) 市民活動の支援

① 市民が主体となっていく自治会活動やボランティア活動、NPO活動等、地域における自主的で個性的な活動を支援します。

② 市民団体の活動を支援するため、組織化や活動のあり方についての研修会や相談会を行います。

(3) 地域活動を活性化するための仕組みづくり

① 市民自らが地域の一員としてまちづくりに携わっていくために、地域コミュニティの意義や本来の機能を今一度見直し、地域活動を活性化するための仕組みづくりを進めます。

(4) 地域活動拠点施設の再編・整備

① 公民館分館など地域内の集会施設の管理等を見直すとともに、地域の市民活動の拠点と位置づけ、必要な施設のあり方を見直します。

② 自治活動の拠点施設である地域の集会所の整備を支援します。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|---------------|---------------------------|--|------|-----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 市民活動応援・協働提案事業 自治会または市民活動団体が行う公益活動の費用の一部を補助し、協働のまちづくりをめざす。 | 市 | |
| | | 集会所整備助成事業 自治会が管理する集会所を新築、又は増改修しようとする自治会に対して助成措置を講じる。 | 市 | |

11 地域文化の振興等

I 文化の保護・保存・継承と新しい文化の創造

心の豊かさを実感し、潤いのある生活を送り、また、故郷として誇りや愛着が持てる歴史や文化を大切に作る地域を目指します。

① 現況と問題点

先人たちが残した豊かな文化遺産を通じて、歴史や伝統・文化を学び理解を深めることは、地域の個性や魅力を知ることであり、郷土への愛着や誇りを育むことにつながります。また、文化財は、本市の個性を表すとともに、市民が郷土に対する誇りと愛着心を持つための大切な資源です。

これまでも、公民館や美術館、博物館など文化施設等を拠点とした多様な文化・芸術活動、地域の伝統行事、文化財の公開などを通じて伝統文化や文化財の適切な保存・活用・広報活動に努め、市民の関心は着実に高まってきています。

しかし、文化財や伝統技術は一度失ったり、途絶えたりすると取り戻せないものであることから、市内に数多くある文化財の保護・保存・活用や伝統技術の継承については積極的に継続して進めていくとともに、幅広い文化・芸術の振興に取り組む必要があります。

また、令和6年度の市民まちづくり意識調査においては、「すばらしい自然や景観、伝統、歴史・文化が引き継がれたまち」に対する実感度が 00.424 で評価が高い施策のひとつとして選ばれています。前回（令和4年度）の 00.335 からも増加しており、引き続き、歴史や伝統文化を体験しながら学習できる機会や発表の場、世代を超えた交流の場を積極的にさらに確保していきます。

② その対策

先人たちの努力と歴史に育まれ、継承されてきた文化財や伝統文化を保護・保存し、活用するとともに、本市の個性を形づくる文化財や伝統文化を次世代に継承します。

また、引き続き文化財や伝統文化を活かし多様な歴史や文化に触れる機会を設けるとともに、地域文化や芸術活動の振興を図り、新しい文化の創造に努めます。

(1) 文化財の保護・保存

① 郷土の歴史や文化財の調査を進め、デジタルアーカイブ化する等、保存・活用を図ります。また、文化財を適正に保護・保存・修理するとともに、地域に伝わる優れた伝統行事や文化財についても文化財指定により適正に保存できるよう支援を行います。

② 文化施設等の整備・改修を進めます。

(2) 積極的な情報発信

① 博物館等の文化施設や現地での文化財の公開をはじめ、広報紙・ホームページ等を活用して市内外へ広く文化財の情報を発信し、市民の文化財への関心と郷土愛の醸成を図ります。

(3) 歴史・伝統文化の次世代への継承

① 次世代へ歴史、伝統文化を継承するため、地域の伝統行事への支援や参加を学校等に協力を仰ぎ呼びかけます。

② 備前焼のルーツとなった須恵器を生産した国指定史跡である寒風古窯跡群を恒久的に保存し、次代に引き継ぐと共に、活用を図るため寒風陶芸会館と一体的に公開活用を図ります。

(4) 学習する機会の提供

① 寒風陶芸会館等を利用し、寒風古窯跡群をはじめ市内の須恵器や焼物の展示公開を行うとともに、遺跡見学会や学習会、焼物製作体験をしながら伝統文化や伝統技術を学習する場を提供します。

② 公民館や美術館を中心に行われている市民の自主的な文化芸術活動の成果発表の機会を提供し、

新たな文化の創造を支援します。

- ③ 市文化協会とも連携し、美術館ギャラリー、公民館等を利用した展示・公演など芸術文化に触れる機会と発表の場をつくります。
- ④ 文化芸術活動の拠点となる美術館等の整備や充実、運営管理などを行います。

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|-----------------|---------------------------------|---------------------------------------|------|-----|
| 10 地域文化の振興 等 | (1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 | 美術館施設整備事業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | | 街角ミュゼ牛窓文化館施設整備事業 施設・設備改修等 | 市 | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興 | 美術館管理運営事業 美術館の管理運営の充実 | 市 | |
| | | 文化施設管理運営事業 街角ミュゼ牛窓文化館、燈籠堂等の管理運営の充実 | 市 | |
| | | 文化財保存活用地域計画作成事業 | 市 | |
| | (3) そ の 他 | 国指定重要文化財等保存整備費補助金 | 国 | |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

I 地球温暖化防止対策

地球環境問題は、地域に暮らす市民の問題だけでなく、地球上すべての生物に関わってくる重要な問題です。地域に暮らす市民一人ひとりが、地球環境という広い視野で日常生活を見つめ直し、自然と共生する人と地球にやさしい地域を目指します。

① 現況と問題点

瀬戸内市では、令和5年度に策定した『第2次 瀬戸内市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】』において、国が掲げる2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を前倒しし、2040年までに市内のゼロカーボン実現を目指すこととしています。また、公共施設においても、『第4次 瀬戸内市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】』において、再生可能エネルギー最大限の活用に向けた取組を進めつつ、建築物の省エネルギー化の徹底及び建築時の環境配慮の実施等、地球温暖化防止対策に取り組んでいくこととしています。

一人でも多くの市民が地球環境に関心を持ち、実際の行動に移していくことが重要であるため、再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消や家庭の省資源・省エネルギー化等について普及・啓発を進めていく必要があります。

② その対策

市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるため、環境学習・環境教育を進めます。

再生可能エネルギーの導入や省資源・省エネルギー活動を実践するなど地球温暖化防止対策を進めるとともに、大気汚染・水質汚濁などの公害対策を計画的に実施します。

(1) 地産の再生可能エネルギーの利活用促進

- ① 第2次瀬戸内市環境基本計画に基づき再生可能エネルギーの導入について普及啓発し、市民の安全・安心な生活に配慮しつつ「環境にやさしいまち」を目指します。
- ② 太陽光発電システムについて市民への普及啓発を進めるとともに、公共施設への設置を促進します。
- ③ 市民の環境問題への関心を高めるため、市民参加型のイベントを開催します。

(2) 省資源・省エネルギー対策の推進

- ① 環境問題への市民意識を高めるため、市民や市内事業者、地域の団体等と連携し、公共交通機関や自転車等の利用を促進するとともに省資源・省エネルギー化などの普及・啓発を進めます。

(3) 環境学習の実施

- ① 一人でも多くの人に環境問題に興味を持ってもらえるよう、市のホームページで情報発信します。
- ② 地域の市民団体等と連携し、環境学習を行います。

(4) 公害対策の推進

- ① 光化学オキシダントに関し、関係機関との連携を密にし、円滑な情報提供を行います。
- ② 騒音、振動や悪臭等についても監視し、生活環境を保全します。

II 他の市町との連携施策

連携中枢都市圏構想推進要綱（令和26年8月25日総行市第200号）に基づく「岡山連携中枢都市圏形成に係る連携協約」により、「再生可能エネルギーの利用の推進」に関連する下記施策を実施しています。

(1) 気候変動対策

- ① 地球温暖化対策に係る共同実施事業の実施
- ② 地域循環共生圏の実現に向けた事業の実施

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------------------|------------------------|--|------|---|
| 1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 | 定住促進事業 定住者を確保するため、市有分譲地や空き家についての情報を発信する。また、市有分譲宅地に住宅を建築し、定住しようとする者に対して助成措置を講じる。 | 市 | 本事業は、人口増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 協働の空き家活用促進事業 IJU コンシェルジュの支援を受けて購入又は借受けた空き家を改修しようとする移住者に対して助成措置を講じる。 | 市 | 本事業は、人口増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 空き家活用事業所開設支援事業 空き家を改修してサテライトオフィスや事業を開設しようとする者に対して助成措置を講じる。 | 市 | 本事業は、人口増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 空き家登録制度 | 市 | 本事業は、人口増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 国際・国内交流事業 | 市 | 本事業は、関係人口増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続 的発展特別事業 | 水産業振興事業 漁業に親しみを持ってもらうため、漁業協同組合が行う地引網などの漁業体験活動に対し補助金を交付することで、新規就業者を増加させる。 | 市 | 本事業は、地域の水産業の永続的発展を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 創業支援事業 | 市 | 本事業は、地域の起業者の増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 観光施設管理運営事業 牛窓海遊文化館、寒風陶芸会館、観光センター、公衆トイレ、海水浴場等の管理運営の充実 | 市 | 本事業は、交流人口の増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 観光客おもてなし促進事業 民間事業者や各種団体が実施する観光客の受入環境整備に対する支援 | 市 | 本事業は、交流人口の増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |

| | | | | |
|-------------------------------|-------------------|---|---|---|
| | | 観光振興推進事業 観光PR、観光案内看板作成等 | 市 | 本事業は、交流人口の増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | 生活交通路線維持対策事業 地域住民の生活の足であるバス路線維持のため、民間バス事業者に対し、補助金を交付する。 | 市 | 本事業は、地域公共交通の持続可能な提供を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 市営バス運行业務 公共交通網の維持確保のため、市営バスを運行する。 | 市 | 本事業は、地域公共交通の持続可能な提供を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | タクシー活用補助金 公共交通不便地域解消のため、当該地域の条件を満たす市民にタクシー券を交付する。 | 市 | 本事業は、地域公共交通の持続可能な提供を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 前島地区地域内交通運行业務 前島に住んでいる市民等の足となる新しい交通機関の導入を図る。 | 市 | 本事業は、地域公共交通の持続可能な提供を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 緑の村公社フェリー運営補助事業 | 市 | 本事業は、地域公共交通の持続可能な提供を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 | 未利用施設解体撤去事業 公共施設等総合管理計画、公共施設再編計画と整合を図りながら、老朽化が著しい公共施設の解体撤去を行う。 | 市 | 本事業は、未利用施設を解体し有効利用を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | 広域的保育所等利用事業 送迎バス運行业務 | 市 | 本事業は、子育て環境の確保を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 市民活動応援・協働提案事業 自治会または市民活動団体が行う公益活動の費用の一部を補助し、協働のまちづくりをめざす。 | 市 | 本事業は、地域コミュニティの維持を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。 |

| | | | | |
|-------------|-------------------|--|---|---|
| | | <p>集会所整備助成事業</p> <p>自治会が管理する集会所を新築、又は増改修しようとする自治会に対して助成措置を講じる。</p> | 市 | <p>本事業は、地域コミュニティの維持を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> |
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>美術館管理運営事業</p> <p>美術館の管理運営の充実</p> | 市 | <p>本事業は、交流人口の増加を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> |
| | | <p>文化施設管理運営事業</p> <p>街角ミュージゼ牛窓文化館、燈籠堂等の管理運営の充実</p> | 市 | <p>本事業は、交流人口の増加と歴史文化資源の継承を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> |
| | | <p>文化財保存活用地域計画作成事業</p> | 市 | <p>本事業は、交流人口の増加と歴史文化資源の継承を見込む事業であり、その効果は将来に及ぶものである。</p> |